
2025年度 通常総会

日時 2025年6月21日(土)13:00~
会場 かしはら万葉ホール ロマントピアホール

「看護の日」キャラクター



公益社団法人 奈良県看護協会

目 次

奈良県看護協会の基本理念
奈良県看護協会長 挨拶
2025年度奈良県看護協会通常総会プログラム

議 決 事 項

提 出 議 題

第一号議案	公益社団法人奈良県看護協会定款の一部改正（案）について-----	5
第二号議案	公益社団法人奈良県看護協会理事報酬等の総額の上限（案）-----	6
第三号議案	公益社団法人奈良県看護協会監事報酬等の総額の上限（案）-----	6
第四号議案	理事・監事・推薦委員並びに2026年度日本看護協会通常総会の 代議員及び予備代議員の選出について（案）-----	7
第五号議案	2024年度決算報告（案）及び監査報告（別冊）	

報 告 事 項

報告事項1	2024年度事業報告	
	理事会報告-----	9
	日本看護協会通常総会報告-----（別紙）	
	事業報告-----	12
	職能委員会活動報告-----	25
	地区支部活動報告-----	26
	委員会活動報告-----	29
	教育計画実施一覧-----	33
	ナースセンター事業報告-----	40
	訪問看護総合支援センター事業報告-----	43
	訪問看護ステーション満足度調査 調査結果-----	44
	訪問看護ステーション利用状況-----	45
	ホームナーシングセンター利用状況-----	45
報告事項2	2025年度事業計画-----	46
報告事項3	2025年度収支予算（別冊）	

[資料]

2025年度 役員・委員候補者-----	57
公益社団法人奈良県看護協会定款-----	60
公益社団法人奈良県看護協会定款細則-----	67
公益社団法人奈良県看護協会総会運営規則-----	70
公益社団法人日本看護協会代議員及び予備代議員の選出に関する内規-----	73
地区別会員数一覧-----	74
奈良県看護研修センター利用状況-----	75
公益社団法人奈良県看護協会組織体制・組織図-----	76
2024年度 役員・委員-----	77
奈良県看護協会所掌業務-----	80
看護職の倫理綱領-----	81

奈良県看護協会の基本理念

I 使命

人々の人間としての尊厳を維持し、健康で幸福でありたいという普遍的なニーズに応え、県民の健康な生活の実現に貢献する。

- ・教育と研鑽による専門性にに基づき看護の質の向上を図る。
- ・看護職が生涯を通して安心して働き続けられる環境づくりを推進する。
- ・地域の人々の健康ニーズに応え看護及び保健衛生の発展に努める。

II 活動理念 C A N

創造的に行動し、責務を果たし、共に生きる。

創造 Creativeness 、責務 Accountability 、共生 Network

III 基本戦略

政策形成 → 調査研究、制度改革（保険・医療・福祉）への政策提言、政策決定過程への参画と働きかけ、県民の理解と賛同を得るための働きかけ、県看護連盟等関連団体との協働

自主規制 → 看護倫理規定、業務基準・ガイドライン、機能評価

支援事業 → 継続教育の実施、学術研究の推進、医療安全に関する相談支援、看護職の権利擁護、労働条件・環境の改善、福利厚生、国際交流

開発・経営 → 看護業務・事業の開発と経営、業務上の権能拡充、事業経営

広報 → 機関誌、ホームページ等による情報提供、マスコミを通じた広報

社会貢献 → まちの保健室等健康情報の提供と健康意識の啓発、災害支援、国際協力等

看護職員就業者数は、1990年83.4万人から2020年には173.4万人と約2倍に増加し、看護職員の年齢構成は、若年層は減少し60歳以上は増加しています。就業場所の多くは病院や診療所ですが、訪問看護ステーション及び介護保険施設等、地域で就業する看護職員の増加割合が高くなってきました。深刻化する少子化と高齢化、そして、看護ニーズの多様化と増大、看護職の就業場所の拡大が、更に人材不足に拍車をかけ、看護職の働く現場は、その過酷さを増しています。

1992年に制定された「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき同年制定された基本指針が、2023年10月「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」として、約30年ぶりに初めて改定されました。これは、看護職が資質を高めるとともに専門性の高さに見合った処遇の下、多様な領域で就業を継続できるよう取り組むための大きな後押しとなりました。

「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」の構成

- 第一 看護師等の就業の動向に関する事項
- 第二 看護師等の養成に関する事項
- 第三 病院等に勤務する看護師等の処遇の改善に関する事項
- 第四 研修等による看護師等の資質の向上に関する事項
- 第五 看護師等の就業の促進に関する事項
- 第六 新興感染症や災害等への対応に係る看護師等の確保（新設）
- 第七 その他看護師等の確保の促進に関する重要事項

さて、2025年問題のその年を迎え、私たちは、更に2040年を見据えた課題に取り組むべき時となりました。先日、「週間保健衛生ニュース(2024年12月30日)」に掲載されていた、看護経済・政策研究学会 第14回学術集会での大谷泰夫 神奈川県立保健福祉大学理事長の基調講演「看護の深化と拡張」に興味深く拝読しました。(以下、内容を一部抜粋)

看護職に求められるマインドセットの転換として、①主体と客体、②主役と脇役、③活動の場の拡大、④技術革新の4点をあげられていました。①は「医療を供給側からみて指導するという論理から、治ろうとする生活者に視点を移して、主体者側から見る」と、転換していくことの必要性説いたもの。②は「看護は一定の分野でリーダーシップをとればいい、専門性を高めることや周辺の職種とのコーディネーションも大事だが、治すことだけに全力を結集するのではなく、臨床以外でも看護の役割が発揮できる、多々ある非臨床の現場で主役に躍り出ることができるのではないかと将来を見通していました。また、改革の戦略として、「深化」と「拡張」があり、深化では専門性の追求と量の確保のほかに、看護職の総合力・総合性が必要であるとしました。そして、拡張では、健康生活の支援や健康リテラシーの普及の定着、食生活やマインドフルネス、運動、口腔衛生など、「医療や診療・療養の場ではないところでも、違う能力をもって方法論を転換していけば、診療の補助や療養上の世話にもっと拡がりが出てくる」と提案されていました。

看護職の将来は、その専門性を更に強く求められます。柔軟で豊かな発想で、更なる深化と拡張が期待されていることも認識していきたいと思えます。

今後とも、奈良県看護協会へのご支援とご協力をどうか宜しくお願いいたします。

2025年度 奈良県看護協会通常総会プログラム

日 時 2025年6月21日(土) 13:00~16:00

場 所 かしはら万葉ホール(ロマントピアホール)

12:10 開場

オリエンテーション

13:00 開会

物故会員への黙祷

会長挨拶

来賓祝辞

来賓紹介・祝電披露

奈良県看護協会会長表彰

各種表彰受賞者紹介

13:40 (休憩)

13:50 日本看護協会通常総会報告

議長団選出

議事録署名人決定

<議決事項>

第一号議案 公益社団法人奈良県看護協会定款の一部改正(案)について

第二号議案 公益社団法人奈良県看護協会理事報酬等の総額の上限(案)

第三号議案 公益社団法人奈良県看護協会監事報酬等の総額の上限(案)

第四号議案 理事・監事・推薦委員並びに2026年度日本看護協会通常総会の
代議員及び予備代議員の選出について(案)

改選理事等候補者紹介

選挙管理委員の指名

<議決事項>

第五号議案 2024年度決算報告(案)及び監査報告

<報告事項>

報告事項1 2024年度事業報告

報告事項2 2025年度事業計画

報告事項3 2025年度収支予算

15:50 退任役員紹介

新役員紹介

16:00 閉会

議 決 事 項

提出議題

第一号議案 公益社団法人奈良県看護協会定款の一部改正（案）について

第二号議案 公益社団法人奈良県看護協会理事報酬等の総額の上限（案）

第三号議案 公益社団法人奈良県看護協会監事報酬等の総額の上限（案）

第四号議案 理事・監事・推薦委員並びに 2026 年度日本看護協会
通常総会の代議員及び予備代議員の選出について（案）

第五号議案 2024 年度決算報告（案）及び監査報告 （別冊）

提出議題

第一号議案 公益社団法人奈良県看護協会定款の一部改正（案）について

公益社団法人奈良県看護協会定款の一部改正 案

改 正 後	改 正 前
<p>第1条～第21条 (省略)</p> <p>(役員を設置)</p> <p>第22条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 15名以上18名以内</p> <p>(2) 監事 3名以内</p> <p>2 <u>役員</u>の構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>理事のうち、会長を1名、副会長を2名以内、専務理事を1名、常任理事を2名以内、保健師職能理事、助産師職能理事、看護師職能Ⅰ理事、看護師職能Ⅱ理事を各1名、地区理事を5名以内、准看護師理事を1名、外部理事を1名以上とする。</u></p> <p>(2) <u>監事のうち、1名以上を外部監事とする。</u></p> <p>3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、副会長、専務理事及び<u>常任理事</u>を法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事（以下「業務執行理事」という。）とする。</p> <p>4 監事のうち1名を、公認会計士又は税理士とする。</p> <p>5 <u>外部理事は次の全てを満たすものとする。</u></p> <p>(1) <u>本会の業務執行理事又は使用人ではなく、かつ、その就任前10年間に本会の業務執行理事又は使用人であったことがない者</u></p> <p>(2) <u>本会の正会員ではない者</u></p> <p>6 外部監事は次の全てを満たすものとする。</p> <p>(1) <u>本会の理事又は使用人ではなく、かつ、その就任前10年間に本会の理事又は使用人であったことがない者</u></p> <p>(2) <u>本会の正会員ではない者</u></p> <p>第23条～第34条 (省略)</p> <p>(種類及び開催)</p> <p>第35条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。</p> <p>2 定例理事会は、<u>原則として毎月1回</u>開催する。</p> <p>3 (省略)</p> <p>第36条～第60条 (省略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この定款は、2025年6月21日から施行する。ただし、第22条の改正は2026年度役員を選出に係る事項についてから適用する。</p>	<p>第1条～第21条 (省略)</p> <p>(役員を設置)</p> <p>第22条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 15名以上18名以内</p> <p>(2) 監事 3名以内</p> <p>2 理事のうち、会長を1名、副会長を2名以内、専務理事を1名、常任理事を2名以内、保健師職能理事、助産師職能理事、看護師職能Ⅰ理事、看護師職能Ⅱ理事を各1名、地区理事を5名以内、准看護師理事を1名とする。</p> <p>3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、副会長、専務理事、<u>常任理事</u>を法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事（以下「業務執行理事」という。）とする。</p> <p>4 監事のうち1名を、公認会計士又は税理士とする。</p> <p>第23条～第34条 (省略)</p> <p>(種類及び開催)</p> <p>第35条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。</p> <p>2 定例理事会は、<u>毎月1回</u>開催する。</p> <p>3 (省略)</p> <p>第36条～第60条 (省略)</p>

第二号議案 公益社団法人奈良県看護協会理事報酬等の総額の上限(案)

公益社団法人の理事報酬等については、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(平成18年法律第49号)第5条第14号において、「民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事業を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。」と規定されている。

また、理事の報酬支給基準については、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成18年法律第48号)第89条に基づき、①総会で決定する方法、または②総会において報酬等の総額の上限を定め、その範囲内で理事会が支給基準を決定する方法がある。

本会では、総会の開催が事実上年1回に限定されるため、実情に即した報酬水準の確保と役員負担増への対応のため、総会で報酬等の総額の上限を定め、その範囲内で理事会で具体的な支給基準を定めることとしている。

については、理事会における報酬支給基準策定の前提として、「公益社団法人奈良県看護協会理事報酬規則」における理事の報酬等の総額について、次のような上限に変更することを提案する。

提案：理事の報酬等の総額の上限(年額) 2500万円

第三号議案 公益社団法人奈良県看護協会監事報酬等の総額の上限(案)

公益社団法人の監事の報酬等については、理事からの独立性を担保するため、理事の報酬とは別に総会決議によって決めることとされている。

そのため、本会では、理事の報酬等と同様、監事の報酬等の総額の上限を、総会で決議することとしている。

については、監事の報酬等の総額について、次のような上限に変更することを提案する。

提案：監事の報酬の総額の上限(年額) 75万円

第四号議案 理事・監事・推薦委員並びに2026年度日本看護協会通常総会の代議員及び予備代議員の選出について(案)

2025年度改選理事・監事・推薦委員

役

員

会 長	春 木 邦 恵	地区理事(奈良)	新 田 伊津美
第 1 副 会 長	橋 口 智 子	地区理事(西和)	大久保 由美子
第 2 副 会 長	高 橋 久 子	地区理事(南和)	谷 向 克 子
常 任 理 事	森 田 冴 子	准看護師理事	西 山 晋 輔
保健師職能理事	尾 島 典 子	監 事	山 本 隆 良

推 薦 委 員 会

丸 橋 敦 子 村 上 智 美 烏頭尾 寛 子 住 田 恵

2026 年度日本看護協会通常総会の代議員及び予備代議員候補者

代議員候補者名簿

第 1 副会長	橋 口 智 子	看 護 師
専 務 理 事	西 岡 令 子	看 護 師
保健師職能理事	尾 島 典 子	保 健 師
助産師職能理事	細 川 喜美恵	助 産 師
看護師職能 I 理事	河 野 恵	看 護 師
看護師職能 II 理事	山 崎 優美代	看 護 師
准看護師理事	西 山 晋 輔	准看護師
東和地区支部	有 川 万里子	看 護 師
西和地区支部	大久保 由美子	看 護 師
中和地区支部	野 村 佳 香	看 護 師

予備代議員候補者名簿

第 2 副会長	高 橋 久 子	看 護 師
常 任 理 事	森 田 冴 子	看 護 師
保健師職能委員	啜 素 代	保 健 師
助産師職能委員	赤 松 友 美	助 産 師
看護師職能 I 委員	古 川 優 子	看 護 師
看護師職能 II 委員	山 上 由美子	看 護 師
准看護師委員	中 元 麻 紀	准看護師
東和地区支部	今 西 豊 香	看 護 師
西和地区支部	田 中 礼 子	看 護 師
中和地区支部	仲 久 美	看 護 師

第五号議案 2024 年度決算報告（案）及び監査報告（別冊）

報 告 事 項

報告事項 1 2024 年度事業報告

理事会報告

日本看護協会通常総会報告（別紙）

事業報告

職能委員会活動報告

地区支部活動報告

委員会活動報告

教育計画実施一覧

ナースセンター事業報告

訪問看護総合支援センター事業報告

2024 年度看護協会立訪問看護ステーション満足度調査 調査結果

公益社団法人奈良県看護協会立訪問看護ステーション利用状況

ホームナーシングセンター利用状況

報告事項 2 2025 年度事業計画

報告事項 3 2025 年度収支予算

（別冊）

報告事項 1

理事会報告

会長 春木 邦恵

1. 理事会開催状況

回	月 日	場 所	出席人数	
			理事	監事
1	2024年4月12日(金) (9:30~11:38)	看護研修センター研修室 1	15	3
2	2024年5月17日(金) (9:28~11:45)	看護研修センター研修室 1	15	2
3	2024年6月15日(土) (16:10~16:45)	看護研修センター研修室 1	16	3
4	2024年7月12日(金) (9:29~12:03)	看護研修センター研修室 1	16	3
5	2024年8月9日(金) (9:28~12:18)	看護研修センター研修室 1	16	3
6	2024年9月13日(金) (9:29~11:50)	看護研修センター研修室 1	16	3
7	2024年10月11日(金) (9:25~12:02)	看護研修センター研修室 1	16	2
8	2024年11月8日(金) (9:26~12:18)	看護研修センター研修室 1	16	3
9	2024年12月13日(金) (9:27~12:40)	看護研修センター研修室 1	13	3
10	2025年1月17日(金) (9:29~10:50)	看護研修センター研修室 1	16	3
11	2025年2月14日(金) (9:24~11:11)	看護研修センター研修室 1	14	2
12	2025年3月14日(金) (9:27~11:41)	看護研修センター研修室 1	15	2

2. 主な協議事項

2-1 2024年度通常総会審議事項の確認（5月）

提出議題

第一号議案 公益社団法人 理事・監事・推薦委員並びに2025年度（令和7年度）日本看護協会通常総会の代議員及び予備代議員の選出について（案）

第二号議案 2023年度決算報告（案）および監査報告について

報告事項

- ・2024年度事業計画及び2024年度収支予算（案）について
- ・2023年度事業報告

2-2 協会組織・運営について

- ・2024年度奈良県看護協会理事及び委員について（4月）
- ・2025年度日本看護協会通常総会代議員及び予備代議員候補者推薦名簿について（5月）
- ・2024年度看護協会通常総会開催（案）について（4月）
- ・公益社団法人奈良県看護協会受講料取扱規程の一部改正について（4月）
- ・公益社団法人奈良県看護協会研修受講料取扱規程の一部改正について（4月、12月）
- ・公益社団法人奈良県看護協会謝金等規程の一部改正について（4月、2025年2月）
- ・公益社団法人奈良県看護協会謝金等の取扱い内規の一部改正について（8月、12月、2025年2月）
- ・公益社団法人奈良県看護協会給与支給規則の一部改正について（7月）
- ・2024年度奈良県看護協会通常総会提出議題について（5月）
- ・理事の役職決定について（6月）
- ・看護労働環境改善推進委員会規程の一部改正について（10月）
- ・広報出版委員会規程の一部改正について（10月）
- ・教育企画・運営委員会規程の一部改正について（10月）
- ・災害看護委員会規程の一部改正について（10月）
- ・奈良県看護学会委員会規程の一部改正について（10月）
- ・公益社団法人奈良県看護協会ホームナーシングセンター管理運営規程の一部改正について（10月）
- ・公益社団法人奈良県看護協会看護研修センター使用規程の一部改正について（10月）
- ・業務委員会規程を廃止する規則について（11月）
- ・公益社団法人奈良県看護協会定款細則の一部改正について（11月）
- ・修了証明書等再発行の取扱いに関する内規の一部改正について（12月）
- ・公益社団法人奈良県看護協会理事報酬規則の一部改正について（12月）
- ・公益社団法人奈良県看護協会職員給与支給規則の一部改正について（12月、2025年3月）
- ・公益社団法人奈良県看護協会職員旅費規程の一部改正について（2025年2月）
- ・旅費、慶弔等に関する細則の一部改正について（2025年2月）
- ・公益社団法人奈良県看護協会育児・介護休業等に関する規程の一部改正について（2025年3月）
- ・公益社団法人奈良県看護協会定款の一部改正について（2025年3月）
- ・2025年度事業計画・予算（案）について（2025年3月）

2-3 事業計画の推進に関すること

- ・2025年度奈良県看護協会事業計画（案）について（12月）
- ・2025年度奈良県看護協会委員会等事業計画（案）について（2025年1月）
- ・公益社団法人奈良県看護協会認定看護管理者教育課程運営規則の一部改正について（2025年2月）
- ・認定看護管理者教育課程運営細則の一部改正について（2025年2月）
- ・認定看護管理者教育運営委員会規定の一部改正について（5月、7月）

2-4 看護教育及び学会等学術振興に関すること

- ・2024年度奈良県看護学会オンデマンド配信に向けての予算変更について（9月）
- ・2024年度公益社団法人奈良県看護学会（12月）

2-5 看護職の労働環境等の改善及び就業促進による人々の健康及び福祉増進に関する事業

- ・「看護業務の効率化推進事業」報告会（2025年2月）
- ・「プラチナナース研修会」（2025年3月）

2-6 看護に係る調査及び研究並びに看護業務及び看護制度の改善への提言に関する事業

- ・「奈良県医師新報」（2024年12月号）なら医療のなかま「将来を見据えた『保健師』の魅力発信、保健師活動の継承」掲載（2025年1月）
- ・「看護師の業務負担軽減に資する看護業務改善」に関する調査（7月）

2-7 地域ケアサービスの実施及び促進等による人々の健康及び福祉の増進に関すること

- ・「令和6年度医療的ケア児等支援者養成研修」の開催について（9月）
- ・「一日まちの保健室」参加（10月）
- ・訪問看護ステーションに関する実態調査について（9月）

2-8 日本看護協会との相互協力および連携に関する事業

- ・2026年度日本看護協会代議員数及び通常総会開催地等について（2025年1月）
- ・2025年度日本看護協会通常総会・2025年度全国職能別交流集会の開催について（2025年2月）
- ・2025年度日本看護協会長表彰受賞者決定について（2025年3月）

2-9 その他本会の目的を達成するために必要な事業

- ・奈良県看護功労者知事表彰候補者推薦について（4月）
- ・2024年度奈良県看護協会長表彰者（案）について（4月）
- ・2024年度奈良県看護協会長表彰者の決定について（4月）
- ・後援名義人使用申請について（4月、5月、7月、8月、11月、12月、2025年1月、2月、3月）
- ・奈良県への要望について（5月、8月）
- ・福利厚生事業の新規事業者について（7月、12月）
- ・2024年度秋の叙勲について（11月）
- ・看護協会・ナースセンターの移転について（2025年1月）
- ・公益社団法人奈良県看護協会 BoneWave（骨ウェーブ）貸出しに関する規程の制定について
(2025年2月)
- ・各種表彰候補者（春・秋叙勲、知事表彰、日本看護協会長表彰）の推薦
(4月、5月、8月、9月、10月、11月、12月、2025年3月)
- ・40周年記念誌について（7月）

2024年度 事業報告

専務理事 西岡 令子

I. 看護教育及び学会等学術振興に関する事業（公益目的事業）

事業内容	
1. 看護職の継続教育の推進	
1) 「看護の将来ビジョン」達成に向けて、質の高い看護人材を育成する教育プログラムの企画・実施・評価	教育計画が「ポッド」版の作成、全会員に配付 オンライン研修システムマナブルに掲載 教育研修実施録の作成
2) 研修内容	全部で67研修と学会1の68コースを実施 受講・参加延べ人数3,922名（詳細は一覧表参照）
(1) 「生活」と保健・医療・福祉をつなぐ質の高い看護の普及に向けた継続教育	(1) 28研修 計986名受講
(2) ラダーと連動した継続教育	(2) 11研修
①継続教育	① 10研修 計510名受講
助産師実践能力習熟段階（LoCMip®）	② 1研修 計18名受講
(3) 看護管理者が地域包括ケアシステムを推進するための力量形成に向けた継続教育	(3) 3研修 計91名受講
(4) 専門能力開発を支援する教育体制の充実に向けた継続教育	(4) 10研修 計1,419名受講
(5) 資格認定教育	(5) 10研修
①認定看護管理者教育課程ファーストレベル	① 6/11～7/24（22日間）56名修了
②ファーストレベル公開講座	②2研修 計21名受講
③認定看護管理者教育セカンドレベル	③10/15～12/19（32日間）26名修了
④セカンドレベル研修修了者のためのオープン講座	④3名受講
⑤セカンドレベル公開講座	⑤2研修 計14名受講
⑥セカンドレベル実践報告会	⑥修了者25名、修了者以外13名
(6) 看護基礎教育を充実させるための継続教育	(6) 5研修 計158名受講
(7) 委員会活動と連動した交流会・研修	(7) 14交流会・研修 計330名参加・受講
2. 奈良県受託事業に関する研修	上記2) 研修内容の再掲
1) 看護職員資質向上推進事業	
(1) ①実習指導者講習会（一般分野）	(1) ①6/27～9/6（うち27日間）78名修了
②実習指導者講習会（特定分野）	②6/27～9/6（うち9.5日間）9名修了
(2) 看護教員継続研修	(2) 8/20・R7.3/18（2日間）計50名受講
2) 新人看護職員研修事業	
(1) 新人看護職員集合研修	(1) 5/16～1/24（うち5日間）86名受講
(2) 2年目フォローアップ研修	(2) 10/8 79名受講
(3) 新人集合研修公開講座	(3) 9/12 22名受講
(4) 実地指導者研修	(4) 10/10～1/28（うち4日間）93名受講
(5) 研修責任者・教育担当者研修	(5) 10/10～1/15（うち3日間）65名受講
3) 訪問看護推進研修事業	
奈良県訪問看護師養成講習会～訪問看護eラーニング活用～	1) 7/1～12/31（eラーニング6か月） 8/1・9/7・9/26・1/22（集合研修4日間） 11/1～12/20（実習3日間） ※10/31までにeラーニング修了者対象 延べ101名修了（うち公開講座34名）

4) 看護職員認知症対応力向上研修	e ラーニング修了 17 名 全日程修了者 16 名 10/31・11/1・11/13 (3 日間) 58 名受講 56 名修了
5) 病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修	1/2 3 32 名受講 32 名修了
3. 日本看護協会 DVD 研修	8/26～27 92 名受講 92 名修了
1) 認知症高齢者の看護実践に必要な知識	5/28 89 名受講 89 名修了
2) 看護補助者の活用推進のための看護管理者研修	12/14 (土) 奈良県看護研修センター テーマ「看護の継承と進化」 参加者 131 名 (オンライン 32 名含む) 発表演題 口演 14 題
4. 奈良県看護学会	日本看護協会からのオンデマンド研修後、 11 月 8 日 集合研修 医療安全検討委員会が運営 54 名修了
5. 医療安全管理者養成研修 (日本看護協会主催)	

II. 看護職の労働環境等の改善及び就業促進による人々の健康及び福祉の増進に関する事業 (公益目的事業)

事業内容	
1. ナースセンター事業 (奈良県受託事業)	40～42 ページ参照
1) ナースバンク事業 無料職業紹介所	1) 相談日: 月～金曜日 9:00～16:30 場所: 奈良県看護研修センター 相談方法: 電話・メール・来所
(1) NCCS システムによる登録・管理	
(2) 求人・求職者に対する相談及び紹介・連絡調整	
(3) 求人・求職に関する情報提供	
(4) 求人・求職動向の把握	
(5) 離職時等の届出制による登録推進と潜在看護職の把握	
(6) 「病院ガイド」作成・協会ホームページ掲載	(6) 看護学生、看護職の就職相談等の活用
(7) 出張相談	
①奈良県女性センター (奈良県福祉人材センター共催)	①月 1 回 計 11 回 就業相談 6 名・進路相談 0 名・求人 1 件
②ハローワーク奈良	②月 2 回 計 23 回 就業相談 45 名・進路相談 0 名・求人 0 件
③ハローワーク大和高田	③月 2 回 計 24 回 就職相談 9 名・進路相談 0 名・求人 0 件
④ハローワーク大和郡山	④月 1 回 12 回 就職相談 13 名・進路相談 0 名・求人 1 件
⑤介護職 看護職面接/相談会 (ハローワーク大和高田)	⑤月 1 回 計 12 回 就職相談 11 名・進路相談 0 名・求人 1 件 年 1 回
(8) ナースセンター事業運営協議会	(8) 24 ページ参照
(9) 他機関との連携	
①会議	①23 ページ参照
・ナースセンター・ハローワーク連携事業 連絡調整会議	
(10) 他団体との連携	
①日本看護協会中央ナースセンター	①22 ページ参照
・ナースセンター事業担当者会議	
・2024 年度地域に必要な看護職確保推進事業 実施要項・説明会	
・ナースセンター事業担当者情報交換会	

<p>②近畿地区看護協会人材確保定着会議</p> <p>③公共職業安定所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク連携事業（奈良・大和高田） ・事業周知チラシ掲示依頼 ・求人情報の提供、求人情報誌の配布 ・看護職セミナー <ul style="list-style-type: none"> ㊦ハローワーク奈良 ㊧ハローワーク大和高田 ・看護補助者セミナー <ul style="list-style-type: none"> ハローワーク奈良 ハローワーク大和高田 ハローワーク桜井 ・看護補助者オンデマンド研修 <ul style="list-style-type: none"> ハローワーク奈良 ハローワーク大和高田 ・就職応援フェア <p>④奈良県福祉人材センター（出張相談）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉の就職総合フェア <p>⑤奈良県女性センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求人情報誌の配布 ・事業周知チラシ情報配布 <p>⑥奈良県医療勤務環境支援センター</p> <p>(11) 看護職員就業状況調査 調査のねらい：看護職の働き方改革推進や就労支援を行うために活用する。 調査集計を各病院に報告：2025年1月</p> <p>(12) 事業実施報告</p> <p>2) 看護職員復職応援事業（奈良県受託事業）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 看護職復職支援研修（講義・病院、施設等実習） (2) 採血演習（シミュレーターを使用） <p>2. ナースセンター機能強化事業（奈良県受託事業）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 看護師等免許保持者の届出制度「とどけるん」 離職時等の届出支援・管理 2) 届出制度 PR <p>3) セカンドキャリアナース研修</p> <p>4) 進路・キャリアUP相談</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 看護学校進学ガイダンス (2) 看護職の進学や看護職を目指す方からの相談・問合せ 	<p>②22 ページ参照</p> <p>③求人0名 求職者31名 就業者13名 県内3カ所のハローワークより月1～2回 年12回</p> <p>㊦11月6日 参加数：10名/就職者数：2名</p> <p>㊧10月16日 参加数：8名/就職者数：6名 42 ページ参照</p> <p>6月28日・8月28日・11月20日・ 11月29日・2025年2月13日・3月13日 場所：王寺町地域交流センター ミグランス橿原市役所分庁舎 奈良県コンベンションセンター 相談者数：14名</p> <p>④2025年3月16日 場所：奈良県コンベンションセンター 相談者数：9名</p> <p>⑤年12回</p> <p>⑥セカンドキャリアナース研修会講師派遣 依頼 時期：8月 (11) 奈良県内74病院勤務の常勤看護職の 就業状況（離職率）調査 (12) 県、奈良労働局、中央ナースセンタ ー</p> <p>40～42 ページ参照 40～42 ページ参照 40～42 ページ参照 公共機関・ミニ面接会・看護学校・奈良県 病院看護管理者協議会・奈良県看護学教育 協議会・看護協会会員・病院、施設等に郵 送</p> <p>3) 40～42 ページ参照</p> <p>(1) 42 ページ参照 (2) 出張相談時等</p>
---	--

<p>対応、情報提供</p> <p>(3) 看護職をめざす方へのパンフレット作成 「看護への道」・「看護専門学校等募集要項」</p> <p>(4) 行政、大学、企業等の看護学生の就職相談会の協力 ① 奈良県立医科大学医学部看護学科 就職ガイダンス ② 畿央大学講義</p> <p>5) 看護職メンタル相談事業 (1) 相談窓口（予約制）</p> <p>6) 広報活動 (1) 看護学生にナースセンターをPR（講義）</p> <p>(2) 求人情報発行</p> <p>(3) 看護協会広報誌「看護なら」掲載（ナースセンターだより）</p> <p>(4) 出張相談案内チラシ</p> <p>(5) 看護協会ホームページへ事業紹介・情報提供</p> <p>(6) ポスター、チラシ作成・掲示依頼</p> <p>(7) 県ホームページ等情報提供</p> <p>(8) ナースセンター事業紹介 ① 実習指導者講習会 ② ファーストレベル ③ セカンドレベル</p> <p>3. 「看護の心」啓発・普及事業</p> <p>1) 看護の出前授業：「みんなで話そう-看護の出前授業」 奈良県看護協会 主催 「看護の日・看護週間」事業（厚生労働省・日本看護協会主催・文部科学省後援）</p> <p>2) ふれあい看護体験</p> <p>3) お仕事体験博</p> <p>4. 各賞候補者の推薦</p> <p>1) 叙勲</p> <p>2) 奈良県看護功労者知事表彰</p> <p>3) 日本看護協会会長表彰</p> <p>4) 奈良県看護協会会長表彰</p> <p>5) 母子保健奨励賞</p> <p>5. 看護労働環境改善推進委員会</p> <p>6. 医療安全検討委員会</p> <p>7. 看護補助者標準研修</p>	<p>(3) 1300部/年1回</p> <p>講演：飯尾美和 4月1日 講演：春木邦恵 12月16日 40～42 ページ参照</p> <p>(1) 奈良県内看護学校：3校 対象者：3年生等看護学生・教員 参加者：学生86名・教員5名 他看護学校には、ナースセンターのチラシ、リーフレット郵送</p> <p>(2) 年12回 (3) 年2回</p> <p>(6) 配布先：病院・施設、公共機関、商業施設等</p> <p>6月27日（小田由美子） 6月11日（小田由美子） 10月15日（小田由美子）</p> <p>1) ～3) 42 ページ参照</p> <p>1) 11月3日 被表彰者 1名 2) 5月9日 被表彰者：26名、（保健師1名、看護師24名、准看護師1名） 3) 6月6日 被表彰者：2名 4) 6月15日 被表彰者：9名 場所：かしはら万葉ホール 5) 11月27日 被表彰者：1名 5. 29 ページ参照 6. 31 ページ参照 7. 29名参加</p>
--	--

III. 看護に係る調査及び研究並びに看護業務及び看護制度の改善への提言に関する事業（公益目的事業）

事業内容	
1. 保健師職能委員会 2. 助産師職能委員会 3. 看護師職能Ⅰ委員会 4. 看護師職能Ⅱ委員会 5. 地区支部委員会 6. 図書室の管理 1) 図書文献サービス (1) 図書室資料の充実 (2) 収集資料の受け入れ整備と所蔵資料目録の運営管理 (3) 看護文献検索・情報提供サービスの向上 2) 図書室の利用促進	1. 25 ページ参照 2. 25 ページ参照 3. 26 ページ参照 4. 26 ページ参照 5. 26 ページ参照 (1) 蔵書数：専門図書 5551 冊 一般図書 171 冊 雑誌 28 種類 視聴覚資料 232 本 (3) インターネットによる検索案内： 検索リンク先 10 施設 2) 来室利用者：会員 12 名、非会員 0 名 他、長期間研修受講者（実習指導者講習会、 ファーストレベル・セカンドレベル） 貸出：図書 27 冊、 視聴覚資料 0 本 文献複写：利用枚数 154 枚

IV. 地域ケアサービスの実施及び促進等による人々の健康及び福祉の増進に関する事業（公益目的事業）

事業内容	
1. 地域住民への看護サービス 1) 出張研修 2. 看護の日イベント 1) 一日まちの保健室 (1) 奈良地区支部 (2) 東和地区支部 (3) 南和地区支部 3. 訪問看護事業 1) 訪問看護事業に関すること (1) 安心・安全な訪問看護サービスの提供 ① 質の高い訪問看護サービスの継続提供 ② 研修会・講習会の参加 ③ 教育機関としての環境整備 ㊦ 看護学生・病院看護師・地域連携に関わる職種の 実習受け入れと教育指導 ㊧ 橿原市内訪問看護ステーションの教育ステーショ ンとしての活動 ④ ステーションだよりの発行 (2) 健全な事業運営 ① 訪問看護ステーション運営・管理	28～29 ページ参照 地区支部活動報告参照 (1) 26～27 ページ参照 (2) 27 ページ参照 (3) 28～29 ページ参照 ① 利用者・家族の満足度調査実施（11 月） 44 ページ参照 ② 研修・講習会：256 回 受講数：406 名 講師派遣依頼 12 回 講師実績数：5 名 県喀痰吸引等研修講師派遣：3 回 2 名 ③ 実習受入れ： ㊦ 看護学校（5 校）実習生（延べ人数 439 名） ・在宅看護特別プログラム（1 名/延べ 8 日） ・病院看護師（54 名/延べ 112 日） ④ 連携会議（4 回） ④ 年 3 回（4 月、8 月、12 月） (2) 24 時間緊急時対応体制の整備 ① 定例会議 ・所長会議 12 回

- ②やりがいのある職場づくりの醸成
- (3) 近畿地区看護協会立訪問看護ステーション統括者及び管理者交流会参加
- 2) 居宅介護支援事業に関すること
- (1) 質の高いケアマネジメントの提供
- ①ケアプランの作成、評価・給付管理
- ②サービス担当者会議への出席
- ③研修会・講習会の参加
- (2) 行政及び他事業所との連携
- (3) 橿原市在宅医療・介護連携相談支援事業
- 3) 訪問看護総合支援センター事業に関すること
- (1) インターンシップ事業
県内看護大学・看護専門学校の学生に訪問看護ステーションで実地体験してもらう
- (2) プリセプター配置・現場指導事業
- ①新人訪問看護師が職場になじめるように支援する
- ②医療処置やケアを学ぼうとする職員に現場指導の実施
- ③プリセプター研修（プリセプターの養成）
- (3) 訪問看護制度研修
- ①技術研修（ビギナー：ミドル・カスタム）
- ②セミナー（小児看護・嚥下障害看護）
- (4) 多職種連携会議
災害時における医療・介護・福祉の多職種連携を考える
- (5) 訪問看護管理者研修
人材育成・奈良県の施策・労務管理
- (6) 地域教育事業
保健医療圏域ごとに教育ステーションを設け、地域の訪問看護ステーションを支援する
- (7) 教育計画・プログラム策定事業
訪問看護師用ラダーを作成
- (8) 認定看護師派遣調整事業
病院や訪問看護ステーションに勤務する認定看護師を派遣し、技術習得を支援
- (9) 訪問看護経営相談事業
- ①新規開設する訪問看護ステーションの支援
- ②既存の訪問看護ステーションの経営運営への相談
- (10) 訪問看護実態調査事業
県内訪問看護ステーションへ実態調査を実施
4. 訪問看護推進研修事業
- 1) 訪問看護師養成講習会（奈良県受託事業）
- 2) 訪問看護における暴力・ハラスメント研修

・医療安全対策、記録、業務委員会（各委員会 10 回開催）
合同研修会：感染管理 1/11 参加者（54 名）
：委員会報告 3/1 参加者（50 名）
②職場環境、福利厚生の見直し
22 ページ参照

- (1) ケアプラン数（1591 人）
- ・必要時
 - ・研修・講習会：16 回 受講数：28 名
- (2) 橿原市ケアマネジャー連絡会へ参加（4 回）
- (3) 週 2 回（各半日）参加
- ・自立支援地域ケア会議参加（4 回）

(1) ～ (10) 43 ページ参照

・教育計画、研修内容の検討
申請事業所数（8）派遣申請件数（14 件）
講師派遣数（13 件） 受講者計 174 人

(10) 委員会開催（2 回）

再掲

2) 8/3 基礎研修

9/1～12/14 の 5 回 DVD 動画配信研修

<p>5. 災害時の看護支援体制</p> <p>1) 災害支援ナース派遣調整合同訓練（日本看護協会）</p> <p>2) 看護協会災害支援ナース指導者養成研修</p> <p>3) 新型コロナなど新興感染症等に係る看護職員等確保事業 災害支援ナース養成研修</p> <p>4) 奈良県事業に協力</p> <p>(1) 国民保護法に基づく支援</p> <p>(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力・支援</p> <p>(3) 鳥インフルエンザ発生時における協定に基づく支援</p> <p>(4) 災害対策基本法に基づく支援</p> <p>(5) 奈良県防災総合訓練に参加、協力</p>	<p>68名修了</p> <p>1) 新たな派遣調整の仕組みに則って、一部の地域に限定して実施（奈良県該当なし）</p> <p>2) 災害支援ナース養成研修の集合研修の企画・指導者資格取得 オンデマンド研修 ①共通編 7/1～10/21 ②演習災害編 10/29 ③演習感染症編 10/24</p> <p>3) オンデマンド研修 11/5 災害編演習 11/27 感染症編演習</p> <p>(5) 10月20日都祁生涯スポーツセンター 災害支援ナース33名 被災地と避難所の訓練に参加</p>
--	---

V. 日本看護協会との相互協力及び連携に関する事業（公益目的事業）

事業内容	
<p>1. 日本看護協会事業に協力</p> <p>1) 日本看護協会への入会手続き</p> <p>2) 各種会議への出席</p> <p>3) 地域に必要な看護職確保推進事業</p> <p>4) 日本看護協会と協働して実施する研修</p> <p>2. 災害支援ナース派遣調整合同訓練</p> <p>3. 日本看護協会会長賞</p> <p>4. 日本看護協会との連携と情報交換</p>	<p>2) 22 ページ参照 再掲 6 研修</p> <p>2. 奈良該当なし 再掲 22 ページ参照</p>

VI. 施設の貸与に関する事業（公益目的事業／法人管理に関する事業）

事業内容	
<p>1. 施設運営に関する事業</p> <p>1) 看護研修センターの運営</p> <p>2) ホームナーシングセンターの運営</p> <p>3) 駐車場の管理と運営</p>	<p>75 ページ参照 45 ページ参照</p> <p>・料金の管理 ・駐車券販売の管理 ・駐車場維持管理（草刈り：年3回） ・ゲートシステム維持管理</p>

VII. その他本会の目的を達成するために必要な事業（公益目的事業／共益事業／法人管理に関する事業）

事業内容	
<p>1. 広報活動に関する事項</p> <p>1) 機関紙その他啓発出版物の刊行</p> <p>(1) ホームページの活用</p> <p>(2) 「看護なら」の作成配布（広報出版委員会）</p> <p>2) 奈良新聞への寄稿：看護の日に寄せて</p> <p>3) 県医師会広報誌 医師会新報への寄稿</p> <p>4) 産経新聞掲載</p> <p>2. 渉外活動に関する事項</p> <p>1) 関係団体との連携強化</p> <p>(1) 看護学校等</p> <p>2) 看護関連政策の実現</p> <p>(1) 奈良県への要望</p> <p>①ナースセンター事業拡充及び拡大における人材雇用への支援</p> <p>②看護補助者の資質向上のための施設での研修支援への支援</p> <p>3) 県主催事業への出席・協力</p> <p>(1) 奈良県事業に協力</p> <p>(2) 県主催事業の審議・会議等に委員として参加</p> <p>(3) 関係団体の総会等への出席</p> <p>(4) 関係団体への協力支援</p> <p>3. 会員支援に関する事業</p> <p>1) 表彰（再掲）</p> <p>2) 見舞い・その他</p> <p>(1) 弔慰見舞い</p> <p>3) 身分擁護と福利厚生</p> <p>(1) 医療事故に関する情報提供と相談</p> <p>(2) 個人情報の適正管理</p> <p>4. 組織に関する事項</p> <p>1) 協会組織の強化</p> <p>(1) 会員数の増加の拡大</p> <p>①会員サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新会員情報管理体制（ナースシップ）による入会・継続手続き ・オンライン研修システムマナブル運用 ・ホームページによる会員との連携 ・SNS開設（新） ・医療安全相談窓口の継続 ・個人情報保護法等関係法令の適正管理 ⑦適正な取り扱いを遵守 ⑧パソコンセキュリティ管理 ・入会案内・リーフレットの配布 	<p>(2) 年2回（7月・12月）・総会特集号（5月）</p> <p>2) 5月11日 飯尾美和</p> <p>3) 年4回（6月・9月・12月・3月）</p> <p>4) 5月10日</p> <p>・奈良県内看護学校、大学看護学部の卒業式、入学式及び宣誓式（戴帽式）に出席</p> <p>・卒業生及び入学生へ祝電及びお祝いのメッセージを送付</p> <p>・看護学校等行事への参加</p> <p>9月2日</p> <p>出席：春木邦恵、橋口智子、高橋久子、西岡令子、森田冴子、高島範子</p> <p>(2) 23 ページ参照</p> <p>2名</p>

- ②地区支部活動の充実
- ③地区医師会との連携（橿原地区四師会）開催
- (2) 規約委員会
 - ①公益法人制度改革に対応した諸規程の見直し
- (3) 事務局
 - ①業務分掌の見直しと整備
 - ②職員研修の参加
 - ・障害雇用機会拡大会議
 - ・新しい公益制度説明会（内閣府主催）
- 2) 円滑な組織運営のための諸会議の開催
 - (1) 諸会議の開催
 - ①通常総会
 - ②職能集会
 - ③地区支部
 - ④理事会
 - ⑤業務執行理事会
 - ⑥職能委員会
 - ⑦常任委員会
 - ⑧特別委員会
 - ⑨新旧役員・委員の引継会議
 - 3) 推薦委員会
 - 4) 選挙管理委員会
- 5. 奈良県看護研修センターの管理運営
 - 1) 施設管理に関すること
 - (1) 施設整備・保守管理業者委託
 - ①館内清掃
 - ②警備、消防、給水設備点検
 - ③エレベータ点検
 - ④空調保守
 - ⑤自動ドア点検
 - ⑥電気設備点検
 - ⑦植木剪定、消毒
 - (2) 機器等リース保守管理
 - ①コピー機（3台）
 - ②パソコン
 - ③ホームページレンタルサーバ
 - ④電話機
 - ⑤防犯
 - ⑥ダスキンマット
 - (3) 音響・映像設備の保守・点検
 - (4) 借上駐車場の管理（草刈り）

26～29 ページ参照
 7月20日（協会担当）会長、理事参加
 31 ページ参照

12月10日
 出席：丸谷昭典
 1月31日
 出席：丸谷昭典、古幡美和

6月15日
 場所：かしはら万葉ホールロマンチックピアホール
 参加人数：本人出席 232名
 委任状出席 7,418名
 合計 7,650名

25～26 ページ参照

26～29 ページ参照

年12回開催

年11回開催

定例会

定例会

定例会

6月15日

29 ページ参照

29 ページ参照

日常清掃：週5回、定期清掃：年3回

警備：毎日

消防設備点検：年2回

給水設備点検：年2回

月1回

年4回

年4回

年6回

各年1回

(4) 年3回

2) 会計管理に関すること	
(1) 消費税・所得税積算等についての税務委託	(税理士に依頼)
6. ホームナーシングセンターの管理運営	
1) 施設管理に関すること	
(1) 施設整備・保守管理業者委託	
①館内清掃	①日常清掃：週1回、定期清掃：年2回
②警備、消防、給水設備点検	②警備：毎日
③エレベータ点検	③月1回
④空調保守	④年2回
⑤自動ドア点検	⑤年4回
⑥電気設備点検	⑥年6回
(2) 機器等リース保守管理	
①コピー機 (1台)	
②パソコン	
③電話機	
④防犯	
⑤ダスキンマット	
(3) 音響・映像設備の保守・点検	
(4) 借上駐車場の管理	
7. その他	
1) 公益財団法人日本対がん協会寄附	1) 10月11日
2) 公益社団法人なら犯罪被害者支援センター寄附(賛助会員)	2) 8月21日
3) 第19回日本医療マネジメント学会奈良支部学術集会寄附	3) 9月20日

2024年度 日本看護協会主催会議等参加報告

会議名	日程	回数	参加者
1. 日本看護協会理事会	6/6・9/20・ 11/28・2/27	4回	春木
	5/10・6/6	2回	飯尾
2. 日本看護協会法人委員会	6/7・11/29・ 2/28	3回	春木
3. 日本看護協会通常総会	6/6	1回	飯尾・春木 代議員
4. 代議員研修会	5/7	1回	代議員 予備代議員
5. 全国職能集別交流集会	6/7	1回	職能理事・代議員 他2名
6. 全国職能委員長会	8/2・3/7	2回	各職能委員長
7. 地区別法人委員会(近畿地区)	10/21・10/22	2回	春木・西岡
8. 地区別職能委員長会	10/22	1回	各職能委員長
9. 都道府県看護協会政策責任者会議	9/19	1回	春木・西岡
10. 都道府県看護協会看護労働担当者会議 (Web)	7/18	1回	西岡・小田
11. 新会員情報管理情報交換会担当者会議	7/4	1回	古幡・西川
12. 都道府県看護協会・都道府県訪問看護連絡協議会 合同会議 (Web)	11/14	1回	高島・伊藤
13. ナースセンター事業担当者会議 (Web)	5/21	1回	西岡・小田
14. 都道府県看護協会図書室担当者研修会 (Web)	9/12	1回	西岡・山口
15. 都道府県看護協会広報担当役員会議 (Web)	11/7	1回	西岡・山口
16. 都道府県看護協会健康危機管理会議 (Web)	12/19	1回	春木
17. 全国基礎教育担当役員会議 (Web)	2/4	1回	森田
18. 日本看護協会医療事故調査制度に関わる専門家族連絡 会議 (Web)	9/18	1回	高島
19. 都道府県看護協会教育担当者会議	8/8	1回	森田・森本智
20. 公益法人運営に関する勉強会	9/27	1回	丸谷・古幡
21. 訪問看護連絡協議会全国会議	11/14	1回	春木・高島・伊藤
22. 認定看護管理者教育機関担当者会議(Web)	10/29	1回	森田

近畿地区看護協会連携会議

1. 近畿府県看護協会事務担当者会議	11/27	1回	丸谷
2. 近畿地区看護協会災害看護担当者会議 (Web)	12/19	1回	高島
3. 近畿地区看護協会教育担当者会議(Web)	12/26	1回	森田
4. 近畿地区看護協会人材確保定着担当者会議 (Web)	2/7	1回	西岡・小田
5. 近畿地区看護協会立訪問看護ステーション統括者及び 管理者交流会 (Web)	1/9	1回	春木・高島 伊藤・池之畑 田丸・中川

2024年度 県関連団体会議等参加報告

会議名	日程	回数	参加者
1. 奈良県防災会議	10/20	1回	春木
2. 奈良県医療審議会	12/17・3/17	2回	春木
3. 奈良県医療推進協議会役員会	11/21	1回	春木
4. 奈良県防災会議幹事会	6/4・8/8・9/17	3回	春木・高島
5. 奈良県防災総合訓練会議	6/4・6/28・ 8/8・9/2・ 10/20	5回	高島 災害看護委員
6. 奈良県地域医療対策協議会	8/23・1/30・ 3/13	3回	西岡
7. 奈良市保健医療圏地域医療構想調整会議	12/16	1回	高島
8. 東和保健医療圏地域医療構想調整会議	3/6	1回	西岡
9. 西和保健医療圏地域医療構想調整会議 (Web)	9/20・10/9・3/6	3回	高島
10. 中和保健医療圏地域医療構想調整会議 (Web)	3/4	1回	森田
11. 南和保健医療圏地域医療構想調整会議	3/5・7/19	2回	西岡・辻井
12. 「面倒見のいい病院」指標検討会	11/15・12/26	2回	津森
13. 奈良県肝炎対策推進協議会 (Web)	12/19	1回	西岡
14. 奈良県感染症委員会	9/5・12/13・2/4	3回	高島
15. 奈良県感染症対策連絡協議会	9/5	1回	伊藤
16. 奈良県小児慢性特定疾病対策協議会	1/31	1回	森田
17. 奈良県要保護児童対策地域協議会	12/17	1回	高島
18. 奈良県病院看護管理者協議会	7/5・1/28	2回	春木・西岡 森田・高島
19. 奈良県介護実習・普及センター運営委員会	3/28	1回	森田
20. 奈良県在宅医療推進会議 (ZOOM)	2/12	1回	高島
21. 奈良県医療勤務環境改善支援センター運営協議会	11/8・9/5	1回	西岡
22. 奈良県母性衛生学会理事会 (副会長)	3/13	1回	春木
23. 奈良県母性衛生学会理事会 (監事)	7/28・3/13	2回	森田
24. 奈良県母子保健運営協議会	12/25	1回	森田
25. 奈良県運営適正化委員会	4/16・11/25・ 12/17・2/18	4回	高島
26. 奈良県介護保険審査会 委員総会	4/26・6/19	2回	高島
27. 奈良県循環器対策推進会議 (Web)	2/25	1回	森田
28. 奈良県医療安全推進センター理事会	11/21	1回	春木
29. 奈良県医療安全推進会議	4/10	1回	春木
30. 在宅看護特別教育プログラム推進会議	5/7	1回	飯尾
31. 在宅看護特別教育プログラム推進会議	5/7・12/17	2回	春木・伊藤 津森
32. 看護職がいさいきと働き続けるための実効策検討委員会	11/20	1回	春木
33. 奈良マラソン実行委員会	11/15・12/8	2回	高島
34. 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 奈良県準備委員会	8/7	1回	春木
35. 都道府県ナースセンター地区別意見交換会 (Web)	7/17・9/11・11/28	3回	西岡・小田・秦
36. ナースセンター事業運営会議	2/21	1回	小田・西岡
37. ナースセンター・ハローワーク連携事業連絡調整会議	6/12	1回	小田
38. 近畿地域の医療機関における電波利用推進協議会 (Web)	2/4	1回	森田
39. 障害者雇用機会拡大会議	12/10	1回	丸谷

2024年度 市町村事業等・関係団体機関等参加報告

会議名	日程	回数	参加者
日本看護連盟通常総会	6/13	1回	春木
奈良県看護連盟通常総会	6/22	1回	春木・高島
1. 看護連盟近畿ブロック政策セミナー	9/7	1回	春木・西岡
2. 看護協会・連盟合同会議（地区別法人委員会）	10/22	1回	春木・西岡
3. 奈良市地域密着型サービス運営委員会	7/17・8/6・ 11/8・12/12	4回	高島
4. 奈良市高齢者福祉推進協議会	11/25	1回	高島
5. 奈良市地域包括支援センター運営協議会	3/6	1回	高島
6. 橿原市・橿原自治委員会連合同防炎訓練会議	7/17・8/30・ 10/3・11/24	4回	春木・高島
7. 橿原市介護保険運営協議会	2/28	1回	高島
8. 桜井市介護保険運営協議会	7/11・11/22	2回	森田
9. 桜井市地域包括支援センター運営協議会	11/22	1回	森田
10. 大和高田市介護保険運営協議会	1/30	1回	西岡
11. 飛鳥ハーフマラソン実行委員会	5/27・2/13	2回	春木・高島
12. 奈良県健康づくり財団理事会	3/25	1回	春木・丸谷
13. 奈良県健康づくり財団評議員会	3/25	1回	春木・丸谷
14. 奈良県済生会支部理事会	5/28	1回	飯尾
15. 奈良県済生会支部理事会	6/25・10/1・ 11/26・3/5	4回	春木
16. 国保中央病院組合経営強化プラン点検・評価委員会	7/31	1回	春木
17. 奈良市立看護専門学校関係者評価委員会	3/27	1回	春木
18. 奈良県福祉人材センター運営委員会	7/23	1回	春木
19. ナースセンター事業運営協議会	2/21	1回	小田・西岡
20. 看護関係団体連携会議	7/17・1/24	2回	春木・西岡
21. 日本医療マネジメント学会奈良支部幹事会・運営委員会 （運営委員）	6/25・2/1	2回	高島
22. 新しい公益法人制度説明会（内閣府）	1/13	1回	丸谷・古幡
23. 日本医療マネジメント学会奈良支部幹事会・学術集会	2/1	1回	春木・西岡・高島
24. 奈良県看護関係団体連携会議	7/17・1/24	2回	春木・西岡
25. 奈良県橿原地区医師会互例会	1/19	2回	春木・西岡

2024年度 職能委員会活動報告

◇ 保健師職能委員会 ◇

委員長 大井 久美子

本委員会は6名の委員で構成され、県内保健師間の連携強化とネットワーク推進を目的に、以下の活動に取り組んだ。

【活動内容】

1. 定例会 (8回)
 - 1) 新たな「看護の将来ビジョン」骨子案等の意見集約
 - 2) 保健師職能交流会の企画、準備
 - 3) 広報誌「かのこ」の原稿作成、発行準備
 - 4) 看護の日 (5月11日) の保健師のお仕事紹介のパネル作成
2. 保健師職能交流会の開催
日 時：2024年10月5日 (土) 13:30～16:30
参加者：14名 (奈良県内に勤務する保健師)
今年度は、コロナ禍で中断していた保健師職能交流会を3年ぶりに開催。
「楽しく仕事をするモチベーションアップ術～自分も周りも勇気づけていくために～」をテーマに産業分野で活躍されている徳永京子氏 (合同会社チームヒューマン代表) を講師としてお招きし、演習やグループワークを交えながら、自分の強みや弱みを知ることでの対応術を学んだ。当日は、若手からベテランまで14名の保健師が参加し、職場や世代を超えて楽しく交流することができた。
3. 広報誌「かのこ」(2025年3月) の発行
4. その他
 - ・2024年 6月 7日 (金) 全国保健師職能交流集会 (東京国際フォーラム)
 - ・2024年 8月 2日 (金) 第1回全国保健師職能委員長会 (TKP 新橋カンファレンスセンター)
 - ・2024年 10月 22日 (火) 地区別保健師職能委員長会 (ANA クラウンプラザホテル神戸)
 - ・2025年 3月 7日 (金) 第2回全国保健師職能委員長会 (TKP 新橋カンファレンスセンター)

◇ 助産師職能委員会 ◇

委員長 細川 喜美恵

本委員会は8名で構成され、本年度の活動目標は以下の通りである。

1. 「母子のための地域包括ケア病棟」の普及・推進
2. 女性とその家族の健康への支援
3. 奈良県内の産科施設の連携強化 (情報共有及び情報の発信)

【活動内容】

1. 定例会 (10回)
 - 1) 助産師実践能力の維持・向上に向けた研修会の企画
 - 2) 「母子のための地域包括ケア病棟」の普及のための取り組み
 - 3) 産科施設の情報共有及び情報の発信
 - 4) 命の大切さを伝える教育計画
2. 研修会
CLoCMiP レベルⅢ認証申請のための必須研修
日 時：2024年9月14日 (土) 9:00～12:10
テーマ：①緊急時の対応②臨床薬理 (妊娠と薬)
講 師：地方独立行政法人 奈良県立病院機構 奈良県総合医療センター 産婦人科部長 佐道俊幸 氏
参加者：18名
3. 周産期看護職者職能集会
日 時：2024年11月9日 (土) 9:00～12:00
テーマ：女性に対する暴力予防の支援について
講 師：奈良学園大学 保健医療学部 看護学科 母性看護学・助産学 教授 服部律子 氏
 - 1) 講演 (CLoCMiP レベルⅢ認証申請のための必須研修)
テーマ「女性に対する暴力予防の支援」
 - 2) 事例検討 (CLoCMiP レベルⅢ認証申請のための選択研修)参加者：16名
4. 近畿地区助産師職能合同研修会 (CLoCMiP レベルⅢ認証申請のための選択研修)
日 時：2024年12月21日 (土) 10:00～11:40 (オンラインのみ)
テーマ：父親支援について学び、家族のメンタルヘルスを支えよう
講 演：「助産師に期待する妊娠期を通しての父親支援」
講 師：大阪総合保育大学 阿川勇太 氏
参加者：191名
5. 看護の出前授業
6校 (平群町立平群北小学校・御所市立大正中学校・五條市立牧野小学校
五條市立五條南小学校・五條市立五條小学校・五條市立五條東中学校)
6. その他

- ・2024年 8月 2日 第1回 全国助産師職能委員長会 (TKP 新橋カンファレンスセンター)
- ・2024年 10月 22日 地区別助産師職能委員長会 (ANA クラウンプラザホテル神戸)
- ・2025年 3月 7日 第2回 全国助産師職能委員長会 (TKP 新橋カンファレンスセンター)

◇ 看護師職能Ⅰ委員会 ◇

委員長 河野 恵

定例会 10回

研修会 2回 (看護職能Ⅰ・Ⅱ合同交流会含む)

本委員会には9名で構成され、今年度の活動目標は以下のとおりである。

1. JNA 推奨の生涯学習ガイドラインの推進に向けた活動
2. 交流会 (看護職の生涯学習ガイドラインの理解と定着) 企画
3. 看護師職能Ⅱとの交流会を通じて地域包括ケアシステムに関する課題を共有し地域との連携を図る

【活動内容】

1. 定例委員会活動 (12回)
 - 1) 研修会準備・実施・評価
 - 2) 次年度計画立案
2. 全国、地区別看護師職能Ⅰ委員長会議への参加による情報収集と共有
 - ・2024年 8月 2日 第1回全国看護師職能委員長会Ⅰ 病院領域 (TKP 新橋カンファレンスセンター)
 - ・2024年 10月 22日 地区別看護師職能委員長会Ⅰ 病院領域 (ANA クラウンプラザホテル神戸)
 - ・2025年 3月 7日 第2回全国職能委員長会Ⅰ 病院領域 (TKP 新橋カンファレンスセンター)
3. JNA 看護職の生涯学習ガイドラインの理解と定着

看護師職能Ⅰ交流会

日時: 2024年9月28日 (土) 13:00-16:00

テーマ: 「看護職の生涯学習ガイドラインについて」

 - 第1部 生涯学習に必要な基礎知識 (日本看護協会オンデマンド研修)
 - 第2部 組織における生涯学習支援の実際 (日本看護協会オンデマンド研修)
 - 第3部 グループワーク

参加者: 43名 アンケート回答者 17名
4. 看護師職能Ⅰ・Ⅱ委員会の交流会

看護師職能Ⅱ委員会の報告参照

◇ 看護師職能Ⅱ委員会 ◇

委員長 山崎 優美代

委員は7名 (訪問看護ステーション3名 介護老人保健施設3名 特別養護老人ホーム1名) で構成され活動をしており、今年度は職能Ⅰと合同で交流会を開催した

【活動目的】

- ・地域包括システムの推進を図り看護師他職種との連携ができる
- ・関係団体と地域の施設が連携できるようなネットワークの推進強化

【活動内容】

1. 定例会議

1回/月 計7回実施

委員会役割分担 情報交換

交流会企画・立案・実施

次年度活動方針・内容等検討
2. 看護師職能Ⅰ・Ⅱ委員会の交流会

日時: 2024年12月21日 (土) 13:00~16:30 テーマ『看取りの文化を考える』

講師: NPO 法人老いと病いの文化研究所われもこう 竹熊千晶 氏

参加者: 24名 (WEB3名)
3. その他
 - ・2024年 9月 14日 西和地区支部交流会参加
 - ・2024年 8月 2日 全国職能委員長会・全国看護師職能委員長会Ⅱ (TKP 新橋カンファレンスセンター)
 - ・2024年 10月 22日 地区別看護師職能委員長会Ⅱ (ANA クラウンプラザホテル神戸)
 - ・2025年 3月 7日 全国職能委員長会・全国看護師職能委員長会Ⅱ (TKP 新橋カンファレンスセンター)

2024年度 地区支部活動報告

◇ 奈良地区支部 ◇

奈良地区支部長 新田 伊津美

1. 活動目的

- 1) 奈良地区の地域住民の疾病予防・健康づくり・療養支援の強化
- 2) 交流会を通して看護体制機能の強化に向けたネットワークの確立と看護の専門性を発揮するための人材育成

2. 活動状況

- 1) 地区支部委員会（基本第3木曜日に開催 全9回）
- 2) 奈良地区「1日まちの保健室」開催（地区支部役員5名+応援者5名）
 日時：2024年9月28日（土）10：00～14：30
 場所：奈良県総合医療センター「あをによし祭り」参加
 内容：1. 感染予防：グリッターパグ
 2. アロマオイルによるハンドマッサージ
 参加者は約150名であり特にアロマによるハンドマッサージは老若男女関係なく多くの参加者があり、急速マッサージの人員を3名から4名に増やし対応した。グリッターパグは初めての実施であったが、洗い残し等が可視化され参加者からは「しっかり洗ったけど洗えてない」等の発言も聞かれ好評であった。「一日まちの保健室」としての参加であり、次年度は看護・介護相談コーナーを検討する。
- 3) 地区支部交流会開催
 テーマ：奈良地区支部施設における課題について
 日時：2025年2月20日（木）14：30～16：30
 場所：独立行政法人国立病院機構 奈良医療センター 大会議室
 内容：1. 奈良地区支部内の在宅療養について現状把握
 2. 在宅療養における各施設の課題を共有
 講師：社会福祉士・介護支援専門員 江邊晃世 氏（奈良市在宅医療・介護連携支援センター 相談員）
 参加者：19名
 奈良市における入退院連携推進の取り組みと入退院連携の課題や入退院連携マニュアル等について江邊氏より講演してもらい、その後グループ討議をおこなった。グループ討議では、各施設の課題を共有しながら、課題解決の方向性を見出すことができた。入退院連携マニュアルについても知らない施設等もあり、今回の交流会を通して地域と施設の連携が深まり、地域で生活する患者が安心して生活・療養生活が送れる体制作りが前進したと考える。

◇ 東和地区支部 ◇

東和地区支部長 有川 万里子

1. 活動目的

- 1) 地域住民が住み慣れた地域で再期までその人らしく生きることを支えるために、医療と介護の連携の強化
- 2) 全世代の人々の健康に貢献していくために、様々なネットワークを活用し看護職の専門性を発揮

2. 活動状況

- 1) 地区支部委員会（毎月第4火曜日 全11回）10：00～12：00
- 2) 「まちの保健室」に奈良県看護協会共催として地区支部役員5名参加
 - ①天理大学医療学部
 日時：2024年10月19日（土）9：30～13：00
 場所：天理駅コフン広場南団体待合所
 内容：天理大学医療学部が社会貢献活動として病気予防や人命救助、臨床検査、災害対策などを実施、看護協会は脳健康ステーションを実施
 - ②奈良県福祉フェア
 日時：2024年11月2日（土）10：00～15：00
 場所：県営福祉パーク
 内容：看護協会は障害を抱えた方やその家族、地域住民の超音波踵骨骨測定を用いた骨密度測定と健康相談を実施
- 3) 看護職・介護職交流会
 テーマ：誤嚥を防ぐポジショニングと食事介助
 日時：2025年1月25日（土）14：00～16：00
 講師：南和広域医療企業団 南奈良総合医療センター 摂食・嚥下障害看護認定看護師 佐谷直美 氏
 内容：高齢者の誤嚥性肺炎予防についての講演後、何種類かのトロミ粉を用いて味やトロミ程度を試飲し違いの体験
 ベッドや車いすを用いてポジショニングの演習
 参加者：20名（看護師10名 介護職10名）、演習中の質問や追加情報は参加者全員で共有できるよう配慮され今後の援助において参考になったという声が多く聞かれた。

◇ 西和地区支部 ◇

西和地区支部長 近藤 貴代美

1. 活動目的

- 1) 医療機関と施設の機能を知り強み・弱みから現状把握と協力体制の充実を図る
- 2) タスクシフト/シェアの取り組みの紹介を共有し業務改善に取り組む

2. 活動状況

- 1) 地区支部委員会 毎月 第4火曜日開催 全10回（14：00～16：00）
- 2) 西和地区における医療機関・施設等で従事している看護職・施設長との交流会の開催
 テーマ：①施設、病院の受け入れ機能の紹介と共有
 ②地域連携の強化（それぞれの立場で相手に希望すること等）
 ③タスクシフト/シェアの取り組みについての紹介

日時：2024年9月14日（土）10：00～12：00

参加者：看護職21名、訪問看護2名、施設5名の代表者・管理者28名が参加した。3グループに分かれディスカッションを行った。グループワークに参加したことで、「身近な問題が共有でき、今後の連携強化のモチベーションとなる。」「このような場が増えれば、看-看連携がよりスムーズになると考える。」「医療機関・施設・訪問など、あらゆる方のお話で情報共有ができた。」「ライブな感じで、話し合えることは有難い。」「タスクシフト/シェアに活用できる。」「具体的にアクションは起こせないが困った時に話せる人が出来た。」等の意見がきかれた。

回答者20名中、研修目的の達成率95%、今後の活動に90%の方が活用できると評価している。交流会全体の感想に、「今後の課題や方向性が明確になった。」「自分自身の振り返りができた。」「モチベーションが上がった。」「他人の意見を聞けることができた。」「今後も続けてほしい。」という意見を多く頂いた。今回の交流会を終え、目的は達成できたと考える。今後も施設・病院の情報交換を行う場の提供が地区支部活動の役割であることを再確認した。

◇ 中和地区支部 ◇

中和地区支部長 野村 佳香

1. 活動目的

- 1) 地区支部における看護職の交流と相互理解の機会を設け、施設間の連携を強化する
- 2) 看護の「場」を地域に向け、全世代の健康を支える看護職の機能と役割を發揮し、質の高い看護を提供する。

2. 活動状況

- 1) 地区支部委員会 毎月第4金曜日開催 全12回(13:30～17:00)

- 2) 中和地区支部看護職連携会議 (2回/年)

- (1) テーマ：災害発生時の中和地区支部各施設の役割～災害支援の取り組み経験から新たな提案を見出す～

内容：災害発生時や災害に備えた「施設、事業所間連携」「地域との繋がり促進」に関する実践報告や準備体制の報告（講演）し、その後意見交換や情報共有をシンポジウム形成で行った。

日時：2024年9月20日（金）14：00～16：00

対象者：看護職・介護職等

講師：秋津鴻池病院 リハビリテーション部 部長 西田宗幹 氏/吉野保健所 健康増進課 課長 大井久美子 氏/奈良県立医科大学附属病院 看護師 (DMAT) 勝村律子 氏

参加者：11施設15名

- (2) テーマ：継続看護・地域連携に関する取り組みと課題

～こんなのがあったらシームレスな連携ができるを生み出そう～

内容：中和地区の地域連携/継続看護の動向を変化、またそれに伴うネットワークの実際と在宅療養者を支える社会資源とその活用の取り組みの実際を学び、その意見交換や情報共有を演者と参加者のシンポジウム形式で行った

日時：2025年2月28日（金）14：00～16：00

対象者：看護職・介護職等

講師：訪問看護総合支援センター 伊藤絹枝 氏/介護センターとらいあんぐる管理者 大倉昌浩 氏/香芝生喜病院 家族支援専門看護師 矢野春香 氏

参加者：5施設14名

- 3) 地区支部交流会 (1回/年)

テーマ：町の保健室開催/中和地区支部内の健康に関するイベントへの協賛

内容：白衣体験・健康相談

日時：2024年12月1日（日）11：00～15：00

場所：フローレンス・アニーナーシングホーム（訪問看護ステーション）

参加者：14人

◇ 南和地区支部 ◇

南和地区支部長 辻井 里美

1. 活動目的

- 1) 高齢化が進む南和地区において医療介護の連携を図り、切れ目のない医療と介護が提供できる関係づくりを推進していく
- 2) 南奈良総合医療センター主催/健康フェスティバルに参加し、地域住民の看護への関心を高める

2. 活動状況 地区支部委員会 計9回 開催

1) 出張研修

【五條市】・2024年8月6日（火）13:30～15:00 テーマ：感染予防

講師：南奈良総合医療センター 感染管理認定看護師 畠山国頼 氏

場所：障害者支援施設 仁優園

参加者：20名（看護師、生活支援員、事務職）

・2024年11月12日（火）17:30～19:00 テーマ：認知症ケア ～困難事例相談～

講師：南奈良総合医療センター 認知症看護認定看護師 西政治 氏

場所：五條市立養護老人ホーム 花咲寮

参加者：13名（看護師、ケアマネジャー、介護福祉士、介護士、行政職員）

【下市町】・2024年8月20日(火) 13:30~14:30 テーマ:認知症ケア ~困難事例相談~

講師:南奈良総合医療センター 認知症看護認定看護師 西政治 氏

場所:下市町社会福祉協議会 参加者:8名(介護ヘルパー)

【大淀町】・2024年8月28日(水) 14:00~15:30 テーマ:スキンケアと褥瘡

講師:南奈良総合医療センター 皮膚・排泄ケア認定看護師 馬場精江 氏

場所:社会福祉法人総合施設美吉野園 吉野学園 参加者:8名(看護師、生活支援員)

2) 南和地区支部交流会 2025年2月8日(土) 13:30~16:30

テーマ:「多職種連携における地域での取り組み:実践報告

~切れ目のない医療・看護・介護が提供できる関係づくり~

講師:西脇直美 氏(薬剤師) 梅本久美子 氏(川上村役場 コミュニティナース)

沖本暁 氏(言語聴覚士) 楠本真生 氏(訪問看護看護師)

参加者:32名(看護師、保健師、薬剤師、ケアマネジャー、介護福祉士、行政職員)

実践報告では在宅における服薬カレンダーによる薬剤管理やツールを使用しての情報共有の定着など、再入院を予防する心不全やパーキンソン病、認知症などの服薬コンプライアンスの遵守の必要性を示唆された。川上村では移動スーパーと抱き合わせで歯科衛生士の口腔チェックが行われ、各地区への歯科医師巡回診療にもつなげている。また、学校における歯科の大切さなどの教育への参加もされていた。言語聴覚士の活動では、在宅での嚥下訓練や誤嚥予防のためのポジショニングを写真で残し訪問介護スタッフが共有できるツールの使用がされていた。天川村では訪問看護立ち上げで在宅看取りが可能となった。訪問入浴サービスが開始された事例もあり在宅介護が可能となってきている。グループワークでは自施設での問題や今後の課題が活発に話し合われ有意義な研修会となった。このような顔の見える「場」を継続して行ってほしいという多くの声があった。日々、それぞれの職種が現場で努力されており、実践報告することで他施設の活動や多職種の顔を知り、南和地域の横つながりの輪がどんどん広がっていくよう今後もこのような活動を継続していきたい。

3. 南奈良総合医療センター 健康フェスティバルへの参加

フェスティバル来場延べ1300名で、「ちびっこ白衣体験」ブースを実施、153名の来場があった。隣接ブースで南奈良看護専門学校の学生が看護体験(赤ちゃん抱っこや心音聴取など)を実施しており、誘導にて体験に繋がった。「かんごちゃん」との写真撮影もあり好評であった。昨年度、フェスティバルに参加、今年度看護専門学校に入学したという方が来場されており、パンフレット「やっぱり看護のシゴト」の配布効果であったと思われる。

2024年度 委員会活動報告

◇ 推薦委員会 ◇

委員長 杉下 薫

本委員会は、定款及び定款細則、内規に基づき、奈良県看護協会の運営及び事業活動を理解し、その任務を担い得る適正な人を推薦することを目的とした委員会で、5名の委員で構成し、9回の委員会を開催し、議論を進めた。

活動内容は、2025年度改選役員候補者(専務理事・常任理事を除く)及び常任委員会・特別委員会の委員候補者、2026年度の日本看護協会通常総会の代議員・予備代議員候補者の公募・推薦である。以下、主な活動を示す。

【活動内容】

1. 2025年度に改選を要する役員・委員・代議員(任期満了者)の抽出と名簿作成
2. 任期満了者への次年度継続意思確認文書の作成と発送
3. 各施設等への推薦依頼及び推薦依頼書及び承諾書の作成と発送
4. 2025年度役員・委員候補者及び2026年度代議員・予備代議員候補者の名簿作成

◇ 選挙管理委員会 ◇

委員長 本多 理恵

1. 活動目的

公益社団法人奈良県看護協会の役員及び推薦委員ならびに公益社団法人日本看護協会の代議員及び予備代議員の選任を公平かつ適正に選出する。

2. 活動内容

- 1) 奈良県看護協会通常総会(2024年6月21日)
第1号議案・第2号議案承認の確認
- 2) 2025年度 奈良県看護協会 役員及び推薦委員の公示・立候補者の受付
2026年度 日本看護協会 代議員及び予備代議員の公示・立候補者の受付

◇ 看護労働環境改善推進委員会 ◇

委員長 井上 ゆかり

本委員会では、看護職の業務負担軽減を図り、県内で安心して働き続けられる職場環境を構築するための活動を行っている。委員は7名で構成され定例委員会は計12回と研修会1回、事例報告会を1回開催した。

【活動内容】

1) 「看護職の賃金モデル」に関する研修会

日時:2024年5月29日(水) 13:30~16:30

日本看護協会の冊子「看護職のキャリアと連動した賃金モデル」について奥村元子氏の講演、また社会労務士の増田尚大氏より「1億人アンダー社会での人事評価の視点」の講演2題と、北摂総合病院看護部長の田尻愛子氏からは

「看護職員の処遇改善—魅力ある人事制度の改定—」の事例紹介をしていただいた。

2) 事例報告会（業務改善事例報告会）

日 時：2025年2月15日（土）13：30～16：30

「看護師の業務負担軽減に資する看護業務改善」として、2022年度より3か年にわたり病院Ver.・学校・行政・訪問看護ステーションVer.と職場別に業務改善事例集を作成し報告会を開催してきた。今回で最終回となる高齢者施設等Ver.の業務改善事例集には、14施設による業務改善の紹介冊子作成と「就業継続が可能な看護職の働き方の提案」として介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、社会福祉法人から9施設による事例報告会を開催した。

◇ 教育企画・運営委員会 ◇

委員長 寺田 和代

教育企画・運営委員会 8回

研修会運営 19回

本委員会は、10名の委員で構成され、活動目的に従って奈良県看護協会継続教育の方向性を提示し、先駆的な知識・技術を提供できるための支援プログラムの作成と評価、および、研修の運営を行った。

【活動内容】

1. 2024年度の教育計画の評価
受講状況、受講者のアンケート結果より
2. 研修会運営
3. 2025年度の教育計画の検討
 - (1) 日本看護協会 継続教育部の活動内容についての情報共有
 - (2) 研修の評価方法（企画としての）項目の検討
 - (3) 2025年度研修会計画6研修を企画した。

◇ 奈良県看護学会委員会 ◇

委員長 林田和美江

学会委員会定例会 7回

本委員会は8名の委員で構成され、活動は、臨床・教育・地域のすべてのナースが同じ志をもつものとして集まる機会である奈良県看護学会の企画・運営を行い、活動目標とする看護研究および看護実践の成果を発表・共有し相互の研鑽を図ることである。

今年は会場とオンラインのハイブリッド方式で開催、また看護学生の参加費無料化により41名の看護学生の参加となった。

【活動内容・検討事項】

1. 定例会（2024年）
 - 第1回 6月18日（火）PM（委員長等決定・選考委員決定、2023年度活動報告、今年度予定）
 - 第2回 7月23日（火）1日（査読・選考）応募14題 査読 不採択なし（演題取り下げが2題、追加2題）
 - 第3回 8月20日（火）1日（再査読、口演14題選考しプログラム検討、次年度テーマ検討）
 - 第4回 10月15日（火）PM（学会運営マニュアルの確認・修正、抄録集及び講師の確認）
 - 第5回 11月12日（火）PM 事前準備（運営マニュアル確認、会場設営、Web配信調整）
 - 第6回 12月14日（土）奈良県看護学会（運営）
 - 第7回 2025年1月14日（火）PM（2024年度奈良県看護学会の振り返り、次年度の学会計画）
2. 奈良県看護学会開催
テーマ：看護の継承と進化
開催日：2024年12月14日 土曜日 9：00 開場 15：40 閉会
会 場：奈良県看護研修センター
演題数：口演発表14題 10：10～11：55・14：40～15：30
特別講演：13：00～14：30
『看護の明日はどこへ ～受け継いでよいこと・いけないこと～』
講 師：目黒悟 氏（元 藤沢市教育文化センター 主任研究員）
学会形式：ハイブリッド方式
参加状況：131名（会場58名、看護学生41名、オンライン32名）
事前登録者：93名（会場62名、オンライン31名）
関係者：24名（学会委員7、会長1、理事3、学会事務局2、運営協力員7、広報2、機器2）
参加総数：131名

◇ 広報出版委員会 ◇

委員長 古賀 めぐみ

本委員会は6名の委員で構成され、奈良県看護協会広報誌「看護なら」の企画と編集、発刊を行った。

会員に本会へ興味を持ってもらう紙面づくりを目指し、委員会活動や研修、奈良県内の医療・看護・介護に関する情報の提供を行った。また、協会周辺の観光名所を「今月のちょっとひと息」をテーマに、103号は長谷寺、104号は今井町取材し掲載した。

定例会は、年8回、取材活動は2回、看護なら103号（2024.7月）、看護なら104号（2024.12月）を発刊した。

◇ 医療安全検討委員会 ◇

委員長 西浦 聡子

本委員会は、医療安全管理者の資格を持ち、医療安全に携わる委員6名から構成され、定例委員会は7回、スキルアップセミナー1回開催、医療安全管理者養成研修の受託事業の演習を1回担当した。

【活動内容】

1. 医療安全管理者養成研修集合研修の演習企画・運営
日本看護協会主催の研修において、集合研修の演習企画運営を行い、54名の受講者があった。
奈良県立医科大学附属病院 医療の質・安全管理センター長 辰巳満俊 氏に講義・演習支援、副センター長 堀川勝代 氏に演習を行ってもらった。
2. 医療安全管理者のスキルアップと情報共有研修の開催
病院、施設において専従、専任の医療安全管理者を対象に各施設内での医療安全に関する活動、現場での医療安全活動における悩みなどを共有し解決策を導き現場に活かせる研修を行い、12名の受講者があった。

◇ 規約委員会 ◇

委員長 橋口 智子

本委員会は6名の委員で構成され、公益社団法人に適した定款・諸規程の見直しやその他必要な規程の制定等について検討している。

2024年度は、委員会を8回開催し、その主なものとしては、定款、給与支給規則、謝金等規程、職員旅費規程及び育児・介護休業等に関する規程の一部改正並びに BoneWave（骨ウェーブ）貸出しに関する規程の制定であり、公益社団法人として適正な運営を進めるため、理事会に上程するなどした。

◇ 災害看護委員会 ◇

委員長 辻谷 太

本委員会はすべての地区支部からの委員9名で構成され、委員会を10回開催した。

【活動内容】

1. 奈良県防災総合訓練参加支援（参加者の訓練場所配置やコントローラーの役割）
日 時：10月20日（日）8：30～12：30
開催場所：都祁生涯スポーツセンター
参加者：災害支援ナース32名（委員を含む）
訓練場所：被災地（トリアージポスト・救護所）と避難所
2. 2024年度 災害支援ナース養成研修の演習担当及び協力
1) 災害編：2024年11月5日（火）企画・運営
3. 橿原市・橿原市自治委員連合会合同防災訓練（応急医療訓練企画・運営）
日 時：11月24日（日）9：00～12：00
開催場所：橿原運動公園
参加者：災害支援ナース11名（委員を含む）
訓練場所：被災地（トリアージポスト・救護所）
4. 近畿大学奈良病院防災訓練（参加）
日 時：12月7日（土）9：00～12：30
参加者：災害看護委員9名
訓練場所：災害拠点病院（トリアージエリア）

◇ 認定看護管理者教育運営委員会（特別委員会） ◇

委員長 柏田 真由

定例会 4回

構成員 5名

【活動目的】

認定看護管理者教育課程ファーストレベルおよびセカンドレベルにおける教育課程の編成・企画・運営・評価に参加し、科目修了証明・教育課程修了証明に関する審議を行う。

【活動内容】

1. 2024年度認定看護管理者教育課程ファーストレベルについて
 - ・受講者選考、受講者56名、修了判定56名
 - ・次年度運営方針と講師の検討
2. 2024年度認定看護管理者教育課程セカンドレベルについて
 - ・受講者選考、受講者26名、修了判定26名（2023年受講者1名を含む）
3. 2024年度認定看護管理者教育課程において講師及び演習支援
4. 認定看護管理者教育機関更新審査準備と受審対応

◇ 倫理審査委員会（特別委員会） ◇

委員長 高橋 久子

倫理審査委員会 1回

本委員会は、6名の委員会で構成され、所属施設に倫理審査委員会を持たない奈良県看護協会会員及び当協会の委員会等が実施する看護研究及び調査について1件の申請があり、基準に基づき倫理審査を行った。

◇ 准看護師委員会（特別委員会） ◇

委員長 和田 康子

定例会開催：7月5日・9月20日・10月4日・12月6日・2025年1月24日・3月7日（6回開催）

構成員：5名

【活動内容】

1. 交流会

日時：2025年1月24日（金）13：30～16：30

13時30分～16時30分

目的：准看護師がそれぞれの現状を語り合うために発言できる場を持ち、准看護師として働きやすい環境で働き続けるための前向きな意見交換を行う

講師：辻本由香 氏

（資格）・ファイナンシャルプランナー・キャリアコンサルタント・相続手続カウンセラー・証券外務員1種・健康経営エキスパートアドバイザー・両立支援コーディネーター

参加者：12名

研修内容：

- ①講演「長生きをリスクにしないお金と暮らしの守り方・育て方」
- ②看護職者として働きながら子育てや介護を両立するための対応の対策について
- ③フリートーク形式で参加者と講師の意見交換

交流会では参加者が少なかったが、人生設計における将来の貯蓄や老後資金に対し濃密な意見交換ができた。

2024年度奈良県看護協会 教育計画実施一覧

1.「生活」と保健・医療・福祉をつなぐ質の高い看護の普及に向けた継続教育

No.	研修会名	開催日	時間	定員	応募	受講	修了	登録	ねらい	主な内容
103	【DVD活用研修】 看護補助者の活用促進のための 看護管理研修	5/28(火)	5	100	89	89	89	83	看護管理者が看護補助者の活用促進のために必要な知識や考え方を理解し、安全で効率的な業務実施体制整備に活用することができる	看護補助者の活用促進の背景/看護補助者の位置づけ/看護補助者との協働に関する基本的な考え方/勤務実施体制の整備/看護職への教育体制の整備/看護補助者の労働環境の整備及び確保等/看護補助者の育成・研修・評価/看護補助者に関する課題抽出と対策案の作成
104	【集合研修】【オンライン】 「看護職の賃金モデル」に関する研修会	5/29(水)	3	160	53	50	-	-	日本看護協会作成の「看護職のキャリアと連動した賃金モデル」を知る/効果的な賃金制度(人事評価)の取り組みを学ぶ。	看護職の人事制度、賃金制度の在り方/効果的な賃金制度(人事評価)の取組み
106	【集合研修】【オンライン】 訪問看護ハラスメント対策研修	8/3(土)	2	60	33	35	27	22	訪問看護事業所の管理者および職員が、訪問看護の現場における危険性の判断ができる知識・技術を習得し、暴力・ハラスメント防止対策の知識と対応を習得する。スタッフ、管理者双方の暴力・ハラスメントに対する基礎知識と対応能力を習得することで、安全に安心した訪問看護活動の勤務環境改善をし、離職防止につなげる。	ハラスメントの定義/危険予知・判断方法/悪化防止方法(コミュニケーションによる未然防止方法等)/被害発生時の現場対応/被害発生時の事業所における対応(正当な理由による契約解除等)/ハラスメント被害の事例 質疑等
164	【オンデマンド】 訪問看護ハラスメント対策研修①～⑤	9/16(月)～ 12/14(土)	1.5	100	68	68	41	21		
109	訪問看護技術研修～ビギナー研修～ (訪問看護の仕組み/輸液/排尿/気切/経腸栄養)	6/29(土)	5	10	11	11	11	4	訪問看護活動に要する初歩的な知識を学ぶ・訪問看護に必要な医療技術の手技の確認と最新の医療物品、医療機器の取り扱いを知り、現場に活用できる	訪問看護のしくみ、新採用者同士の仲間づくり/輸液管理(在宅輸液について講義・シミュレーターで実際の針刺し演習・医療機器の取り扱い)/排尿とストーマ管理(講義・シミュレーターによるカテーテルの取り扱い、固定法の演習とストーマ装具の取り扱いの演習)/気管切開・経腸栄養の管理(講義・シミュレーターによる気管カニューレ・気管孔の管理と吸引・経腸栄養法の実演)を演習・吸引器の管理・経腸栄養時の注入物品、ポンプの取り扱い
112	令和6年度奈良県訪問看護師養成 講習会～訪問看護e-ラーニング活用～ (訪問看護人材養成基礎カリキュラム)	7/1(月)～ 1/22(水)	集合 19.5	30	17	17	17	12	訪問看護に必要な基礎的知識・技術・態度を修得し、より質の高い看護ができる訪問看護師を育成する	日本訪問看護財団「訪問看護e-ラーニング」カリキュラムを活用しe-ラーニング及び集合研修と実習(同行訪問3日間)
113	訪問看護技術研修 モデル研修① ～排尿/気切/経腸栄養～	7/6(土)	2.5	5	5	3	3	1	訪問看護に必要な医療技術の手技の確認と最新の医療物品、医療機器の取り扱いを知り、現場に活用できる	排尿とストーマ管理(講義・シミュレーターによるカテーテルの取り扱い、固定法の演習とストーマ装具の取り扱いの演習)/気管切開・経腸栄養の管理(講義・シミュレーターによる気管カニューレ・気管孔の管理と吸引・経腸栄養法の実演)を演習・吸引器の管理・経腸栄養時の注入物品、ポンプの取り扱い
114	訪問看護技術研修 モデル研修②-1 ～在宅輸液管理～	7/20(土)	2.5	5	2	2	2	2	訪問看護に必要な医療技術の手技の確認と最新の医療物品、医療機器の取り扱いを知り、現場に活用できる	輸液管理(在宅輸液について講義・シミュレーターで実際の針刺し演習・医療機器の取り扱い)
115-1	訪問看護技術研修 カスタム研修① No.115「訪問看護技術研修 モデル研修②-2 ～在宅輸液管理～」を改題し、研修番号をNo.115-1に変更	7/20(土)	1	5	14	12	12	11	訪問看護に必要な医療技術の手技の確認と最新の医療物品、医療機器の取り扱いを知り、現場に活用できる/PCAポンプ(在宅用精密持続注入ポンプ ケーデックエイミー)で実際の医療機器の取り扱いを学ぶ	PCAポンプ(在宅輸液医療機器の取り扱い)
115-2	【追加研修】 訪問看護技術研修 カスタム研修②	8/24(土)	1	5	6	6	6	6	訪問看護に必要な医療技術の手技の確認と最新の医療物品、医療機器の取り扱いを知り、現場に活用できる/カフティーポンプで実際の医療機器の取り扱いを学ぶ	カフティーポンプ(在宅輸液医療機器の取り扱い)

No.	研修会名	開催日	時間	定員	応募	受講	修了	登録	ねらい	主な内容
122	【公開講座:訪問看護①】 ①訪問看護の仕組み・役割 ②在宅での緩和ケアの実際	8/1(木)	5	30	10	10	10	8	訪問看護の仕組み・多職種との関わりを学び訪問看護師の役割を理解し、看護に繋げる/緩和ケアを必要とする患者・家族への在宅でのケア、支援の方法を学ぶ	訪問看護の仕組み・役割とは/他職種との連携/がん患者・その家族の心理・ケアの実際、症状の緩和に向けた看護
123	多職種で支える切れ目のない入退院支援 ～病院・施設・地域の現場から困りごとを語り合おう～	8/2(金)	5	100	74	71	70	64	在院日数の短縮化のなかで、スムーズな入退院支援が求められる。その中で地域では公的、非公的なサービスが多様であり、その実際を知ることによって誰もが安心して療養生活を送ることができると考える。	介護保険制度、地域包括支援、入退院支援について学ぶ/地域での公的、非公的なサービスを知る/事例検討を行う/参加者各々の立場から、困りごとなどをディスカッションする
126	訪問看護技術研修 モデル研修③ ～在宅輸液管理/排泄/気切/経腸栄養～	8/24(土)	5	5	5	4	4	2	訪問看護に必要な医療技術の手技の確認と最新の医療物品、医療機器の取り扱いを知り、現場に活用できる	輸液管理(在宅輸液について・シミュレーターで実際の針刺し演習・医療機器の取り扱い)/排尿とストーマ管理(シミュレーターによるカテーテルの取り扱い、固定法の演習とストーマ装具の取り扱いの演習)/気管切開・経腸栄養の管理(シミュレーターによる気管カニューレ・気管孔の管理と吸引・経腸栄養法の実際を演習・吸引器の管理・経腸栄養時の注入物品、ポンプの取り扱い)
127	【JNA収録DVD研修】 認知症高齢者の看護実践に必要な知識<認知症ケア加算2,3対応>	8/26(月) 8/27(火)	12	100	95	92	92	80	認知症高齢者における国の施策や医療の現状を理解することができる・入院中の認知症高齢者を適切にケアするための基本的な知識を理解することができる	認知症高齢者に関する医療に現状と国の取り組み/認知症に関連する疾患と病態・治療/組織で取り組む認知症高齢者ケア/認知症高齢者の看護に必要なアセスメント/認知症高齢者の看護に必要なコミュニケーションと援助技術/認知症高齢者ケアにおける多職種・看護連携のあり方/多職種・看護連携による認知症高齢者ケアの進め方/認知症高齢者に適した療養環境と調整方法/認知症高齢者に特有な倫理的課題/認知症高齢者の意思決定
128	【公開講座:訪問看護②】 ①在宅での褥瘡ケア、排泄ケアの実際 ②在宅における呼吸管理、ケアの実際	9/7(土)	5	30	14	14	13	10	在宅における褥瘡ケア、排泄ケアの実際や家族支援の方法を学ぶ/在宅療養者の呼吸管理の知識と技術を学ぶ	在宅での褥瘡のケア、排泄ケアの実際/在宅酸素療法、人工呼吸器療法への支援の実際
138	【公開講座:訪問看護③】 ①精神・認知症看護の基本、在宅でのケアや家族支援の実際 ②疾患や障がいのある小児の在宅看護の実際	9/26(木)	5	30	7	6	6	5	精神・認知症看護の基本、および、在宅でのケア・家族支援の方法を学ぶ/小児・重症児の在宅でのケア、家族の心理・サポート方法を学ぶ	精神・認知症看護の基本、在宅でのケアや家族支援の実際/小児・重症児の在宅での医療ケア、家族の心理的サポートの実際
142 143	【集合研修】【オンライン】 訪問看護技術研修(セミナー) ～在宅における小児看護・嚥下障害のある療養者への看護～	10/5(土)	5	70	23	21	15	8	在宅療養する小児とその家族の支援に必要な知識・技術を習得する/嚥下障害がある在宅療養への支援に必要な知識・技術を習得する	在宅ケアが必要な小児の特徴/在宅ケアが必要な小児に対する基礎的な看護/嚥下障害の機序/嚥下障害の評価/嚥下障害の段階に応じたケア
151	慢性腎臓病と慢性腎不全の悪化の合併症予防に向けて！高齢者腎疾患の治療・ケア ～高齢者のより良い生活を支える看護の役割～	10/22(火)	5	100	44	40	39	36	高齢者の慢性腎臓病と慢性腎不全患者の特徴や病態生理を理解する/慢性腎臓病、慢性腎不全の悪化や合併症の予防と看護を理解する/透析の基本的知識を学び、生活を支える看護師として患者の意思決定支援ができる	慢性腎臓病患者の特徴と看護/慢性腎不全患者の特徴と療法の選択について/透析の基本知識と生活を支える看護師として意思決定支援ができる知識を学ぶ/慢性腎臓病、慢性腎不全の悪化と合併症の予防と看護/在宅での透析、腹膜透析の実際および生活指導について
152	アドバンスケアプランニング(アドバンス) ～患者・家族の意思決定を支えるケアを考える～	10/24(木)	5	100	76	71	71	64	ACPIについて理解し、多職種・看護職がどのように患者にアプローチし、患者・家族を支えていけば良いかを考える	ACPとは/医療職としての姿勢/ACPのアプローチのポイント/場に応じたACPアプローチ/様々な場における意思決定支援について/事例を通して理解を深める

No.	研修会名	開催日	時間	定員	応募	受講	修了	登録	ねらい	主な内容
153	明日からの仕事に役立つ、循環器疾患の理解と看護 ～急性期から慢性期まで、心不全患者のQOLと看護～	10/28(月)	5	100	63	61	60	54	心不全の病態生理が理解できる/心不全のさまざまな治療について理解できる/心臓ペースメーカーを使用している患者の看護を理解できる/慢性心不全患者のセルフマネジメントと家族支援について考えることができる	心不全の病態生理・心不全の治療(薬物療法・カテーテル治療・ペースメーカー)/心不全患者の生活指導とセルフマネジメント/心不全患者のQOLと家族支援/事例を用いて、心不全患者の生活指導を考える
154	令和6年度奈良県看護職員認知症対応力向上研修	10/31(木) 11/1(金) 11/13(水)	17	60	75	58	56	43	認知症の人の入院から退院までのプロセスに沿って、認知症の原因疾患の病態・特徴等基本的な知識を習得する/認知症の人を理解し、より実践的実践的な対応力(アセスメント、看護技術、チーム対応、院内外の連携等)を習得する/病棟等における認知症ケア体制(院内・地域)の構築及びスタッフ育成・教育等の知識と技法を習得する	認知症に関する知識(講義)/認知症看護の実践対応力(講義及び演習)/体制構築・人材育成(講義及び演習)
159	外来における在宅療養支援能力向上のための研修 (JNAオンデマンド研修+演習)	11/1(金)～ 1/21(火)	集合 2.5	70	19	19	19	18	外来看護を取り巻く現状と課題のもと、地域における自施設の外来が果たすべき役割と、自らが外来で担うべき役割を認識するとともに、外来患者を支えるために必要な在宅療養支援に関する知識を習得出来る/習得した知識を、在宅療養支援の強化に向けた取り組みに役立てることができる	【JNAオンデマンド】外来看護を取り巻く現状と課題、国の政策動向等に基づく外来看護職の役割/外来における在宅療養支援/在宅療養を支える地域連携とネットワーク/在宅療養患者(外来患者)の意思決定支援/在宅療養患者(外来患者)を支える社会資源 【演習】講義:奈良県における医療・看護を取り巻く状況について/事例検討/全体共有
167	高齢者の口腔ケアと栄養管理 ～食べるケアを定着させることで、栄養状態の維持と向上をめざそう～	1/17(金)	5	100	90	83	83	78	口腔ケアの目的と効果を理解する/歯や口腔内の疾患を理解し、対象者に合った適切な口腔ケアが実践できる/栄養管理の重要性と誤嚥性肺炎をはじめとする、全身疾患との関連を理解する/嚥下のしくみと栄養サポートについて理解できる	高齢者の口腔内の特徴を理解する/口腔ケアの重要性を理解する/高齢者の口腔内トラブルについて/口腔ケアと誤嚥性肺炎について/チームで取り組む口腔ケア、栄養サポートの実際
168	【公開講座:訪問看護④】 地域包括ケアシステム構築に向けた取組/奈良県の医療政策	1/22(水)	2.5	30	5	4	4	4	県行政担当者等から、地域包括ケアシステム構築に向けた施策、最新情報を学ぶ	奈良県の地域包括ケアシステム構築に向けた取組/奈良県の医療政策/奈良県の訪問看護政策
169	令和6年度奈良県病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修	1/23(木)	3	50	36	32	32	11	認知症の人や家族の視点に立ち、その生活を支えるために必要な基本的な知識を習得する/認知症の人のQOLの向上を図るため、コミュニケーション、ケア及び多職種連携による支援の実際を理解する/認知症の人を取り巻く、医療・介護及び地域の社会資源の活用的重要性を理解する	基本的知識/地域における実践/社会資源等について
172	看護師として知っておきたい、高齢者が生き生きと生活するための支援 ～フレイル・サルコペニアの予防とADLの維持と向上～	2/21(金)	5	100	53	51	51	47	フレイル・サルコペニアの基礎知識を理解する/骨折、転倒リスク予防のための知識を習得する	フレイル・サルコペニアの基礎知識/高齢者の転倒リスクの評価と対策/環境調整による転倒対策/自立した高齢者の活動機能低下を防ぐ運動/低ADL、寝たきり高齢者に対する看護師ができる活動機能低下を防ぐ運動/拘縮ができるメカニズムと改善・予防のポイント/拘縮予防のためのポジショニング・シーティングの実際とチェックポイント・評価
173	発達障害の特性と関わりを学ぼう ～子どもから成人まで発達障害傾向も含む多様な特性を活かすことができる社会の実現に向けて～	2/27(木)	5	100	29	27	27	26	発達障害の主な特徴、症状について理解できる/発達障害を抱えた小児の対応が理解できる/症状に対する対応を実践できる/発達障害傾向にある看護師、看護学生、医療従事者の支援とマネジメント方法が理解できる	発達障害の主な特徴、症状について(大人の発達障害の機序・特徴・治療支援の方法も含む)/主な症状を抱えた人への対応/発達障害を抱えた人とその家族の支援の実際/発達障害特性を踏まえた看護学生や看護師への教育的関わり/合理的配慮とは何か/ダイバーシティ&インクルージョンの考え方と法制度
199	【追加研修】 看護補助者標準研修－看護補助体制充実加算該当パッケージ(オンデマンド講義個人受講 + 演習)	1/7(火)～ 3/7(金)	集合 3	40	29	29	29	0	看護チームの一員として、看護師の指示のもと、安全な看護補助業務が行えるために必要な知識と技術を習得する	医療機関で働く看護補助者の役割と業務/直接ケア総論/直接ケア各論(身体の清潔・排泄・食事・安全安楽・移動・移送)/演習

2-1.ラダーと連動した継続教育「看護師のクリニカルラダー（日本看護協会版）」

No.	研修会名	開催日	時間	定員	応募	受講	修了	登録	ねらい	主な内容
105	現場で活かせる排泄ケア ～「気持ちよく出す」ことを叶えるケア～	6/5(水)	5	100	39	37	37	33	排泄のメカニズムとアセスメント方法を学び、適切な排泄ケアの方法を選択できるようになる/排泄ケアを受ける相手の気持ちや悩みを自分ごととして考えることができる	これだけは知っておきたい(排泄)に関するメカニズムを学ぶ/排尿・排便のアセスメント方法を学ぶ/事例から、ケアの実践を学ぶことができる
125	見逃さない「急変のサイン」と慌てない対応 ～現場リーダーとしてあなたは どう動きますか?～	8/23(金)	5	100	63	63	63	56	急変予測のフィジカルアセスメントと急変発生時のアセスメント/現場リーダーとしての動きを想像でき、体得することができる	急変予測のフィジカルアセスメントと急変時のサインからアセスメントにつなげる/急変時の対応としての1次、2次救命処置・リーダーとしてどう行動すべきか(報告の方法を含む)を理解する/事例を用いてグループワークでアセスメントや報告方法・リーダーとしての動きを確認する
129	人材マネジメントのスキルを磨く ～Z世代からベテランまで、多様な スタッフを育成する～	9/9(月)	5	100	79	76	76	74	現代の看護師キャリアの特徴と看護師教育の課題について理解できる/多様なスタッフの個性に合わせた教育支援について理解できる/人材を大切に組織づくりについて理解できる/自組織の看護教育に関する課題を明らかにすることができる/心理的安全性について理解できる	人材育成の方法について、教育学、心理学的なアプローチから学習する/看護師教育や看護師キャリアの考え方について ポートフォリオについて/組織作りにマイナスな職員への対処方法/働き続けることができる職場環境づくり、組織づくりについて/心理的安全性を高める組織とは
132	看護師が関わる医療事故と裁判 ～看護師が自らの身を守るために 必要なこととは～	9/13(金)	5	100	59	57	57	55	看護師が自らの身を守るために必要な法的知識や責任、記録の在り方について理解できる	医療事故に伴う法律の基礎知識と法的対応/裁判で問われる看護記録とは/転倒転落や身体拘束時の事故など実際の事故を通して、事故とケアを学ぶ/記録のあり方を考える
137	組織づくりを考える ～全員参加の組織づくり～	9/25(水)	5	100	24	23	23	23	組織とはなにかを理解し、組織作りに参画することができる	組織づくりとは何か、組織づくりに必要な要素がわかる/個々が組織の一員としての役割を理解できる/社会人基礎力を磨く/心理的安全性について知る
139	感染管理が実践できる看護師を 目指そう ～現場で役立つ感染の 基本～	9/27(金)	5	100	79	75	74	66	新興感染症にも対応できるように感染管理の知識を深め感染経路別予防を判断し実践できる/医療関連感染症の基礎知識や感染経路別の予防法と対策を知る	感染管理の基礎知識を理解する/医療関連感染症の基礎知識を理解する/感染経路別の予防法と対策を演習を通して体得する
140	IVR治療と看護について学んでみませんか?	9/30(月)	5	100	11	10	10	10	IVR治療や検査について知ることができる/IVR看護について知識を深め、治療前、治療中、治療後の現場の看護に活かすことができる	IVRの最新の検査や治療について知識を得る/IVR看護の基本的理解とケアのポイントについて/実際の事例を通して学びを深める
141	認知症患者の尊厳を守り倫理を考える ～なくそう身体拘束～	10/2(水)	5	100	100	94	94	90	高齢者看護において日常の看護で生じている倫理的問題について対処方法を知る/身体抑制の実際を知り解除に向けた取り組みができる	身体拘束の三原則を知る/せん妄と認知症についての病態生理を知る/事例を通して倫理的問題について考えることができる
144	組織における心理的安全性 ～リーダー・看護管理者のための 心理的安全性～	10/7(月)	5	100	53	50	49	49	組織における安全性・健全性を確保するため、心理的安全性の高め方を理解する	心理的安全性の定義について/心理的安全性の高い職場とは/心理的安全性の高め方
171	やってみよう 家族アセスメント	2/14(金)	5	100	27	25	25	21	家族看護の基本的知識を知り、家族を対象とした看護の実際と看護者に必要な支援姿勢を理解する	家族ケアの基本的な考え方/家族アセスメントの方法や看護者に必要な支援姿勢について

2-2.ラダーと連動した継続教育「助産師実践能力習熟段階(クリニカルラダー／CLoCMip®)」

No.	研修会名	開催日	時間	定員	応募	受講	修了	登録	ねらい	主な内容
133	CLoCMiP®レベルⅢ認証申請必須研修 ～緊急時の対応・臨床薬理(妊娠と薬) ～	9/14(土)	3	50	20	18	18	17	急変時の対応について理解できる/妊娠期、分娩期、産褥期における薬剤の影響について理解できる	母体急変時の初期対応の原則/母体急変への対応の実際/妊娠・分娩と薬剤/授乳と薬剤

3.看護管理者が地域包括ケアシステムを推進するための力量形成に向けた継続教育

No.	研修会名	開催日	時間	定員	応募	受講	修了	登録	ねらい	主な内容
135 136	【集合研修】【オンライン】 訪問看護管理者研修① ～クリニカルリーダーの活用による 人材育成～	9/21(土)	5	50	31	25	25	20	訪問看護クリニカルリーダーの活用方法 を理解し、自部署の人材育成に活用 することができる	訪問看護教育の考え方、人材育成 とは/奈良県版訪問看護クリニカル リーダーの使い方/人材育成への活用 ・評価方法
149 150	【集合研修】【オンライン】 訪問看護管理者研修② ～訪問看護に関連する奈良県の施策 の理解、管理者交流会(地域BCP・危機 対応)～	10/12(土)	5	50	33	31	25	21	奈良県の医療・介護施策を理解し、地 域での訪問看護活動に役立てる/連 携型・地域BCPによる地域での訪問 看護の連携を推進し、危機対応のた めの対策を考えることができる	奈良県の医療・介護施策、地域包 括ケアの推進(奈良県地域医療連 携課/地域包括ケア推進室/医師・ 看護師確保対策室)/管理者交流 会「訪問看護の連携を推進し、危 機対応のための対策を考える」連 携型・地域BCPの策定方法、地域 での連携方法、災害訓練の方法、 危機対応策を考える
162 163	【集合研修】【オンライン】 訪問看護管理者研修③ ～管理者のためのスピリチュアルケア ～	11/30(土)	2.5	50	39	35	32	24	スピリチュアルケアを学び、看護管理 に役立てる	魂(スピリチュアル)と(科学)を合わ せた視点で「生老病死」「家族」「医 療・介護」「地域社会」のつながりを 捉えていく

4.専門能力開発を支援する教育体制の充実のに向けた継続教育

No.	研修会名	開催日	時間	定員	応募	受講	修了	登録	ねらい	主な内容
101	新人看護職員卒後研修 ～新人集合研修～	5/16(木)	5	130	98	98	98	70	県内各病院で行う新人看護職員研修 を補完するための「集合研修」を実施 することにより、新人看護職員の医療 事故への不安やストレス等による早 期離職を防止し、新人看護職員研修 の着実な推進を図ることを目的とす る。また、看護専門職業人としての責 任と役割を理解し、看護に対するやり がいを感じ、看護師として成長できる。	看護倫理・コミュニケーションスキル /感染防止の技術/急変時の対応/ 医療安全/多重課題への対応/ リフレクション
		6/7(金)	2.5			94	94	66		
			2.5			94	94	66		
		9/12(木)	5			88	88	63		
		11/26(火)	2.5			85	85	60		
			2.5			85	85	60		
1/24(金)	5	83	83	58						
102	ナースが取り組むスキンケア～高齢者 の皮膚トラブルを解決しよう～	5/22(水)	5	100	57	55	55	48	解剖生理学の視点から、皮膚とスキ ントラブルのマネジメントができる/褥 瘡やスキンケアのアセスメントがで き、ドレッシング材の選定ができる/予防 及びスキンケアが生じた際の処置 方法を理解し、実践ができる	皮膚の構造と役割/皮膚トラブルの 特徴(スキンケア・褥瘡)/好発部位 と予防/生じた皮膚トラブルの処置 方法とドレッシング材の選定
131	【公開講座:新人看護職員】 医療と法律 ～安心して働くための基礎的法知識～ (オンライン)	9/12(木)	5	40	22	22	22	20	法律の立場からみた医療における法 的リスクを理解し、職場で起こり得 る事態から患者及び自分を守る医療 安全を学ぶ	医療とは/医療における法的リスク (過失・説明・記録)/医療における 個人の責任、義務、患者と自己を 守る方/個人情報保護/医療事故 防止に貢献する記録/法的に適切 な記録
134	医療安全管理者の情報共有とスキル アップ研修	9/18(水)	2	30	12	12	12	12	医療安全管理者としてより良い活動に つなげる	院内における専従または専任の医 療安全管理者としての日々の活動 を情報提供する/質問や意見など ディスカッションすることで、個々の 課題を見出す
145	新人看護職員卒後研修 「2年目フォローアップ研修」～楽しく 働ける・イキイキと働けるために～	10/8(火)	5	100	94	79	79	57	自身の課題を振り返り、新たな課題を 明確にすることでエンゲージメントの 向上が出来る	職場における自身の立つ位置と自 身への期待を理解する/自施設の 価値を理解する/他施設の仲間と 課題を共有することで看護への意 欲を高める
146	新人看護職員卒後研修 ～研修責任者・教育担当者研修～	10/10(木)	5	60	65	65	65	60	新人看護職員が基本的な臨床実践能 力を獲得するために、新人看護職員 研修ガイドラインに示されている新人 看護職員研修の実施に必要な研修責 任者・教育担当者としての能力を習得 し、適切な研修実施体制の構築をめ ざす	新人看護職員研修ガイドラインの 考え方/部署における新人看護職 員の教育体制/施設に求める人 材育成/教育計画の実際と評価
		1/14(火)	5			63	63	58		
		1/15(水)	5			64	64	59		
147	新人看護職員卒後研修 ～実地指導者研修～	10/10(木)	5	100	94	91	91	78	新人看護職員が基本的な臨床実践能 力を獲得するために、新人看護職員 研修ガイドラインに示されている新人 看護職員研修の実施に必要な実地指 導者としての能力を習得し、適切な研 修実施体制の構築をめざす	新人看護職員研修ガイドラインの 考え方/部署における新人看護職 員の教育体制/学習に関する基礎 知識/自部署の新人看護職員教育 の現状と課題把握/新人看護職員 研修に関わる看護職員のメンタル サポート
		11/25(月)	5			92	92	78		
		12/23(月)	5			88	87	75		
		1/28(火)	5			86	86	75		

No.	研修会名	開催日	時間	定員	応募	受講	修了	登録	ねらい	主な内容
148	がん看護～ステージに応じた患者・患者家族に寄り添った看護とは～	10/11(金)	5	100	27	25	25	24	様々なステージの患者・家族の思いを知り関わりを理解できる	がん患者および家族の支援を学ぶ/様々なステージの病状や精神状態を理解し、必要な支援を考えることができる
160 161	【集合研修】【オンライン】 新任訪問看護師教育担当者(プリセプター)研修 ～新採用者の訪問看護師を現場指導するための指導方法を学ぶ～	11/16(土)	5	20	12	9	9	6	訪問看護事業所で新採用した看護職員が、在宅看護に必要な知識と実践能力を獲得するため、教育担当者(プリセプター)としての指導や支援ができる人材育成の知識と技術を習得する	プリセプターの役割/新任訪問看護師の指導、支援/看護活動の自立にむけた支援/訪問看護展開のための知識と技術/メンタルヘルス・ストレスマネジメント(グループワーク)
170	明日からの仕事に役立つ糖尿病の理解と看護 ～足から全身をみる ナースが行うフットケア～	1/30(木)	5	100	45	41	41	36	糖尿病の病態生理と治療及び最新情報について知る/フットケアの方法を知り看護に活かすことができる	糖尿病の病態生理と治療及び最新情報について学ぶ/フットケアの方法、実際を知る/事例を通して学びを深める

5.資格認定教育

No.	研修会名	開催日	時間	定員	応募	受講	修了	登録	ねらい	主な内容
110	認定看護管理者教育課程 ファーストレベル	6/11(火)～ 7/24(水)	132	60	56	56	56	56	看護専門職として必要な管理に関する基本的知識・技術・態度を習得する	ヘルスケアシステム論Ⅰ/組織管理論Ⅰ/人材管理Ⅰ/資源管理Ⅰ/質管理Ⅰ/統合演習Ⅰ
118	【公開講座:ファースト①】 看護実践のレポート・計画書に活かせる 思考と書き方	6/22(土)	6	20	15	14	14	13	認定看護管理者教育課程のカリキュラムの一部を公開することにより資質向上と自己研鑽の機会とする	与えられた課題、テーマの中で、把握すべき情報(材料)を基に論理展開を組み立て結論を導く文章作成方法を身につける
119	【公開講座:ファースト②】 組織管理論Ⅰ 組織マネジメント概論	7/9(火)	6	20	7	7	7	7		組織マネジメントの基礎知識
111	【JNAオンデマンド研修&集合研修】 医療安全管理者養成研修 ※社会保険診療報酬上「医療安全加算」算定要件内の「医療安全対策に係る適切な研修」に該当	7/1(月)～ 11/8(金)	集合 5	60	56	54	54	JNA 登録	安全管理業務を遂行するために必要な知識・技術を修得し、演習を通して実践方法がわかる	日本看護協会「インターネット配信研修オンデマンド」を活用したeラーニング(35時間)及び集合研修(5時間)
130	2023年度セカンドレベル実践報告会	9/11(水)	6	47	41	38	25	25	看護専門職として基本的責務を遂行するために必要な知識・技術・態度を習得後の実践報告をする	セカンド受講時の実践可能な改善計画を実践し報告する
155	認定看護管理者教育課程 セカンドレベル	10/15(火) ～ 12/19(木)	192	40	26	26	26	26	看護管理者として基本的責務を遂行するために必要な 基本的知識・技術・態度を習得する	ヘルスケアシステム論Ⅱ/組織管理論Ⅱ/人材管理Ⅱ/資源管理Ⅱ/質管理Ⅱ/統合演習Ⅱ/実習1日
156 175 ～ 197	認定看護管理者教育課程セカンド レベル 修了者のためのオープン講座 (6時間講座:23日、3時間講座:1日)	10/15(火) ～ 11/30(土)	141	各日 20	4	3	3	3	看護管理者として基本的責務を遂行するために必要な知識・技術・態度を再学習することで看護サービスの質の向上を目指す	ヘルスケアシステム論Ⅱ/組織管理論Ⅱ/人材管理Ⅱ/資源管理Ⅱ/質管理Ⅱ
120	【JNAオンデマンド&集合研修】 災害支援ナース養成研修	7/1(月)～ 11/27(水)	30	80	73	67	67	JNA 登録	災害・感染症等に関する基礎知識・技術を習得する/応援派遣の概要を理解し、研修修了者として実際の派遣時に対応できる技能を習得する/災害時の看護職の活動の実際を想定することができる/災害時に看護職として活動する際の基本的な心構えがわかる/災害時の看護職の活動の展開と展開にあたっての留意事項がわかる	【集合研修:災害演習・感染症演習】奈良県の災害・感染症に係る派遣時の看護支援活動等/災害時の看護職の活動の実際/派遣調整、出発準備、携行品、活動の原則等/感染拡大時の看護職の活動の実際/感染拡大・重症化予防、ゾーニング・個人防護具の着脱体験、安楽な呼吸、多職種連携による医療提供、患者・家族へのケア
157	【公開講座:セカンド①】 組織管理論Ⅱ 組織マネジメントの実際	11/23(土)	6	20	9	8	8	8	認定看護管理者教育課程のカリキュラムの一部を公開することにより資質向上と自己研鑽の機会とする	組織分析
158	【公開講座:セカンド②】 人材管理Ⅱ 人事・労務管理	11/28(木)	6	20	6	6	6	6		人員配置・勤務計画

6.看護基礎教育を充実させるための継続教育

No.	研修会名	開催日	時間	定員	応募	受講	修了	登録	ねらい	主な内容
107	令和6年度奈良県保健師助産師看護師実習指導者講習会(一般分野)	6/27(木)~9/6(金)	189	70	79	78	78	73	看護基礎教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導ができるよう必要な知識・技術を修得する	看護の動向/教育の基礎(教育原理・教育方法・教育心理・教育評価)/看護論/看護教育課程論/実習指導の基盤(実習指導方法論・実習指導方法演習)
108	令和6年度奈良県保健師助産師看護師実習指導者講習会(特定分野)	6/27(木)~9/6(金)	54	20	9	9	9	3	特定分野における看護基礎教育実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導ができるよう必要な知識・技術を修得する	看護の動向/教育原理/教育心理/教育方法/実習指導の実際(講義・演習)
116	【公開講座:実習指導】 令和6年度保健師助産師看護師実習指導者講習会(オンライン)	7/29(月)	6	40	22	21	21	18	実習指導者としてのスキルとマインドを理解し、実習指導に活かす	臨地実習の意義/指導者としてのスキルとマインド/学生を輝かせるための支援
124	看護教育継続研修① GRITを理解する~学生や新人の教育・支援のために~	8/20(火)	3	70	38	35	34	31	医療の高度化・国民のニーズの多様化といった変化を踏まえ看護教員の資質・能力の向上を図り、看護基礎教育の一層の充実を図る	GRIT(Guts, Resilience, Initiative, Tenacity)について/若者の心理特性(パーソナリティ)について/パーソナリティと教育について
174	看護教育継続研修② 看護学生の臨地実習充実に向けてのワークショップ	3/18(火)	3	70	17	15	15	ワークショップ形式:学生の特性やカリキュラムの変化や内容などを踏まえ、現状の課題などについて話し合い、実習指導者と教員の役割分担やあり方について考察する		

7.奈良県看護学会

No.	研修会名	開催日	時間	定員	応募	参加	参加証明	登録	ねらい	主な内容
166	【オンライン】 奈良県看護学会	12/14(土)	4.5	520	134	131	90	-	学会テーマ: 看護の継承と進化 特別講演:「看護の明日はどこへ」~受け継いでよいこと・いけないこと~ (元 藤沢市教育文化センター 主任研究員) 目黒悟	

合計 66コース
+ 学会 1

時間	定員	応募	参加	修了	登録
1090	5312	2820	3592	3338	2692

- ・学会含む(修了・登録以外)
- ・No.115-2、No.199追加研修をコース数に含む
- ・No.107修了・登録…前年度受講2名を加え78名
- ・No.155修了・登録…前年度受講1名を加え26名
- ・No.166参加内訳…来館99名(うち学生41名)・オンライン32名

ナースセンター 事業報告

1. ナースセンター事業

(1) ナースセンター利用状況

求人						求職						進学 相談	
来所	出張 相談	電話	郵送・ FAX	eNC	メール	来所	出張 相談	電話	郵送・ FAX	eNC	メール	就職相談 会等	
41	31	1536	117	24	1123	53	84	973	18	97	1006	11	7
2872						2242							

・郵送・FAX・メールには、ハローワーク奈良との連携支援(求人、求職者の代行登録、NC案内等)も含む

(2) 相談内訳

求人相談	就業・採用		求職相談	就業・採用	
	就業・採用	825		1145	
	e ナース利用関連	794		e ナース利用関連	224
	研修関連	439		研修関連	482
	苦情	1		苦情	1
	業務（講師依頼等）	1		業務（相談予約等）	66
	その他（事務連絡を含む）	812		採血	1
	合計	2872		その他（イベント申込等）	323
				合計	2242

(3) ナースセンターコンピュータシステム（NCCS）実績

①有効求人・求職者数、就職者数

有効求人数	有効求職者数	就職（件数）		
		紹介システム	HW 就職	自己就職
1105	277	89	12	42

②職種別の求人紹介率・紹介就職率

【NCCS 都道府県別データ・奈良県 NC の合計】

	求人数	紹介者数	就職者数	求人 紹介率	求人 就職率	求職 紹介率	求職 就職率
保健師	42	3	5	7%	12%	8%	167%
助産師	6	1	0	17%	0%	11%	0%
看護師	1023	195	127	19%	12%	78%	65%
准看護師	34	2	11	6%	32%	22%	55%
合計	1105	201	143	18%	12%	73%	71%

(NCCS データより)

③施設別登録求人数

	病院	診療所	その他	計
保健師	0	0	42	42
助産師	1	3	2	6
看護師	334	93	596	1203
准看護師	15	3	16	34
合計	350	99	656	1105

④就業者数内訳（単位：人）

区分	保健師	助産師	看護師	准看護師	合計	
病院	常 勤	0	0	23	0	23
	非常勤	1	0	9	2	12
	臨時	0	0	0	0	0
診療所	常 勤	1	0	4	0	5
	非常勤	0	0	6	2	8
	臨時	0	0	0	0	0
その他	常 勤	0	0	13	0	13
	非常勤	1	0	36	6	43
	臨時	0	0	32	0	32
	不明	2	0	4	1	7
合計	5	0	127	11	143	

* 不明とは求職者本人による未入力のため。

* その他には高齢者施設・市町村・学校 イベントなどを含む。

(4) 看護職復職応援事業

①看護職復職支援研修参加状況

【看護職】
 講義申込人数：73名
 講義参加人数：53名
 延べ参加人数：554名
 講義：38講座
 実習参加実人数：0名
 実習依頼施設：0施設

離職期間	全体
20年以上	3人
10年以上	11人
5～9年以内	4人
1～4年以内	9人
1年未満	18人
不明	8人

②受講者53名について
 受講時の就業状況

就業中	26人
未就業	27人

③参加後就業状況調査結果

対象者：復職支援研修受講者53名

回答31名・回答率58%

調査期間：2025年2月1日～2月28日

復職支援研修申込時未就業27名のうち採用決定者18名

【就職方法】

就職方法	
ナースセンター（ミニ就職含む）	10
ハローワーク	4
NC・ハローワーク以外の転職サイト	1
その他	1
無回答	2

【雇用形態】

雇用形態	
常勤	3
非常勤	12
臨時	2
不明	1

【就業施設種別】

就職先	
病院	6
診療所	1
訪問看護	1
老健	2
デイサービス	2
その他の高齢者施設	2
その他	2
不明	2

④研修内容

奈良県看護協会ホームページを参照

⑤プレゼンテーション施設数 24施設

⑥採血演習について 演習希望者14名
 （ナースセンターでの個別採血演習）

2. ナースセンター機能強化事業

(1) 看護師等の届出制度「とどけるん」

「看護職等の人材確保の促進に関する法律」の改正により、離職時などに看護職はナースセンターへ届出する制度。届け出を行った看護職に対し、就職フェアや研修など情報提供や相談などの支援を行っている。

登録者数：1392名（2025年3月末 現在）

【案内実施の内訳】

（登録者のうち未就業で求職中の方994名に対し案内）

メール	郵送	電話	計
2982名	14名	5名	3001名

新規登録者115名に対して

メール送信	郵送	電話	計
288名	14名	5名	307名

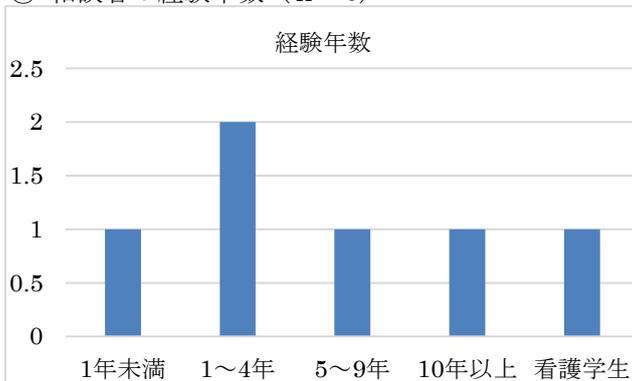
(2) 看護職のメンタル相談事業

①相談件数（12件）

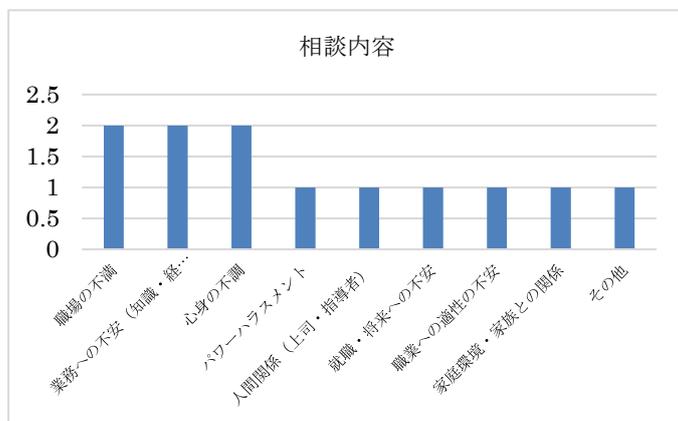
②相談者の職種・相談者の実人数（6名）

看護職員	看護教員	看護学生	その他
5人	0人	1人	0人

③相談者の経験年数（n=6）



④主な相談内容（n=12）（重複あり）



(3) セカンドキャリアナース研修

応募者：ZOOM 21施設 52名・来館16名

参加者：68名 アンケート回答者28名

～セカンドライフとキャリアを考える～

日時：2025年3月21日（金）13:30～16:00

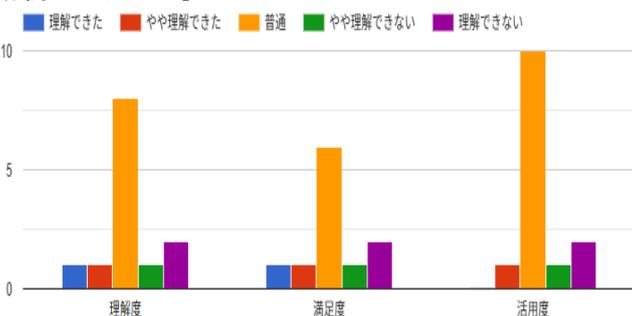
対象：セカンドキャリアについて考えている看護職（おおむね50歳以上）および定年退職後や定年退職を控えた看護職

協力：奈良県医療勤務環境改善支援センター

講義内容：

- ・「セカンドキャリアナースになったら」
 講師：春木邦恵氏（奈良県看護協会 会長）
- ・「野村先生に聞いてみよう」
 ～年金のこと、定年後の生活設計のこと～
 講師：野村健司氏
 （奈良県医療勤務環境改善支援センター）

【講義アンケート】



(4) LINE による情報の発信

- ・登録者数 567 人 (2025 年 3 月末)
- ・発信回数 35 回 (のべ 18055 件)
- ・発信内容 求人情報、求人施設情報 研修会案内 イベント案内 看護協会情報など

・LINE による事業所紹介

(案内メール 3 回 のべ 1511 件)

紹介希望事業所	のべ 54 事業所
病院	のべ 15 施設
クリニック	のべ 12 施設
訪問看護 ST	9 施設
高齢者施設 (デイ等含む)	のべ 11 施設
幼稚園等	1 施設
看護学校等	1 校
行政等	5 施設

11 月 23 日 (土祝) 10:00~15:00

参加者 (子ども 70 名 付添 55 名)

- ④高取町 kodomo しごとコンビニ
リベルテホール (高取町しごとコンビニ主催)

12 月 8 日 (日) 10:00~15:00

参加者 (子ども 102 名 付添 94 名)

4. その他

1) 地域に必要な看護職確保推進事業

①奥大和地域医療見学ツアーの実施

実施日時 10 月 29 日 (火) 8:00~18:45

見学施設 十津川村国民健康保険小原診療所

十津川村特別養護老人ホーム高森の郷

社会福祉法人こだまの会 こだまの里

参加者 7 名 (内県外 1 名)

②奥大和ナースネット登録 9 名

2) 看護補助者の確保・定着に向けた取り組み

会場	研修方法	参加者	就職者
ハローワーク 奈良	講義・演習	25 名	
	オンデマンド	37 名	9 名
	面接会	19 名	7 名
ハローワーク 大和高田	講義・演習	26 名	
	オンデマンド	31 名	10 名
	面接会	19 名	9 名
ハローワーク 桜井	講義・演習	19 名	1 名
	面接会	7 名	3 名

3. 「看護の心」普及事業

(1) 出前授業：「みんなで話そう-看護の出前授業」

内容：看護職・看護学生による出前授業

実施日：実施学校の希望日

実施学校：小学校 6 校 中学校 5 校 高等学校 5 校

講師協力病院

- ・市立奈良病院 ・奈良春日病院 ・おかたに病院

- ・済生会奈良病院・生駒市立病院

- ・済生会中和病院 ・天理よろづ相談所病院

- ・大和高田市立病院

(2) ふれあい看護体験

開催期間：7 月 29 日~8 月 23 日

協力病院：35 施設

申込者：174 名

参加者 155 名 (中学生 17 名、高校生 138 名)

[体験者アンケート結果]

進路について (重複回答)	
看護大学 (看護短大) に進学	40 名
看護専門学校に進学	21 名
看護系の医療・福祉関係の大学・専門学校に進学	16 名
看護系以外の仕事をしたい	3 名
わからない	25 名
その他	3 名

(3) 看護学校進学ガイダンス

開催日時：7 月 27 日 (土) 9:00~15:30

開催場所：奈良県産業会館

参加看護学校等：15 校

参加者：113 名

(生徒・学生・社会人・保護者等)

内容：看護学校個別相談

DVD 講義「看護職とは・看護職の役割」

「看護職になるための進路について」

各学校 PR 動画放映

(4) お仕事体験博

①広陵町おしごとチャレンジデー in 中央公民館

広陵町中央公民館 (広陵町教育委員会主催)

7 月 28 日 (日) 10:00~14:30

参加者 (子ども 14 名 付添 16 名)

②おしごとフェスタ 2024

ポリテクセンター奈良 (奈良労働局主催)

8 月 3 日 (土) 9:15~15:00

参加者 (子ども 214 名 付添 198 名)

③JC わくわく親子フェスタ

唐古・鍵遺跡史跡公園 (樫原青年会議所主催)

訪問看護総合支援センター事業報告

1. インターンシップ事業

○実施日：2024年7月29日～8月30日のうち2日間（28事業所）参加者：看護学生41名

※現場指導事業 申請：5事業所 実施回数：19回 受講者数：22名

2. プリセプター配置・現場指導事業

○実施期間：2024年4月～2025年2月

利用状況

申請数	新規採用者	プリセプター数
24ステーション	47名	101名

○新任訪問看護師教育担当者研修 11月16日（土）10：00～16：00 受講数9名

3. 訪問看護制度研修（訪問看護技術研修：集合研修）

研修名	実施日	応募数	受講者数
ビギナー研修 はじめの一步・輸液管理	6月29日（土）10：00～16：00	11名	11名
ミドル・カスタム研修 排泄・気管切開・経腸栄養管理	7/6・7/20・8/24 11/27・12/10・1/29・2/13	43名	41名

（訪問看護技術セミナー：ハイブリッド研修）

研修名	実施日	応募数	受講者数
小児看護・嚥下障害看護	10月5日（土）10：00～16：00	23名	21名

4. 多職種連携会議

○実施日：2025年2月8日（土）13：00～16：00 応募数（72名）参加者（59名）

テーマ「災害時における医療・介護・福祉の多職種連携を考えよう」

5. 訪問看護管理者研修（対面とオンラインの併用）

研修名	実施日	応募数	受講者数
クリニカルリーダー活用	9月21日（土）10：00～16：00	31名	25名
奈良県の医療介護施策・管理者交流会	10月12日（土）13：30～16：00	33名	31名
スピリチュアルケア	11月30日（土）10：00～12：30	39名	35名

6. 地域教育事業（9か所の教育ステーションで実施）：連携会議（26回）研修（14回）全体会議（2回）

○災害用BCP作成とステーション間の連携のために情報交換する。

○各地域での研修：災害・災害訓練・感染・エンゼルケア・制度改正・栄養管理・口腔衛生

7. 教育計画・プログラム策定（委員会を設置）

○訪問看護リーダーに基づく教育計画や研修の検討会議実施（2回）

8. 認定看護師等派遣調整事業

派遣依頼数	研修件数	受講者数	派遣講師	講師所属機関
7件	13件	174名	認定看護師（36名）	病院9か所・訪看ステーション 4か所
研修内容	感染管理・心不全看護・がん看護・ストーマケア・認知症看護・嚥下・制度・呼吸不全・脳卒中看護			

9. 訪問看護経営相談事業

相談件数	相談者
192件 面談12件 電話180件	訪問看護ステーション：170件/利用者：8件/病院・診療所：4件/ 福祉関係機関：4件/その他（6件）
相談内容	経営運営・訪問看護制度・介護保険制度・看護技術・開設・苦情対応・感染症

10. 訪問看護実態調査：2024年10月に実施 ※結果は奈良県看護協会ホームページで公開

○調査対象（185事業所）→ 回答数（138事業所） 回答率（74.6%）

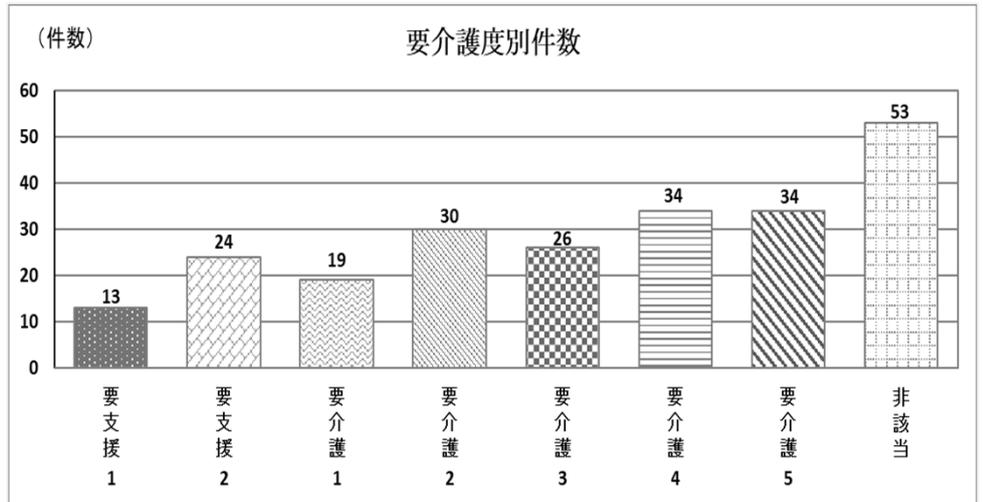
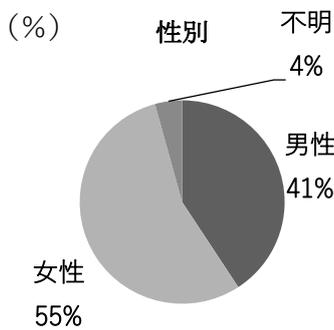
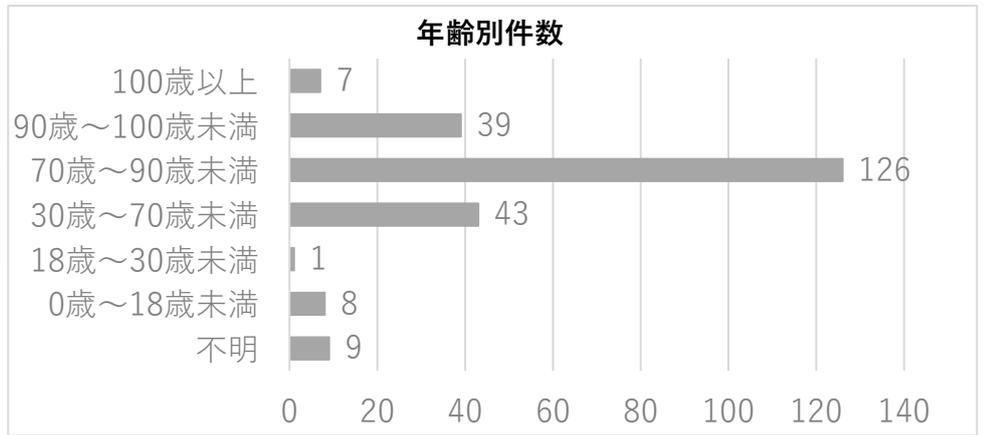
2024年度 看護協会立訪問看護ステーション 満足度調査 調査結果

調査期間：令和6年11月～12月

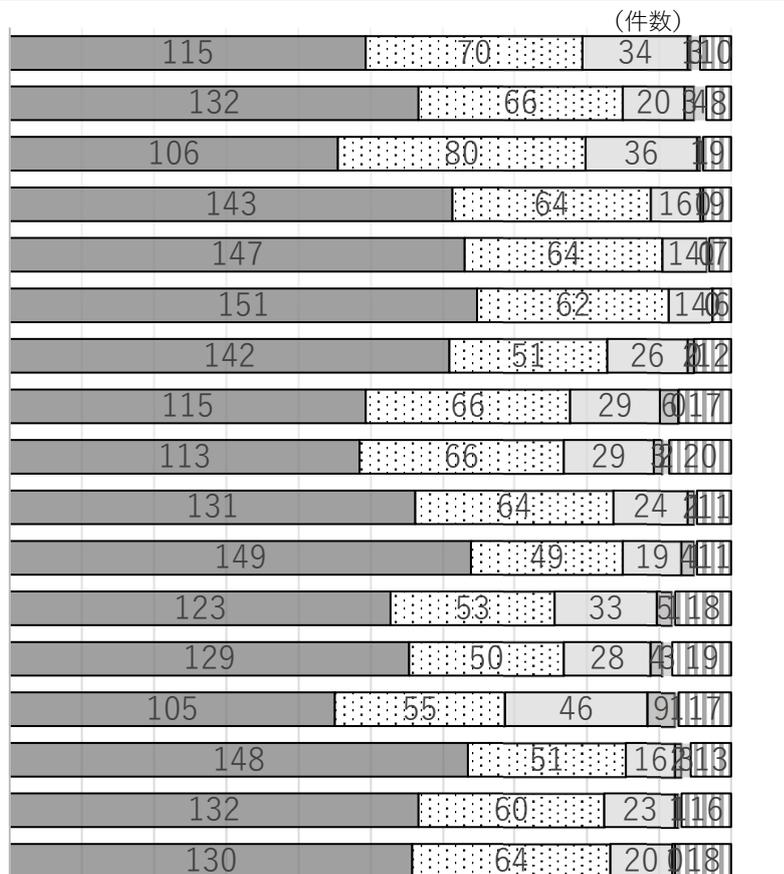
対象者数	回答数	回収率
336	233	69.3%

男性人数	女性人数	不明
95	128	10

最高年齢	最低年齢
102	1



- ①身体状態が安定、苦痛や症状が緩和
- ②不安、困難が軽減した
- ③精神的に落ち着いた
- ④健康状態の変化への気付き
- ⑤適切なケア方法の提供
- ⑥状況変化への迅速な対応
- ⑦緊急連絡、連絡方法が必要な際の説明
- ⑧身体の悪化を予防する先見性
- ⑨対処方法の事前説明
- ⑩ケア内容と理由や意味の説明
- ⑪本人と家族の意見に耳を傾ける
- ⑫医師と相談し内容を共有する
- ⑬医療機関等の担当者への迅速な連絡
- ⑭制度やサービス等の情報提供
- ⑮家族への気持ちの支えになる
- ⑯看護の方法や手順の一致（看護師間）
- ⑰説明や方針が一致している（看護師間）



0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%
 ■ とても思う □ やや思う □ どちらとも言えない □ あまり思わない ■ 思わない □ 不明

公益社団法人 奈良県看護協会立訪問看護ステーション 訪問看護利用状況

(2024年4月1日～2025年3月31日)

項目	橿原訪問看護ステーション	橿原訪問看護ステーション やわらぎの郷	宇陀訪問看護ステーション	
医療保険利用者数	746	575	388	
介護保険利用者数	939	947	1,010	
総数	1,685	1,522	1,398	
新規医療保険利用者数 (再開)	42 (6)	30 (17)	13 (21)	
新規介護保険利用者数 (再開)	45 (6)	35 (24)	54 (37)	
総数 (再開)	87 (12)	65 (41)	67 (58)	
転帰	入院	110	76	84
	死亡	50	17	25
	終了	32	14	21
総数	192	107	130	
医療保険訪問回数	4,904	6,120	3,635	
介護保険訪問回数	4,139	5,711	6,700	
総数	9,043	11,831	10,335	
自己負担利用者数 (訪問回数)	1 (116)	1 (1)	1 (1)	
DOTS 事業訪問者数 (訪問回数)	0	0	0	
訪問看護従事者数 (常勤換算)	11.8	15.5	10.8	
実習生延べ人数	334	161	56	
ケアプラン利用者数(予防プラン含む(延べ人数))	451	1,140	0	

奈良県看護協会 ホームナーシングセンター 利用状況

(2024年4月1日～2025年3月31日)

ホームナーシングセンターの目的

- ・奈良県看護協会立訪問看護ステーションの統括拠点とし、運営の効率化と看護の質向上を図る
- ・看護・介護・福祉にかかわる人々の知識・技術の向上を図る
- ・地域住民の在宅ケアを支援する
- ・県民の健康への意識向上と啓発事業の場とする

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
研修	回数	1	0	2	3	1	2	1	3	1	1	0	2	17
	人数	130	0	45	40	15	35	10	52	5	10	0	80	422
会議	回数	3	8	5	5	3	9	5	3	5	6	8	5	65
	人数	16	71	21	22	23	63	23	15	27	108	89	25	503

2025年度事業計画

重点政策

かつて、団塊世代が75歳以上の後期高齢者となることで起こる社会保険費の負担増や働き手不足などを取り上げ「2025年問題」と言われていた、まさにその年となりました。厚生労働省は2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。

そして、日本看護協会では2015年、2025年に向けた「看護の将来ビジョン～いのち・暮らし・尊厳をまもり支える看護～」を公表しました。2015年の「看護の将来ビジョン」が前提としていた、地域包括ケアシステムの構築、病院完結型医療から医療・ケアと生活が一体化した地域完結型医療への転換は、約10年の時を経て着実に進んでいます。その中であって看護は、人々の地域での療養生活を支える最も身近な存在としてその役割を發揮してきました。次なる照準となる2040年までに想定される社会、医療の変容を踏まえ、その変化に対して看護が進むべき方向性、そのために何をすべきかを新たなビジョンとして提示すべき準備をしています。

2040年は、生産年齢人口の急激な減少と85歳以上の高齢者の増加から、すでに高齢化が顕著な奈良県においても地域のすがたは大きく変わっていきます。同時に、人材不足などからも技術革新やデータの活用によるDXの進展が求められています。また、人々の多様なあり方を互いに尊重し支え合うことを重視するダイバーシティ並びにインクルージョンの考え方が社会の価値観として定着し、求められる医療・介護のあり方も大きく変わるとされています。

その変化を捉え、看護職がその力を最大限に發揮し、活躍の幅を広げ、人々の健康と生活を支えていくために、奈良県看護協会として果敢に課題に取り組んでいかなければならないと考え、次にあげる政策とその事業に焦点を絞り、課題達成へ向けて活動いたします。

重点政策1 全世代の健康を支える看護機能の強化

重点事業1-1 看護職確保・活躍推進

- 1) 潜在看護職の就労支援
- 2) タスクシフト・シェアにおける看護補助者の質向上への支援

1-2 保健師の活躍支援

- 1) 自治体保健師と地域の看護職の連携・協働の支援
- 2) 奈良県看護協会会員確保

重点政策2 専門職としてのキャリア継続の支援

重点事業2-1 ナースセンター事業の強化に向けた取組み

- 1) 「看護の心」普及事業の充実
- 2) 看護補助者の確保

重点政策3 地域における健康と療養を支える看護職の裁量発揮

重点事業3-1 特定行為に係る看護師の研修制度の活用推進

- 1) 特定行為に関する意義や活動の周知
- 2) 特定行為研修のさらなる受講促進と修了者の活動推進

重点政策4 地域の健康危機管理体制の構築

重点事業4-1 感染症拡大及び災害発生時における看護提供体制の整備

- 1) 災害等発生時における看護支援活動の体制整備
- 2) 災害等発生時における地域における協力体制の整備
- 3) 看護協会としてのBCPの策定と災害時の体制整備

事業計画

I. 看護教育及び学会等学術振興に関する事業（公益目的事業）

1. 看護職の継続教育の推進
 - 1) 「看護の将来ビジョン」達成に向けて、看護実践能力の向上及び質の高い看護人材を育成する教育プログラムの企画・運営・評価
 - 2) 教育研修実施録の作成
 - 3) 次年度の教育企画（案）作成
2. 研修
 - 1) 専門職としての活動の基盤となる研修
 - (1) 教育企画・運営委員会より（6 研修）
 - (2) 新人看護職員研修
 - ・新人看護職員研修～集合研修～
 - ・公開講座：新人看護職員研修～集合研修～「医療と法律」～安心して働くための基礎的法知識～
 - ・新人看護職員研修～2 年目フォローアップ研修～
 - (3) 訪問看護師養成講習会～訪問看護 e ラーニング活用～他
 - (4) 訪問看護ハラスメント対策研修（集合研修）（DVD 活用・オンライン研修）
 - (5) 訪問看護技術研修（ビギナー）
 - (6) 訪問看護技術研修（カスタム）
 - (7) 訪問看護技術研修（セミナー）
 - 2) 看護・医療政策に関する研修
 - (1) 認知症対応力向上研修（認知症ケア加算）
 - ・2025 年度奈良県看護職員認知症対応力向上研修（奈良県受託事業）
 - ・2025 年度奈良県病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修（奈良県受託事業）
 - ・2025 年度 JNA-e コンテンツ研修「認知症高齢者の看護実践に必要な知識」（JNA）
 - (2) 外来における在宅療養支援能力向上のための研修（在宅療養指導料加算）
 - (3) 看護補助者の活用推進のための看護管理者研修（看護補助体制充実加算）
 - 3) 人材育成や教育支援を行う者を対象とした研修
 - (1) 新人看護職員研修～研修責任者・教育担当者研修～
 - (2) 新人看護職員研修～実地指導者研修～
 - (3) 保健師助産師看護師実習指導者講習会（一般分野）
 - (4) 保健師助産師看護師実習指導者講習会（特定分野）
 - (5) 保健師助産師看護師実習指導者講習会（公開講座）
 - ・臨地実習の意義/指導者としてのスキルとマインド他
 - ・組織分析に活かす問題解決のフレームワークを理解しよう
 - (6) 2025 年度訪問看護管理者研修
 - 4) 看護管理者を対象とした研修
 - (1) 新任訪問看護師教育担当者（プリセプター）研修
 - (2) 医療安全管理者養成研修（日本看護協会委託事業）（医療安全対策加算）
 - 5) 資格認定教育
 - (1) 認定看護管理者教育課程ファーストレベル研修
 - (2) ファーストレベル研修公開講座
 - ・「組織マネジメント概論」
 - ・「ヘルスケアサービスにおける看護の役割」
 - (3) 組織分析研修
 - ・組織分析に活かす問題解決のフレームワークを理解しよう

- (4) 災害支援ナース養成研修
 - (5) セカンドレベル実践報告会
 - 6) 各委員会等と連動した交流会・集会他 (53 ページ～56 ページ参照)
 - (1) 准看護師交流会 (准看護師委員会)
 - (2) 看護師職能 I 交流会 (看護師職能 I 委員会)
 - (3) 周産期看護職者職能集会 (助産師職能委員会)
 - (4) 保健師・多職種交流会 (保健師職能委員会)
 - (5) 看護師職能 II ・奈良地区支部・東和地区支部合同交流会
 - (6) 医療安全管理者の情報提供によるスキルアップセミナー
 - (7) 西和地区支部交流会
 - (8) 中和地区支部交流会
 - (9) 南和地区支部交流会
3. 看護学会
- 奈良県看護学会
- テーマ : 『看護の本質』～そこに看護はあるのか～
- 特別講演 講師 : 京都大学大学院 人間・環境学研究科 佐藤 泰子 氏

II. 看護職の労働環境等の改善及び就業促進による人々の健康及び福祉の増進に関する事業 (公益目的事業)

- 1. ナースセンター事業 (奈良県受託事業)
 - 1) ナースバンク事業 無料職業紹介
 - (1) NCCS システムによる登録・管理
 - (2) 求人・求職者に対する相談及び紹介・連絡調整
 - (3) 求人・求職に関する情報提供
 - (4) 求人・求職動向の把握
 - (5) 「病院ガイド」協会ホームページに無料掲載
 - (6) こころの健康相談・相談窓口 (予約制)
 - 2) 看護職員復職応援事業
 - (1) 看護職復職支援研修 (講義、VR、ビデオ、交流会、病院・施設等実習)
 - (2) 採血演習 (シミュレーター使用) 予約制
 - (3) 有事における看護職登録制度
 - (4) サポートナース登録制度
 - (5) キャリア支援ナース登録制と支援ナース派遣調整
 - 3) ナースセンター事業運営協議会
- 2. ナースセンター機能強化事業 (奈良県受託事業)
 - 1) 看護師等免許保持者の届出制度「とどけるん」離職時等の届出支援・管理
 - 2) 届出制度 PR と潜在看護職の把握
 - 3) NuPS (ナップス) の周知及び人材活用システムの運用
 - 4) 出張相談
 - (1) 奈良県女性センター (奈良県福祉人材センター共催)
 - (2) ハローワーク (奈良、大和高田、大和郡山)
 - (3) ハローワーク奈良の相談者とのオンライン相談実施
 - (4) 看護職・看護補助者セミナーの実施
 - (5) 看護補助者お仕事体験の実施
 - 5) ナースセンター・ハローワーク連携事業連絡調整会議
 - 6) 他機関・他団体との連携
 - (1) 中央ナースセンター、近畿府県ナースセンター
 - (2) 奈良労働局
 - (3) 福祉人材確保推進協議会、奈良県訪問看護推進協議会、奈良県老人福祉施設協議会
 - (4) 奈良県福祉人材センター、奈良県女性センター、奈良県医療勤務環境改善支援センター
 - 7) 看護職員就業状況調査
 - 8) プラチナナース研修 (セカンドキャリア就業支援の取組み)
 - 9) 奥大和地域の看護職確保
 - (1) 奥大和地域医療現地見学ツアーの実施
 - (2) 奥大和ナースネット登録制度と LINE での情報発信
 - 10) 広報活動
 - (1) 看護学生にナースセンターを PR 講義
 - (2) 求人情報誌発行
 - (3) 看護協会広報誌「看護なら」掲載 (ナースセンターだより)
 - (4) 出張相談案内チラシ
 - (5) 看護協会ホームページの事業掲載
 - (6) 県ホームページ等情報提供

- (7) ポスター、チラシ作成・掲示依頼(復職・就職・メンタル相談事業・ナースセンター周知チラシ)
 - (8) 看護協会の研修で講義(看護管理者研修・実習指導者講習会等)
 - (9) 奈良県高等学校等進路指導研究協議会
 - (10) LINEによる就業、イベント情報の発信
3. 「看護の心」啓発・普及事業
- 1) 看護の出前授業：「みんなで話そう-看護の出前授業」
 - 2) ふれあい看護体験
 - 3) 進路・キャリアアップ相談
 - (1) 看護学校進学ガイダンス
 - (2) 看護職進学ビデオ作製とホームページの管理
 - (3) 看護職の進学や看護職を目指す方からの相談・問合せに対応、情報提供
 - (4) 看護職をめざす方へのパンフレット作成「看護への道」・「看護専門学校等募集要項」
 - 4) 市町村就職等イベント参加
 - 5) 行政・企業の看護学生の就職相談会の協力
4. 各賞候補者の推薦
- 1) 叙勲
 - 2) 奈良県看護功労者知事表彰
 - 3) 日本看護協会会長表彰
 - 4) 奈良県看護協会会長表彰
5. 看護労働環境改善推進委員会
6. 医療安全検討委員会
- 1) 医療安全管理者養成研修

III. 看護に係る調査及び研究並びに看護業務及び看護制度の改善への提言に関する事業（公益目的事業）

- 1. 保健師職能委員会
- 2. 助産師職能委員会
- 3. 看護師職能Ⅰ委員会
- 4. 看護師職能Ⅱ委員会
- 5. 地区支部委員会
- 6. 図書室の管理
 - 1) 図書文献サービス
 - (1) 図書室資料の充実
 - (2) 収集資料の受け入れ整備と所蔵資料目録の運営管理
 - (3) 看護文献検索・情報提供サービスの向上
 - 2) 図書室の利用促進

IV. 地域ケアサービスの実施及び促進等による人々の健康及び福祉の増進に関する事業（公益目的事業）

- 1. 地域住民への看護サービス
 - 1) 出前研修
- 2. 看護の日イベント
 - 1) 一日まちの保健室
 - 2) 看護の日 看護フェスタ 2025年5月11日(日) 場所：かしはら万葉ホール
地域住民への健康管理に対する支援、健康相談、なりきり看護体験など
- 3. 訪問看護事業
 - 1) 訪問看護事業に関すること
 - (1) 質の高い看護サービスの提供
 - ①研修会・講習会への参加
 - ②認定看護師・特定行為看護師へのキャリアアップ支援
 - ③24時間緊急時対応体制の整備
 - ④各委員会の定例開催(医療安全対策・業務・記録)
 - ⑤顧客満足度調査の実施と評価
 - ⑥ステーションだよりの発行
 - (2) 健全な事業運営

- ①事業計画に則した事業実施 ②職場環境、福利厚生の見直しと充実
- ③所長会議の定例開催 ④会計士による経営評価 ⑤診療報酬・介護報酬の理解と確実な請求

(3) 連携の推進

- ①行政、関係機関との連携・ネットワークづくり ②地域ケア会議・自立支援会議への参加
- ③奈良県訪問看護ステーション協議会との連携 ④近畿地区看護協会立訪問看護ステーション交流会参加
- ⑤看護学生・研修生の実習受け入れと教育指導

2) 居宅介護支援事業に関すること

- (1) 専門性を生かしたケアマネジメントの提供
 - ①自立支援に向けたケアプランの作成・評価 ②確実な給付管理
- (2) 介護サービス担当者会議への出席
- (3) 連携の推進
 - ①地域包括支援センター、他事業所との連携

3) ホームナーシングセンター事業に関すること

- (1) 看護協会立訪問看護ステーションの統括拠点
 - ①運営の効率化と人材確保 ②看護の質の向上
- (2) 看護・介護・福祉に関わる人々の知識・技術の向上研修会への講師派遣
- (3) 地域住民の在宅ケアの支援
 - ①お楽しみ会の実施 ②医療・介護の相談窓口

4) 訪問看護総合支援センター事業に関すること

- (1) インターンシップ事業
 - 県内看護大学・看護専門学校の学生に夏休み中、訪問看護ステーションで実践体験してもらう
- (2) プリセプター配置・現場指導事業
 - ①新人訪問看護師が職場になじめるように支援する ②新任訪問看護師教育担当者研修の実施
- (3) 訪問看護技術研修
 - ①訪問看護技術研修（ビギナー・カスタム）の実施 ②訪問看護実践研修（セミナー）の実施
- (4) 多職種連携会議
 - 多職種連携会議開催
- (5) 訪問看護管理者研修
 - ①人材育成研修 ②奈良県の訪問看護実態調査からの課題検討・管理者交流会
 - ③訪問看護事業経営管理
- (6) 地域教育事業
 - 地域ごとに教育ステーションを設け、地域連携活動を支援する
- (7) 教育計画・プログラム策定事業
 - ①委員会の開催 ②訪問看護用クリニカルラダーの周知、研修内容の検討
- (8) 認定看護師等派遣調整事業
 - 病院や訪問看護ステーションに勤務する認定看護師等を派遣し、技術向上を支援
- (9) 訪問看護経営相談事業
 - ①新規開設する訪問看護ステーションの支援 ②既存の訪問看護ステーションの経営運営への相談
- (10) 訪問看護実態調査事業
 - ①委員会の開催 ②県内訪問看護ステーションへ実態調査を実施し結果を検討する

5) 訪問看護研修事業

- (1) 訪問看護師養成講習会（奈良県受託事業）
 - ①訪問看護の仕組み・役割、在宅での緩和ケアの実際
 - ②在宅での褥瘡ケア、排泄ケアの実際、在宅における呼吸管理、ケアの実際
 - ③精神・認知症看護の基本、在宅でのケアや家族支援の実際、疾患や障がいのある小児の在宅看護の実際

④地域包括ケアシステム構築に向けた取組

(2) 訪問看護ハラスメント研修（集合研修）（DVD活用：オンライン研修）

4. 地域包括ケアシステムの推進

1) 5 地区支部活動

5. 災害時の看護支援体制

1) 災害支援ナースの養成

2) 災害支援ナースの派遣

3) 奈良県に協力

(1) 災害対策基本法に基づく協力・支援

(2) 奈良県防災総合訓練に参加・協力

(3) 国民保護法に基づく協力・支援

(4) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力・支援

(5) 医療法に基づく協力・支援

4) 県・市主催の運営、協議会等に参加

5) 災害看護委員会

Ⅴ. 日本看護協会との相互協力及び連携に関する事業（公益目的事業）

1. 日本看護協会主催事業

1) 日本看護協会への入会手続き

2) 各種会議への出席（再掲）

(1) 通常総会 2025年6月11日（水）場所：幕張メッセ

(2) 全国職能交流集会 2025年6月12日（木）場所：幕張メッセ

3) 日本看護協会会長賞候補者の推薦

Ⅵ. 施設の貸与に関する事業（公益目的事業／法人管理に関する事業）

1. 施設の賃貸運営に関する事業

1) 看護研修センターの賃貸運営

2) ホームナーシングセンターの賃貸運営

3) 借上駐車場の運営

Ⅶ. その他本会の目的を達成するために必要な事業（公益目的事業／共益事業／法人管理に関する事業）

1. 広報活動に関する事項

1) 機関紙その他啓発出版物の刊行

(1) ホームページ・SNSの活用

(2) 「看護なら」の作成配布（広報出版委員会）

(3) 県医師会広報誌 医師会新報への寄稿

2. 渉外活動に関する事項

1) 関係団体との連携強化

(1) 日本訪問看護財団

(2) 日本看護連盟・奈良県看護連盟

(3) 看護学校等

2) 看護関連政策の実現

(1) 要望・提案をする

3) 県主催事業の審議・会議等に委員として参加

4) 市町村事業・関係団体機関等への出席・協力

(1) 介護保険制度に関する事業に協力

(2) 関係団体の総会等への出席

(3) 関係機関の事業等に参加協力

(4) 関係団体機関の事業等に後援団体として協力

5) その他関係団体への協力支援

3. 会員支援に関する事業

- 1) 表彰（再掲）
- 2) 見舞い・その他
 - (1) 物故会員への弔慰（同時に日本看護協会へ申請）
 - (2) 災害見舞い（日本看護協会への申請）
- 3) 身分擁護と福利厚生
 - (1) 医療事故に関する情報提供と相談
 - (2) 日本看護協会医療安全対策担当と連携
 - (3) 個人情報の適正管理
 - (4) 提携事業者による会員福利厚生サービスの提供
4. 組織に関する事項
 - 1) 協会組織の強化
 - (1) 会員支援に関する事業
 - ①会員サービスの充実
 - ②日本看護協会との連携と情報交換・要望・提案をする
 - ③5 地区支部活動の充実
 - (2) 規約委員会
 - ①奈良県看護協会の運営に必要な諸規程の見直し
 - (3) 事務局
 - ①業務分掌の見直しと整備
 - ②職員研修の実施
 - 2) 円滑な組織運営のための諸会議の開催
 - (1) 諸会議の開催
 - ①通常総会
 - ②職能集会
 - ③地区支部
 - ④理事会
 - ⑤業務執行理事会
 - ⑥職能委員会
 - ⑦常任委員会
 - ⑧特別委員会
 - 3) 推薦委員会
 - 4) 選挙管理委員会
5. 奈良県看護研修センターの管理運営
 - 1) 施設管理に関すること
 - (1) 施設整備・保守管理業者委託
 - ①館内清掃
 - ②警備、消防、給水設備点検
 - ③エレベータ点検
 - ④空調保守
 - ⑤自動ドア点検
 - ⑥電気設備点検
 - ⑦植木剪定、消毒
 - (2) 機器等リース保守管理
 - ①コピー機（3 台）
 - ②パソコン
 - ③ホームページレンタルサーバー
 - ④電話機
 - ⑤防犯
 - ⑥ダスキンマット
 - (3) 音響・映像設備の保守・点検
 - (4) 借上駐車場の管理
 - 2) 会計管理に関すること
 - (1) 消費税・所得税積算等についての税務処理
 - 3) 研修管理システムに関すること
 - (1) 研修管理システム（マナブル）の運用
6. ホームナーシングセンターの管理運営
 - 1) 施設管理に関すること
 - (1) 施設整備・保守管理業者委託
 - ①館内清掃
 - ②警備、消防、給水設備点検
 - ③エレベータ点検
 - ④空調保守
 - ⑤自動ドア点検
 - ⑥電気設備点検
 - (2) 機器等リース保守管理
 - ①コピー機（1 台）
 - ②パソコン
 - ③電話機
 - ④防犯
 - ⑤泥除けマット
 - (3) 音響・映像設備の保守・点検
 - (4) 借上駐車場の管理

2025 年度職能委員会活動計画

◆ 保健師職能委員会 ◆	
活動目的	1. 保健師の連携強化とネットワークの推進 2. 保健師のキャリアラダーに沿った人材育成の継続と資質向上の推進
活動内容	1. 定例会の開催 10回 2. 広報誌「かのこ」の発行 1回 3. 交流会の開催 月日：未定 保健師活動におけるDXの推進によって期待される効果について、先駆的な事例を学び、保健活動の効率化やPDCAサイクルのよりよい展開に繋げる 4. アンケート調査 2021年度の追跡調査として、コロナ禍に就職した保健師を対象に、コロナ禍を経た現在の業務に対する思いや職場の満足度等を調査し、コロナ禍に就職した保健師の人材育成方法について検討する 対象：2020年4月～2021年3月に県内自治体に就職した保健師 期間：11月～12月

◆ 助産師職能委員会 ◆	
活動目的	1. 「母子のための地域包括ケア病棟」の普及・推進 2. 女性の生涯にわたる健康への支援 3. 奈良県内の産科施設の連携強化（情報共有及び情報の発信）
活動内容	1. 定例会の開催 8回 2. CLoCMiP レベルⅢ認証申請のための必須研修（90分×2） テーマ：1) 妊産褥婦のフィジカルアセスメント：呼吸・循環 2) 妊娠と糖尿病 3. 周産期看護職者職能集会（CLoCMiP レベルⅢ認証申請のための選択研修） テーマ：「性暴力被害を経験した女性の出産支援」について 内容：1) 性虐待を受けた女性への支援 2) 性暴力被害者へのトラウマ・インフォームドなケアを考える 4. 近畿地区助産師職能合同研修会（CLoCMiP レベルⅢ認証申請のための選択研修） 5. 出前授業

◆ 看護師職能Ⅰ委員会 ◆	
活動目的	1. 2040年に向けた看護のビジョンをもとに、看護がなすべきことの理解を促進する 2. 県内の病院看護師を取り巻く現状と課題を抽出し、共有する 3. 県内看護師が自ら現場の意見を届け、看護協会活動に参画する意識を高める
活動内容	1. 定例会の開催 10回 2. 全国、地区別看護師職能Ⅰ委員長会議への参加による情報収集と共有 3. 病院看護師を取り巻く現状と課題を抽出し、共有する 1) 県内病院の情報収集方法を構築する 2) 県内の病院の取り組みや実情を調査 (1) 日本看護協会から職能Ⅰ病院領域への調査を県内の病院に実施する：調査内容は2025全国および地区別看護師職能Ⅰ委員長会病院領域事前調査に準ずる 3) 交流会を開催し、調査結果を共有し、看護の専門性の発揮に向けた課題を抽出する

◆ 看護師職能Ⅱ委員会 ◆	
活動目的	1. 地域包括システムの推進を図り看護師多職種との連携ができる 2. 関係団体と地域の施設が連携できるようなネットワークの推進強化
活動内容	1. 定例会の開催 月1回 計8回 2. 奈良・東和地区支部合同交流会 月日：2026年1月24日（土）14：30～16：30 3. 施設や在宅の看護の代表として看護問題を共有し、解決に向けて検討

2025 年度地区支部活動計画

◆ 奈良地区支部 ◆	
活動目的	1. 奈良地区の地域住民の疾病予防・健康づくり、療養支援の強化 2. 広域地域での医療・介護の連携を図り、看護・介護体制の構築
活動内容	1. 地区支部委員会：1回/月（8・9月開催しないが、状況に応じ開催回数軽減予定） 1) 報告：理事会報告 2) 審議：支部の課題確認と対応策の検討、活動状況の確認 3) 連絡事項：研修案内、会議日程の調整 2. 「一日まちの保健室」開催 1) 目的：地域住民の疾病予防・健康づくり・療養支援の強化 2) 開催日：9月ごろ 3) 場所：奈良県総合医療センター「あをによし祭り」の行事に参加 4) 内容：健康相談、アロママッサージ、骨密度測定等 3. 交流会（東和地区との合同） 1) 目的：在宅・施設・医療機関での看取りについて各施設の課題を共有し連携強化につなげる 2) 内容：東和地区・看護職能Ⅱと合同で、在宅・施設・医療機関での看取りについて 3) 月日：2026年1月24日（土）14：30～16：30

◆ 東和地区支部 ◆	
活動目的	1. 人々の健康に貢献していくために、看護職の専門性を発揮する 2. 地域住民が最期までその人らしく生き、また穏やかに家族と過ごせるために医療と介護の連携を強化する
活動内容	1. 地区支部委員会：毎月第4火曜日（10：00～12：00）場所：奈良県看護研修センターもしくは委員施設 2. あらゆる世代の地域住民へ健康管理に対する支援 3. 奈良県内における医療と介護職の連携強化 1) 奈良・東和地区支部・職能Ⅱ合同交流会 看護職・介護職交流会 月日：2026年1月24日（土）14：30～16：30

◆ 西和地区支部 ◆	
活動目的	1. 地区支部における看護職間（病院・施設・在宅）の情報を共有し連携を強化する 2. 地域の活性化、レベルアップのために管理者が顔の見える連携の永続化
活動内容	1. 地区支部委員会：12回開催 第4火曜日 2. 地区支部交流会 看護職・介護施設との交流会：1回/年開催 2025年10月予定 内容 1) 病床機能を超えた連携や看護職の役割が発揮できるよう検討する場を設ける 2) タスクシフト/シェアの取り組みの紹介と共有し業務改善に取り組む 3) 施設に転院した患者、訪問看護を受けている患者の現状報告から情報を共有し連携する 対象：医療機関・施設の看護職および施設管理者

◆ 中和地区支部 ◆	
活動目的	1. 新たな看看連携を模索し、スムーズからシームレスな入退院支援へチャレンジする 2. 誤嚥性肺炎、尿路感染症患者事例への取り組みの実現 3. 中和地区支部の2025年度の新たな看看連携による入退院支援の実践結果を報告、意見交換をすることで、さらなるステップアップした入退院支援の実現に繋げる
活動内容	1. 地区支部委員会：毎月1回、第4金曜日 13：30～17：00 2. 地区支部交流会（1回）2025年10月～12月 方法：状況をみてハイブリット形式もしくはZoom

◆ 南和地区支部 ◆	
活動目的	1. 高齢化が進む南和地区において医療・看護・介護の連携を図り、多職種がその専門性を活かし支援をつないでいけるネットワーク作りを推進していく 2. 南奈良総合医療センター主催の健康フェスティバルに参加し、地域住民の看護への関心を高める
活動内容	1. 地区支部委員会：10回 2. 施設及び僻地への出張研修：2回 / 2025年8月～11月 3. 南和地区支部交流会：1回 各施設でのタスクシフト・タスクシェアへの取り組みにおける実践報告 4. 南奈良総合医療センター 主催の健康フェスティバルに参加

2025 年度委員会活動計画

◆ 推薦委員会 ◆	
活動目的	定款、定款細則、内規に基づき、奈良県看護協会の運営及び事業活動を理解し、その任務を担い得る適正な人を推薦する
活動内容	1. 2026 年度改選を要する役員（専務理事及び常任理事を除く）と各委員会（推薦委員会、選挙管理委員会、常任委員会、特別委員会、地区支部）委員の推薦を行う 2. 2027 年度日本看護協会通常総会の代議員・予備代議員の推薦を行う

◆ 選挙管理委員会 ◆	
活動目的	公益社団法人奈良県看護協会の役員及び推薦委員、日本看護協会の代議員及び予備代議員の選任を公平且つ適正に選出する
活動内容	1. 選挙管理委員会 2. 選挙に係る活動 1) 選挙に関する公示（2 月） 2) 立候補の届け出受理（3 月） 3) 推薦委員からの推薦名簿の公示（4 月） 4) 立候補者及び推薦名簿の公示（5 月） 5) 選挙結果の公示（6 月）

◆ 看護労働環境改善推進委員会 ◆	
活動目的	県内で安心して働き続けられる職場環境を構築する
活動内容	2022 年～2024 年にかけての「就業継続が可能な看護職の働き方の提案」活動（事例集作成や事例報告会）が業務改善に活用され、また就業継続につながったのか等の追跡調査を行い、活動結果をまとめる

◆ 教育企画・運営委員会 ◆	
活動目的	1. 奈良県看護協会継続教育の方向性を提示し、先駆的な知識・技術を提供できるための、支援・教育計画作成と評価を行う。 2. 2025 年度の教育計画に沿って研修会の運営及び評価を行い、学習効果が得られるように支援する
活動内容	1. 2026 年度の教育企画の検討 2. 2025 年度の教育研修計画の評価 3. 2025 年度教育研修の運営・実施及び評価

◆ 奈良県看護学会委員会 ◆	
活動目的	看護職の実践に根ざした学術研究や看護実践を発表し、また視聴することでその成果や課題を共有し看護の発展と看護の質向上を図る
活動内容	1. 2025 年度奈良県看護学会の開催 1) 企画・運営・評価 2) 査読の実施・演題決定 2. 2026 年度奈良県看護学会の企画 1) 学会開催日、テーマ、特別講演講師の検討 3. その他 委員会の目的達成に必要な事項

◆ 広報出版委員会 ◆	
活動目的	「看護なら」の発刊を通して、奈良県看護協会の活動を会員に伝えると共に、奈良県における医療・看護・介護に関する情報提供を行い、専門性に基づき看護の質の向上を図ることを支援する
活動内容	1. 取材活動 1) 看護の日（取材） 2) 通常総会（取材・原稿） 3) 防災訓練（取材・原稿依頼） 4) 奈良県看護学会（取材・原稿） 5) その他研修・講習会・職能集会・交流会（原稿依頼） 6) 表紙の撮影 7) “看護の未来にむけて”に関するテーマに沿った取材または原稿依頼 8) 表紙を県内の名所に登場させてクイズとして掲載 2. 広報誌「看護なら」通常発刊：年 2 回（7 月, 12 月） 1) 2025 年教育計画・行事日程発表後、取材・原稿依頼について計画・立案する 2) 「看護なら」発刊予定数 奈良県看護協会会員数+100 部 3) 表紙の各所はクイズにして、正解者にクオカードプレゼント（協会できき換え予定）

◆ 医療安全検討委員会 ◆	
活動目的	医療安全質向上のため、安全管理活動を推進する
活動内容	1. 医療安全管理者養成研修集合研修（演習）の受託事業の企画・運営 2. 医療安全管理者の情報共有とスキルアップセミナーの企画・運営

◆ 規約委員会 ◆	
活動目的	公益社団法人に適応した諸規程の見直しを行う
活動内容	諸規程の見直し

◆ 災害看護委員会 ◆	
活動目的	災害時における看護職の果たす役割の理解と活動の実践ができる人材の育成
活動内容	1. 奈良県防災総合訓練参加および指導 1) 参加者の訓練配置、訓練参加準備などを行う 2) チームビルディングとしての看護職の役割と実践の指導をする 3) コントローラーを担う 4) 他府県・他職種間の連携 2. 災害支援ナース養成研修の集合研修（演習）企画・運営（日本看護協会受託事業補助あり） 1) 災害演習：講義および演習支援 2) 感染症：演習講義および演習支援

◆ 認定看護管理者教育運営委員会（特別委員会） ◆	
活動目的	認定看護管理者教育課程ファーストレベルにおける教育課程の編成・企画・運営・評価に参与し、科目修了証明・教育課程修了証明に関する審議を行う
活動内容	1. 認定看護管理者教育課程ファーストレベル・セカンドレベル実践報告会の運営 1) 受講者選考 2) 演習支援 3) 科目修了判定 2. 次年度認定看護管理者教育課程ファーストレベル・セカンドレベル研修の検討 1) カリキュラム、講師について 3. その他委員会の目的達成に必要な事項

◆ 倫理審査委員会（特別委員会） ◆	
活動目的	所属施設に倫理審査委員会を持たない会員及び当協会の委員会等が実施する看護研究および調査における倫理的配慮に関して審査する
活動内容	1. 研究および調査の対象となる個人の倫理的配慮の妥当性の審査 2. 研究および調査の対象となる個人に理解を求め同意を取る方法の妥当性の審査

◆ 准看護師委員会（特別委員会） ◆	
活動目的	准看護師制度についての諸問題を検討し、准看護師の抱えている課題やニーズを把握して改善策の方向を見出すとともに、准看護師の看護の質の向上を図る
活動内容	1. 委員会 6～7 回/年開催 2. 准看護師交流会の開催 職場での臨床倫理における問題について意見交換する

資 料

2025 年度 役員・委員候補者

公益社団法人奈良県看護協会定款

公益社団法人奈良県看護協会定款細則

公益社団法人奈良県看護協会総会運営規則

公益社団法人日本看護協会代議員及び予備代議員の選出に関する内規
地区別会員数一覧

奈良県看護研修センター利用状況

公益社団法人奈良県看護協会 組織体制・組織図

2024 年度 役員・委員

奈良県看護協会所掌業務

看護職の倫理綱領

2025 年度 役員・委員 候補者

役 員

会 長	春 木 邦 恵	准看護師理事	西 山 晋 輔
第 1 副 会 長	橋 口 智 子	地区理事 (奈良)	新 田 伊 津 美
第 2 副 会 長	高 橋 久 子	地区理事 (東和)	有 川 万 里 子
専 務 理 事	西 岡 令 子	地区理事 (西和)	大 久 保 由 美 子
常 任 理 事	森 田 冴 子	地区理事 (中和)	野 村 佳 香
常 任 理 事	高 島 範 子	地区理事 (南和)	谷 向 克 子
保健師職能理事	尾 島 典 子	監 事	木 村 花 子
助産師職能理事	細 川 喜 美 恵	監 事	山 本 隆 良
看護師職能Ⅰ理事	河 野 恵		
看護師職能Ⅱ理事	山 崎 優 美 代		

職 能 委 員 会 <5~7 名程度 (委員長含む)>

保健師職能委員会

岡 本 奈 央 竹 内 めぐみ 啜 素 代 仲 村 友 里

助産師職能委員会

酒 井 かおり 田 中 佐 世 宇 野 光 世 石 田 千 陽
赤 松 友 美 池 田 久 里 子 井 上 佐 知

看護師職能Ⅰ委員会

吉 川 有 子 田 口 千 里 中 村 順 美 野 田 真 里
野 澤 綾 乃 上 野 めぐみ 古 川 優 子 北 飯 ふ み

看護師職能Ⅱ委員会

西 村 泰 恵 中 川 朋 子 平 慶 子 松 岡 美 穂 子
森 口 和 子 山 上 由 美 子

推 薦 委 員 会 <5 名>

丸 橋 敦 子 中 村 理 枝 村 上 智 美 烏 頭 尾 寛 子
住 田 恵

選挙管理委員会 <5名>

山口 玲子 森川 芳恵 小間 美由起 藤本 理恵
的場 美香

常任委員会

看護労働環境改善推進委員会 <6名>

前川 紋子 西村 和子 的場 美佳 近藤 貴代美
池之畑 直子 小田 由美子

広報出版委員会 <5名>

小坂 明子 杉原 薫 仲 嶋 佳代 古賀 めぐみ
亀本 望

教育企画・運営委員会 <7名>

宮 寛明 杉山 里佳子 橋 詰 佳純 宮原 啓子
中 藪 瑞枝 寶 明日香 志 茂 友紀子

奈良県看護学会委員会 <8名>

林 田 麗 芝崎 美保 奥 田 美幸 上野 栄一
吉 田 明美 吉 田 五月 高 山 雅子 宮本 雅美

医療安全検討委員会 <6名>

西 浦 聡子 中 村 光代 山 崎 巳如 中 川 清隆
西 井 光守 和 田 愛子

災害看護委員会 <9名>

加 藤 計至 藤 原 千明 辻 谷 太 浦 西 ゆかり
笹 田 泉樹 岡 本 知也 福 西 富士人 松 原 圭亮
的 場 明美

規約委員会 <6名>

橋 口 智子 高 橋 久子 西 岡 令子 森 田 冴子
高 島 範子 山 口 豊仁

特別委員会

認定看護管理者教育運営委員会 <5名>

福山麻里 撫養真紀子 橋口智子 森田冴子
津森 栄

倫理審査委員会 <6名>

橋口智子 高橋久子 西岡令子 森田冴子
高島範子 山口豊仁

准看護師委員会 <5~6名>

下川久仁子 高瀬好子 坂上由美 西山晋輔
中元麻紀

ハラスメント委員会 <4名>

橋口智子 森田冴子 乾 隆一 山本隆良

地区支部役員名簿

	奈良地区支部	東和地区支部	西和地区支部	中和地区支部	南和地区支部
支部長	新田伊津美	有川万里子	大久保由美子	野村佳香	谷向克子
副支部長	和田衣	今西豊香	田中礼子	仲久美	榊井真寿美
会計	中村明子	馬場敏子	藤山由美	稲田充代	原智子
書記	福田裕美	藤原小百合	大谷須美子	坂本昭子	小森智江
監事	森田純子	吉川圭	島田尚美	山崎里美	田端鈴子

公益社団法人 奈良県看護協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人奈良県看護協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を奈良県橿原市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、公益社団法人日本看護協会（以下「日本看護協会」という。）との連携のもと、保健師、助産師、看護師及び准看護師が、教育と研鑽に根ざした専門性に基づき看護の質の向上を図るとともに、安心して働き続けられる環境づくりを推進し、あわせて人々のニーズに応える看護領域の開発・展開を図ることにより、人々の健康な生活の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 看護教育及び学会等学術振興に関する事業
- (2) 看護職の労働環境等の改善及び就業促進による人々の健康及び福祉の増進に関する事業
- (3) 看護に係る調査及び研究並びに看護業務及び看護制度の改善への提言に関する事業
- (4) 地域ケアサービスの実施及び促進等による人々の健康及び福祉の増進に関する事業
- (5) 日本看護協会との相互協力及び連携に関する事業
- (6) 施設の貸与に関する事業
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

(1) 正会員

保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職」という。）であつて、奈良県内に在住又は在勤するもので本会の目的に賛同して入会したもの

(2) 名誉会員

看護事業に顕著な功績があり、かつ、本会に功労があつた看護職で、理事会が推薦し、本人の承諾を得て総会において承認されたもの

2 前項の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、定款細則の入会手続きにより、申し込むものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、定款細則に定める入会金及び会費（以下「会費等」という。）を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、定款細則に定める退会の申し出により、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の日から1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他正当な事由があるとき。

2 前項の規定により除名が決議されたときは、会長は、その会員に対し、除名した旨を通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 看護職の資格を喪失したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 正当な理由なく3箇月以上会費を滞納したとき。

- (5) すべての正会員が同意したとき。
- (6) その他会員資格に該当しなくなったとき。

(会員資格喪失に伴う抛出品品の不返還)

第11条 本会は、会員資格を喪失した者が既に納入した会費等その他の抛出品品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成及び議決権)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
- 3 第1項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 会費等の額
- (2) 名誉会員の承認
- (3) 会員の除名
- (4) 理事及び監事の選任又は解任
- (5) 理事及び監事の報酬等の額
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 本会の解散、残余財産の処分及び公益目的取得財産残額の贈与
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (10) 理事会において総会に付議した事項
- (11) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 前項の通常総会をもって、法人法上の定時社員総会とする。
- 3 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 4 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第4項第2号の規定による請求があったときは、遅滞なく、その日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項その他の法令で定める事項を記載した書面（電磁的方法を含む。）をもって、総会の日から1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、法令が定める参考書類及び議決権行使書面を添えて総会の日から2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会に議長団を置く。

- 2 議長団は、3名とし、総会においてその都度、出席正会員の中から選出する。
- 3 議長は、議長団内で互選により決定する。

(定足数)

第17条 総会は、総正会員の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議をもって行わなければならない。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 本会の解散
 - (5) その他法令に定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第19条 総会に出席しない正会員は、他の正会員又は理事を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、議決権の行使を委任した者は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第20条 総会の議事録は法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、総会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。
- 2 議事録には議長及び当該総会において選任された議事録署名人2名以上が、署名又は記名押印をしなければならない。

(総会運営規則)

- 第21条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める総会運営規則による。

第5章 役員

(役員の設定)

- 第22条 本会に次の役員を置く。
- (1) 理事 15名以上18名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、会長を1名、副会長を2名以内、専務理事を1名、常任理事を2名以内、保健師職能理事、助産師職能理事、看護師職能Ⅰ理事、看護師職能Ⅱ理事を各1名、地区理事を5名以内、准看護師理事を1名とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、副会長、専務理事、常任理事を法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事（以下「業務執行理事」という。）とする。
- 4 監事のうち1名を、公認会計士又は税理士とする。

(役員を選任)

- 第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長、業務執行理事及びその他の役付き理事は、理事会の決議によって選定及び解職する。
- 3 前項において、理事会は、総会の決議により選出された会長候補者及び副会長候補者から会長及び副会長を選定する方法によることができる。
- 4 第2項の場合において、理事会は、会長が推薦する専務理事候補者及び常任理事候補者から専務理事及び常任理事を選定する方法によることができる。
- 5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(役員親族等割合の制限)

- 第24条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数が、理事の総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 2 他の同一の団体（公益法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第11号の委任を受けて公益法人に準ずるものとして政令で定められるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第5条で定められる者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても同様とする。
- 3 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(役員欠格事由)

- 第25条 次に掲げる者は、本会の役員となることができない。
- (1) 法人法第65条第1項各号に掲げられた者
- (2) 法人法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- (3) 認定法第6条に該当する者
- (4) 認定法第6条第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(役員地位の喪失)

- 第26条 本会の役員は、前条各号に該当するに至ったときは、本会の役員としての地位を喪失する。

(理事の職務及び権限)

- 第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、その職務を執行する。
- 2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第28条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること。
- (2) 本会の業務及び財産の状況を調査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が、不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。

- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求のあった日から5日以内に理事会を開催する旨の招集通知（その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とするものに限る。）が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事が、本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事は、同一の役職に引続き就任するとき、最初の選任後6年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することができない。
- 3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 4 前項の規定にかかわらず、監事（公認会計士又は税理士の監事は除く。）は、選任後6年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することができない。
- 5 役員は、第22条第1項で定めた定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 6 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第30条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第31条 役員に対して、その職務執行の対価として、総会において定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める役員報酬及び費用に関する規則による。ただし、監事の報酬については、監事の協議による。

(役員責任の免除及び限定)

第32条 役員が法人法第111条第1項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事業の内容、当該役員が職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法人法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(設置)

第33条 本会に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、業務執行理事及びその他の役付き理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な職員の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備）
 - (6) 第32条に規定する責任の免除

(種類及び開催)

第35条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定例理事会は、毎月1回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めるとき。
 - (2) 会長以外の理事から理事会の目的を記載した書面をもって、会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第28条第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、前条第3項第3号による場合及び同項第4号後段による場合を除き、会長が招集する。ただ

- し、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。
- 2 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が議長となる。

(定足数)

第38条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第39条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(決議の省略)

第40条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 前項の議事録には、出席した会長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第42条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める理事会運営規則による。

第7章 委員会

(職能委員会)

第43条 本会に、保健師職能委員会、助産師職能委員会及び看護師職能委員会を置く。

2 各職能委員会は、それぞれ職能上の問題を審議し、会長に助言する。

3 各職能委員会の委員長は、保健師職能、助産師職能、看護師職能の理事をもって充てる。

4 各職能委員会の委員は、理事会において選任する。

5 各職能委員会の構成及び運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(職能委員会以外の委員会)

第44条 この定款及び定款細則に定めるもののほか、本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会は、総会、理事会その他の権限を冒すものではないものとする。

3 委員会の委員は、理事会が選任する。

4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第45条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務長その他の重要な職員は、理事会の決議を経て、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 地区支部

(設置等)

第46条 本会は、第3条に規定する目的を達成するため、地区支部を設置する。

2 地区支部長は、地区理事をもってこれに充てる。

3 地区支部の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第47条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計の原則等)

第48条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準及びその他の会計の慣行に従うものとする。

2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(資産の管理)

第49条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第50条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「予算等」という。）については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 予算等については、通常総会に報告するものとする。

3 予算等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 予算等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第51条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

(7) 資金調達及び設備投資の実績を記載した書類

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類は、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項各号（第7号を除く。）及び前項各号の書類並びに正会員名簿は、当該事業年度経過後、3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

5 貸借対照表は、通常総会終結後遅滞なく公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第52条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号に定める書類に記載する。

(株式等に係る議決権)

第53条 本会は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

第11章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第54条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

2 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項の変更以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第55条 本会は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、他の法人法上の法人との合併又は事業の全部譲渡を行うことができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめ行政庁へ届け出なければならない。

(解散)

第56条 本会は、総会における総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議、その他法令で定められた事由により、解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第57条 本会が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、総会の決議により、認定法第5条第17号に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第58条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第12章 公 告

(公告方法)

第59条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。

第13章 補 則

(委任)

第60条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（以下「移行登記日」という。）から施行する。
 - 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第47条の定めにかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
 - 3 移行登記日における理事及び監事は、次に掲げる者とする。
理事 寺川佐知子、前田聡子、内田八重子、大橋のぶ子、高石理恵子、安彦倭子、
高橋美雪、安富恵美子、和家佐日登美、西 幸江、伊藤とみゑ、高林 新、
中村京子、長谷川寿乃、伊東厚子、辰巳富祐子
監事 深本千賀恵、平岡由美子、藤原幸子
 - 4 本会の最初の代表理事（会長）は、寺川佐知子とする。
 - 5 この定款施行時に同一の職に既に通算して6年を経過している常任理事の任期については、第29条第2項の規定にかかわらず、平成25年に開催する通常総会までとする。
- 1 この改正定款は、総会の承認を得た日から施行する。（平成25年6月22日）
 - 1 この改正定款は、総会の承認を得た日から施行する。（平成28年6月18日）
 - 1 この改正定款は、総会の承認を得た日から施行する。（令和元年6月15日）

公益社団法人奈良県看護協会定款細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この定款細則は、公益社団法人奈良県看護協会（以下「本会」という。）定款第60条の規定に基づき、本会の運営に必要な事項を定める。

第2章 会 員

(入会の手続き)

第2条 正会員になろうとする者は、入会金及び当該年度の会費を添えて、会長が別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 会長は、入会の申し込みを受けた場合、申込者について定款第5条に定める資格要件を満たしていることを確認した上で、第5条及び第6条に定める入会金及び当該年度の会費の受領により正会員名簿に登録しなければならない。

3 申込者は、正会員名簿に記載された日から正会員としての資格を取得するものとする。

(退会の手続き)

第3条 正会員が退会しようとするときは、会長が別に定める退会届に会員証を添えて会長に申し出なければならない。

2 前項の場合、正会員は、退会届を提出した日をもって、正会員の身分を喪失する。

3 第1項の申し込みを受けたときは、本会は、当該正会員について正会員名簿の登録を抹消しなければならない。

(住所及び勤務地の変更届け)

第4条 会員は、本会に登録した住所又は勤務地が変更となる場合には、会長が別に定めるところにより変更を届け出なければならない。

第3章 会 費

(入会金)

第5条 正会員の入会金は、10,000円とする。ただし昭和59年度以降に本会に入会したことがある者は免除する。

(会費)

第6条 本会の会費は、1ヶ月9,500円とする。ただし、この年会費は、本会の事業費及び運営費の合計額とする。

2 他の都道府県から異動により入会する会員の当該年度の会費は免除する。

3 定款第5条第1項第2号に定める名誉会員については、会費は免除するものとする。

(納付期日)

第7条 正会員は、毎年本会の指定する期日までに翌年度分の会費を前納しなければならない。ただし、新入会員については、この限りでない。

(会費等の使途)

第7条の2 第5条の入会金及び第6条の会費は、それぞれの3割を公益目的事業会計に直接計上し、公益目的事業の費用の財源に充てることとし、残余である7割については、法人会計に直接計上し、管理費の財源に充てることとする。

2 前項の定めにかかわらず、理事会の決議により定める額を法人会計から公益目的事業会計又は収益事業等会計へ他会計振替し、事業費の財源に充てることのできるものとする。

第4章 役員等の選挙

(役員及び推薦委員選挙)

第8条 役員（専務理事及び常任理事を除く）及び推薦委員の候補者は、推薦委員会が推薦し、総会において出席正会員が選挙する。

(役員改選)

第9条 会長、第2副会長、理事5人（保健師職能理事、看護師職能Ⅱ理事、地区理事2人及び准看護師理事）、常任理事1人、監事1人は、原則として奇数年次（西暦）に開催される通常総会において改選する。

2 第1副会長、理事5人（助産師職能理事、看護師職能Ⅰ理事及び地区理事3人）、専務理事、常任理事1人、監事2人は、原則として偶数年次（西暦）に開催される通常総会において改選する。

(役員等候補者)

第10条 役員及び推薦委員に立候補しようとする者は、正会員5名以上の推薦を受けて、選挙管理委員会に総会の3ヵ月前までに届け出なければならない。

2 推薦委員会は、同一職について改選定数以上の候補者を推薦するものとし、その推薦名簿を選挙管理委員

- 会に総会の2ヵ月前までに提出しなければならない。
- 3 選挙管理委員会は、前2項の立候補者及び推薦名簿を総会の2週間前までに会員に発表しなければならない。
 - 4 専務理事及び常任理事は、理事会の推薦により総会において承諾する。

(選挙管理委員会)

- 第11条 本会に選挙を管理するため、選挙管理委員会を置く。
- 2 選挙管理委員は、会員の中から推薦委員会の推薦があった者を通常総会において議長が指名する。
 - 3 選挙管理委員の任期は、選出された通常総会終了の翌日から次年度通常総会終了の日までとする。

(選挙規程)

- 第12条 選挙に関して必要な事項は、法令並びに定款及びこの定款細則に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

第5章 総会

(総会運営規則)

- 第13条 総会の運営に関し必要な事項は、法令並びに定款及びこの定款細則に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める総会運営規則によるものとする。

第6章 理事会

(理事会運営規則)

- 第14条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令並びに定款及びこの定款細則に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める理事会運営規則によるものとする。

第7章 職能委員会

(職能委員会規則)

- 第15条 職能委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、法令及び定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める職能委員会規則によるものとする。

第8章 推薦委員会

(推薦委員会)

- 第16条 本会に推薦委員会を置く。
- 2 推薦委員会は、委員5名をもって構成し、そのうち1名を委員長とする。
 - 3 推薦委員は、総会において正会員から選任する。
 - 4 推薦委員の任期は、2年とする。
 - 5 委員長は、委員の互選により選任する。
 - 6 推薦委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、この細則に定めるもののほか、理事会の決議により別に定めるものとする。

(推薦委員会の任務)

- 第17条 推薦委員会は、本会の役員（専務理事及び常任理事を除く。）、選挙管理委員、推薦委員、職能委員会、常任委員会及び特別委員会の委員、地区支部委員並びに公益社団法人日本看護協会（以下「日本看護協会」という。）の代議員及び予備代議員の候補者の推薦に関する事項をつかさどる。
- 2 推薦委員会は、候補者を推薦しようとするときは、予め本人の同意を得て推薦しなければならない。

第9章 委員会

(常任及び特別委員会)

- 第18条 本会に次の常任委員会を置く。
- (1) 看護労働環境改善推進委員会
 - (2) 教育企画・運営委員会
 - (3) 奈良県看護学会委員会
 - (4) 広報出版委員会
 - (5) 医療安全検討委員会
 - (6) 規約委員会
 - (7) 災害看護委員会
- 2 前項の各号に掲げる委員会のほか、会長が必要と認めるときは、特別委員会を置くことができる。
 - 3 常任委員会及び特別委員会は、それぞれ専門事項に関する調査、企画等会長の諮問事項を審議する。
 - 4 常任委員会及び特別委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

第10章 地区支部

(設置)

- 第19条 定款第46条による地区は、次のとおり置くものとする。

- (1) 奈良地区支部 (奈良市)
- (2) 東和地区支部 (天理市・桜井市・宇陀市・山添村・川西町・三宅町・田原本町・曾爾村・御杖村)
- (3) 西和地区支部 (大和郡山市・生駒市・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町)
- (4) 中和地区支部 (大和高田市・橿原市・御所市・香芝市・葛城市・高取町・明日香村・広陵町)
- (5) 南和地区支部 (五條市・吉野町・大淀町・下市町・黒滝村・天川村・野迫川村・十津川村・下北山村・上北山村・川上村・東吉野村)

(支部運営規則)

第20条 地区支部の運営に関し必要な事項は、法令並びに定款及びこの定款細則に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める支部運営規則によるものとする。

第11章 日本看護協会との連携

(法人会員)

- 第21条 本会は、日本看護協会の法人会員となるものとする。
- 2 本会は、法人会員の代表者として会長および代議員を選出する。
 - 3 代表者は、法人会員会に出席し、日本看護協会との事業の連携をはかる。

(会員)

- 第22条 本会に登録された正会員は、日本看護協会の会員となることができる。
- 2 本会は、日本看護協会から委託を受けて、本会の正会員の日本看護協会への入会手続きをするものとする。
 - 3 日本看護協会の会員となる本会の正会員は、日本看護協会の会費5,000円を日本看護協会の定める日までに納入しなければならない。

(代議員及び予備代議員)

- 第23条 代議員及び予備代議員の選出については、本会の「公益社団法人日本看護協会代議員及び予備代議員の選出に関する内規」に基づき行うものとする。
- 2 代議員及び予備代議員の地区代表候補者の選出は、地区支部ごとに協議を経て決める。
 - 3 代議員及び予備代議員は、任期の始まる前年度の当協会の通常総会において選出し、その名簿を選出した年度の7月末日までに日本看護協会長へ提出する。

(代議員の任務・任期)

- 第24条 代議員は、日本看護協会総会に出席し、選挙権及び議決権を行使する。
- 2 代議員は、日本看護協会総会出席にあたり、会員の意見を聴取して出席し、議決事項について会員に報告するものとする。
 - 3 代議員の任期は、4月1日から翌3月31日までの1年とする。ただし、再任を妨げない。

(代議員の定員)

- 第25条 代議員の定員は、前々年度12月末の会員数により日本看護協会が決定する。
- 2 代議員は、本会の役員及び地区代表とする。

第12章 補 則

(細則の変更)

- 第26条 この細則を変更しようとするときは、理事会の決議による。ただし、第5条「入会金」及び第6条第1項「会費」の額を変更しようとするときは、総会の決議を得なければならない。

(委任)

- 第27条 この細則により会務を執行するために必要な事項は、理事会の決議により別に定める。ただし、理事会は、総会の決議によることが相当と認める場合には、定款第13条第10号に基づき、総会の決議を求めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
 - 1 この細則は、平成25年2月8日から施行する。
 - 1 この細則は、平成25年10月11日から施行する。
 - 1 この細則は、平成26年2月14日から施行する。
 - 1 この細則は、平成28年8月16日から施行する。ただし、第17条の地区支部の変更は、平成29年6月17日から適用する。
 - 1 この細則は、平成29年11月10日に一部改正し、平成30年4月1日から適用する。
 - 1 この細則は、平成31年3月8日から施行する。
 - 1 この細則は、令和元年6月15日から施行する。
 - 1 この細則は、令和2年5月22日から施行する。
 - 1 この細則は、令和3年6月19日から施行する。ただし、第17条の改正は、令和3年3月12日から施行する。
 - 1 この細則は、令和4年10月14日から施行する。
 - 1 この細則は、2024年11月8日から施行する。

公益社団法人奈良県看護協会総会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人奈良県看護協会（以下「本会」という。）定款細則第12条の規定に基づき、総会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遵守義務)

第2条 議決権を行使し得る正会員（以下「正会員」という。）その他総会出席者は、法令、定款、定款細則及びこの規則を遵守しなければならない。

第2章 総会の出席者等

(正会員本人の出席)

第3条 総会に出席しようとする正会員は、受付において、あらかじめ送付を受けた書類の提示などにより、その資格を明らかにしなければならない。

(正会員代理人の出席)

第4条 総会に出席しない正会員は、他の正会員又は理事を代理人として表決を委任することができる。

(役員及び役員以外の出席)

第5条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。
2 本会の職員及び弁護士等は、理事、監事を補助するため、議長の許可を得て総会に出席することができる。

第3章 総会の開会等

第1節 開会

(議長団選出前の進行役)

第6条 議長が選出されるまでの間、会長又はその指名した者が会の進行をつかさどるものとする。

(議長団の選出)

第7条 議長団は、総会前の理事会で正会員の中から選出し、総会において承認決議を得なければならない。

(権限)

第8条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 議長は、次の発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

- (1) 議長の指示に従わない発言
- (2) 議題に関係しない発言
- (3) 冗長又は重複する発言
- (4) その他総会の品位を汚したり、他人の名誉を毀損するなど、議事を妨害又は議場を混乱させる発言

(定足数の確認)

第9条 議長は、総会の開会に際し、事務局に出席者数を確認させ、会場に報告しなければならない。

(開会の宣言)

第10条 議長は、前条の報告により定款第17条に定める総会成立のための定足数が満たされたことを確認したときは、開会を宣言しなければならない。

(開会時刻の繰り下げ)

第11条 議長は、正会員の出席が定足数に満たないとき、その他総会を開会するにつき重大な支障があると認められるときは、総会の開会時刻を繰り下げることができる。この場合、既に入場している正会員に対し、遅滞なく繰り下げられた時刻を通知しなければならない。

第2節 議題の審議

(議題の提出)

第12条 総会に付する議題は会長より文書をもって議長に提出しなければならない。

(出席状況の報告)

第13条 議長は開会を宣言した後、審議に入る前に、総会の正会員の出席の状況を会場に報告しなければならない。

(審議の順序等)

第14条 議長は提出された議題について、あらかじめ記載された順序に従い、審議に入るものとする。ただし、理由を述べて、その順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告・説明)

第15条 議長は提出された議題について、提出した理事又は監事に主旨説明を行わせた後、その審議に入るものとする。

2 当該議題に関する事項の報告又は説明を行う理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

(質疑)

第16条 出席正会員は、議題について質疑することができる。

(発言の機会)

第17条 正会員は、議題に関する事項の報告又は説明終了後でなければ、当該議題に関し発言することはできない。

(発言)

第18条 正会員が議題について発言するときは、議長の許可を得なければならない。発言に先立ち自己の氏名と所属を明らかにしなければならない。

2 発言の順序は、議長が決する。

3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(議長の発言)

第19条 議長が討論のために発言しようとするときは議長を交代し、正会員席に着かなければならない。

2 議長が討論に参加したときは、その議題又は議案の採決が終わるまで議長に復することはできない。

(説明義務者)

第20条 正会員の理事に対する質問の説明は、会長又はその指名した理事が行う。

2 正会員の監事に対する質問の説明は、各監事が行う。ただし、監査意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができる。

3 理事又は監事は、議長の許可を得た上で補助者に説明をさせることができる。

(一括説明)

第21条 理事又は監事は、正会員の質問に対して一括して説明をすることができる。

(説明の拒絶)

第22条 理事又は監事は、質問が次の理由に該当するときは、説明を拒絶することができる。

- (1) 質問事項が総会の目的事項に関しないものである場合
- (2) 説明をすることにより正会員の共同の利益を著しく害する場合
- (3) 説明をすることにより本会、その他の者(当該正会員を除く。)の権利を侵害することとなる場合
- (4) 説明をするために調査を行うことが必要である場合
- (5) 質問が重複する場合
- (6) その他説明をしないことにつき正当な理由がある場合

第3節 動議

(動議の提出)

第23条 議長は出席正会員より動議の提出があった場合には、まず賛否の決議を行い、賛成の決議を得た場合に議題とする。

(優先動議)

第24条 次の動議は他の議事に優先して取り扱い、少なくとも賛否各1名の討論の後、直ちに採決に入らなければならない。

- (1) 議事の進行、討論の打ち切り、休憩又は休会の動議
- (2) 議長不信任
- (3) 大会の秩序保持に関する動議

(議長不信任動議の審議)

第25条 議長は、当該議長の不信任の動議の審議に当たっても職務を行うことができるものとする。

(動議の却下)

第26条 議長は、動議が次の事由に当たるときは、直ちに却下することができる。

- (1) 当該修正動議に関する議題の審議に入っていないとき、又は審議を終了したとき。
- (2) 既に同一の内容の動議が否決されているとき。
- (3) 総会の議事を妨害する手段として提出されたとき。

(4) 法令、定款その他本会が定める規則等に適合しないとき又は権利の濫用に当たるとき。

第4節 休憩

(休憩)

第27条 議長は、議事の進行上必要と認めるときは、休憩を宣言することができる。

第5節 審議の終了・採決

(採決)

第28条 議長は質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、議案の可否を採決する。

(採決の方法)

第29条 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

(議案の修正)

第30条 議案を修正しようとする正会員は10名以上の正会員の賛成を得て、修正案をあらかじめ議長に提出し、その主旨を説明しなければならない。

2 議長は討論の終結後前項の修正案につき、まず採決しなければならない。

3 同一議案について数個の修正案が提出されたときは、議長が採決の順序を決める。

4 修正案がすべて否決されたときは原案について採決しなければならない。

第6節 閉会等

(延期又は続行)

第31条 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することを妨げない。

3 前項ただし書きの場合、議長は決定した日時及び場所を総会に出席した正会員に通知する。

4 延会又は継続会の日は、最初の総会の日より2週間以内に定めなければならない。

(閉会)

第32条 議長は、すべての議事を終了したとき又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第33条 総会の議事録は書面又は電磁的方法をもって作成し、議長及び議事録署名人が署名又は記名押印(電子署名を含む。)をしなければならない。

2 議事録署名人は、総会前の理事会で正会員の中から2名以上を選出し、総会において承認決議を得なければならない。

3 議事録には下記の事項を記載する。

(1) 会議の日時、場所及び目的

(2) 出席した正会員数、役員及び議長団の氏名

(3) 会長又は役員の報告事項

(4) 会議に付された議題

(5) 議題となった動議及び動議者の氏名

(6) 議事及び発言の要旨

(7) 決議事項

(8) その他議長において必要と認めた事項

(欠席者に対する報告)

第34条 会長は、総会の議事の経過の要領及びその結果に基づき、欠席した正会員に対し、適宜な方法により報告しなければならない。

第4章 雑則

(改廃)

第35条 この規則の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

この規則は、平成24年5月11日から施行する。

平成29年7月14日 一部改正

公益社団法人日本看護協会代議員及び予備代議員の選出に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、公益社団法人日本看護協会定款第12条に規定される代議員及び第14条に規定される予備代議員の公益社団法人奈良県看護協会(以下「本会」という。)における選出方法を定めることを目的とする。

(職種ごとの最低選出数)

第2条 代議員には、看護師2名並びに保健師、助産師及び准看護師より各1名ずつ、計5名を最低選出しなければならない。

(代議員の選出)

第3条 推薦委員会が推薦する代議員の候補者は、役員7名及び地区代表3名とする。

2 役員7名の内訳は、専務理事、副会長2名のうち1名、保健師職能理事、助産師職能理事、看護師職能Ⅰ理事、看護師職能Ⅱ理事及び准看護師理事とする。

3 地区代表3名は、5地区のうち年度ごとに指定された3地区より各1名とする。

4 代議員に立候補しようとする者は、正会員5名以上の推薦を受けて選挙管理委員会に任期の始まる前年度の本会の通常総会(以下「総会」という。)の60日前までに届け出なければならない。

5 推薦委員会は、推薦する代議員の候補者を、前項に定める同様の期日までに、選挙管理委員会に届け出なければならない。

6 選挙管理委員会は、立候補者及び推薦委員会が推薦する代議員の候補者を、総会の2週間前までに、会員に発表しなければならない。

7 代議員は、立候補者及び推薦委員会が推薦する候補者のうちから、総会において出席正会員が選挙により選出する。

(予備代議員の選出)

第4条 予備代議員の選出については、前2条に準じ、予備代議員選出基準に基づき行うものとする。

(代議員の変更)

第5条 やむなく選出した代議員を変更する場合は、原則として予備代議員選出基準で定めるその代議員に対応する予備代議員から選出する。

附則

- 1 この内規は、平成23年度代議員及び予備代議員の選出から適用する。平成22年4月9日施行
- 1 この内規は、平成24年度代議員及び予備代議員の選出から適用する。平成23年3月11日改正
- 1 この内規は、平成25年度代議員及び予備代議員の選出から適用する。平成24年3月9日改正
- 1 この内規は、平成26年度代議員及び予備代議員の選出から適用する。平成24年8月10日改正
- 1 この内規は、平成27年度代議員及び予備代議員の選出から適用する。平成25年10月11日改正
- 1 この内規は、平成30年度代議員及び予備代議員の選出から適用する。平成28年7月8日改正
- 1 この内規は、平成31年度代議員及び予備代議員の選出から適用する。平成30年2月9日改正
- 1 この内規は、令和4年度代議員及び予備代議員の選出から適用する。令和3年3月12日改正
- 1 この内規は、令和5年度代議員及び予備代議員の選出から適用する。令和4年1月25日改正
- 1 この内規は、令和6年度代議員及び予備代議員の選出から適用する。令和4年10月14日改正

<予備代議員選出基準>

予備代議員は、役員又は委員7名及び地区代表3名を次の基準に基づき選出する。

- 1 専務理事に対応する予備代議員は、常任理事2名のうち1名
- 2 副会長に対応する予備代議員は、副会長2名のうち代議員でない副会長
- 3 保健師職能理事、助産師職能理事、看護師職能Ⅰ理事及び看護師職能Ⅱ理事に対応する予備代議員は、それぞれ同一職能委員会委員より各1名
- 4 准看護師理事に対応する予備代議員は、准看護師会員より1名
- 5 地区代表3名に対応する予備代議員は、それぞれ同一地区より各1名

2024年度地区別会員数一覧

	新入会	保健師	助産師	看護師	准看護師	計
奈良	124	29	70	2,154	66	2,319
東和	137	23	57	1,868	48	1,996
西和	147	9	39	1,792	46	1,886
中和	185	24	120	2,651	77	2,872
南和	28	7	5	419	20	451
計	621	92	291	8,884	257	9,524

- 奈良地区 — 奈良市
- 東和地区 — 天理市・桜井市・宇陀市・山添村・川西町・三宅町・田原本町・
曾爾村・御杖村
- 西和地区 — 大和郡山市・生駒市・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・
上牧町・王寺町・河合町
- 中和地区 — 大和高田市・橿原市・御所市・香芝市・葛城市・高取町・
明日香村・広陵町
- 南和地区 — 五條市・吉野町・大淀町・下市町・黒滝村・天川村・野迫川村・
十津川村・下北山村・上北山村・川上村・東吉野村

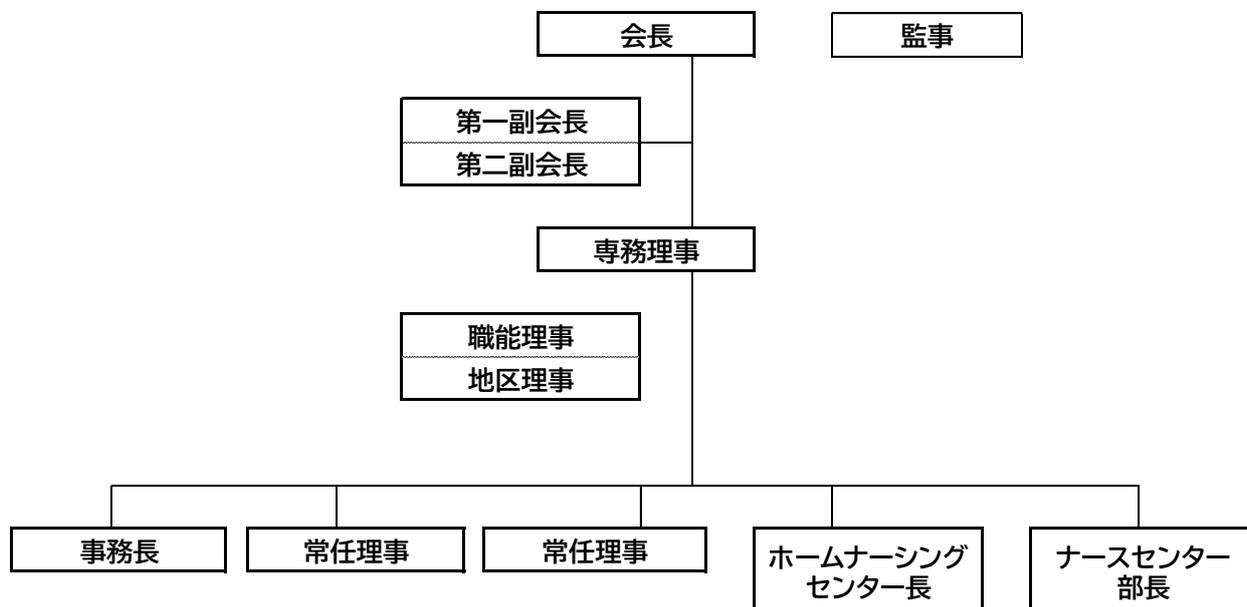
奈良県看護研修センター 利用状況
 (2024年4月1日 ~ 2025年3月31日)

部屋 月		研修室①		研修室②		会議室①		会議室②		講師控室		大研修室		総 計		
		協会	他団体	協会	他団体	協会	他団体	協会	他団体	協会	他団体	協会	他団体	協会	他団体	合計
4月	回数	4	0	2	0	7	0	2	0	0	0	0	0	15	0	15
	人数	48	0	7	0	46	0	4	0	0	0	0	0	105	0	105
5月	回数	6	2	5	0	9	0	6	0	2	0	6	1	34	3	37
	人数	50	26	40	0	59	0	12	0	2	0	365	40	528	66	594
6月	回数	8	2	3	0	9	0	13	0	15	0	16	0	64	2	66
	人数	108	24	40	0	70	0	26	0	18	0	1040	0	1,302	24	1,326
7月	回数	9	1	2	0	16	0	7	0	15	0	19	0	68	1	69
	人数	132	11	16	0	121	0	13	0	19	0	1270	0	1,571	11	1,582
8月	回数	12	0	5	0	10	0	8	0	11	0	15	0	61	0	61
	人数	145	0	36	0	81	0	14	0	22	0	880	0	1,178	0	1,178
9月	回数	13	1	6	0	16	0	12	0	11	0	18	0	76	1	77
	人数	147	11	49	0	128	0	24	0	15	0	910	0	1,273	11	1,284
10月	回数	9	0	6	0	14	0	10	0	21	0	22	0	82	0	82
	人数	78	0	48	0	97	0	17	0	24	0	950	0	1,214	0	1,214
11月	回数	14	3	7	1	11	0	9	0	20	0	23	0	84	4	88
	人数	154	41	77	0	78	0	17	0	21	0	1010	0	1,357	41	1,398
12月	回数	7	0	4	0	9	0	0	0	9	1	8	1	37	2	39
	人数	66	0	28	0	67	0	0	0	9	1	290	50	460	51	511
1月	回数	6	2	2	0	13	0	6	0	9	0	10	0	46	2	48
	人数	62	26	15	0	110	0	9	0	21	0	650	0	867	26	893
2月	回数	10	1	4	0	6	1	6	0	5	0	7	1	38	3	41
	人数	70	10	31	0	59	5	12	0	7	0	380	150	559	165	724
3月	回数	3	1	2	0	11	0	5	0	5	0	2	0	28	1	29
	人数	33	11	18	0	61	0	8	0	5	0	50	0	175	11	186
2024 年度計	回数	101	13	48	1	131	1	84	0	123	1	146	3	633	19	652
	人数	1,093	160	405	0	977	5	156	0	163	1	7,795	240	10,589	406	10,995

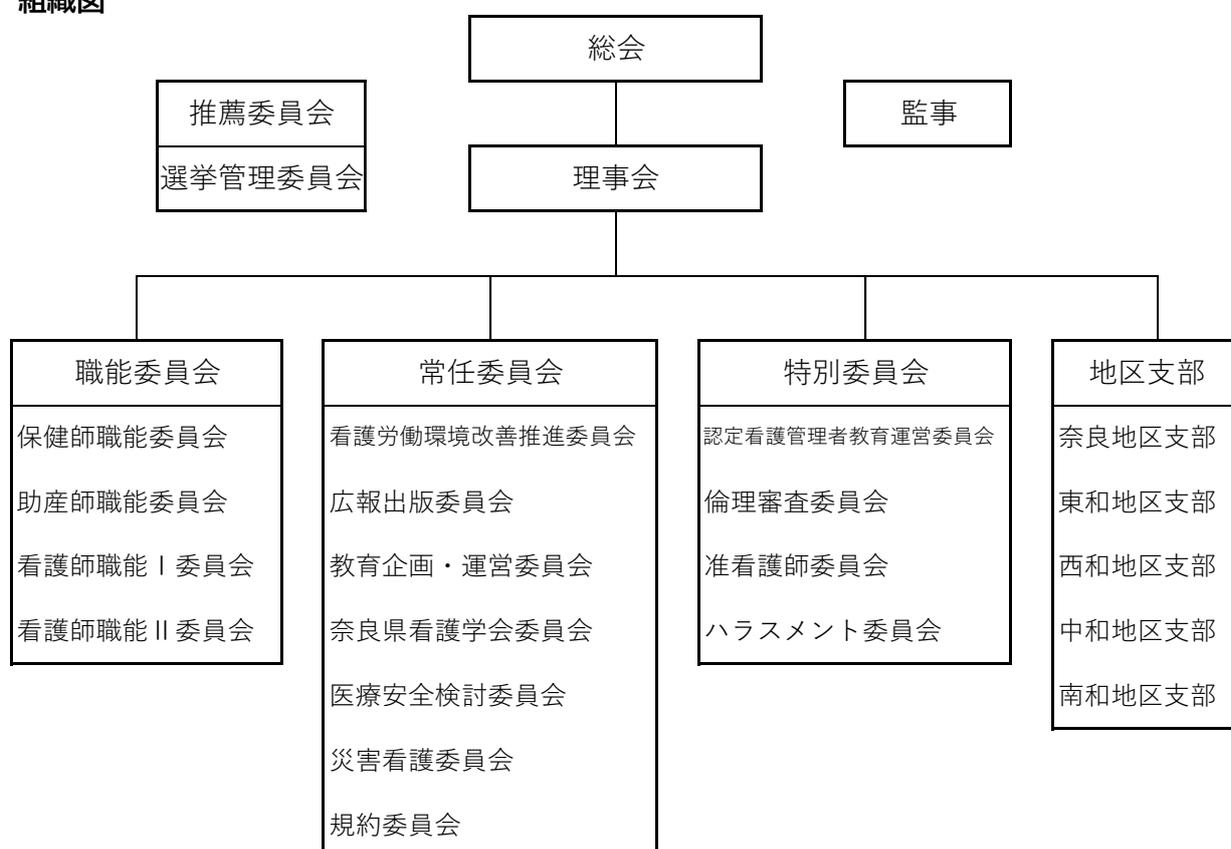
公益社団法人 奈良県看護協会 組織体制・組織図

2025年度

組織体制



組織図



2024年度 役員・委員

(2025年3月31日現在)

役員

会長	春木 邦 恵	地区理事 (奈良)	新 田 伊津美
第1副会長	橋 口 智 子	地区理事 (東和)	有 川 万里子
第2副会長	高 橋 久 子	地区理事 (西和)	近 藤 貴代美
専務理事	西 岡 令 子	地区理事 (中和)	野 村 佳 香
常任理事	森 田 冴 子	地区理事 (南和)	辻 井 里 美
常任理事	高 島 範 子	監 事	木 村 花 子
保健師職能理事	大 井 久美子	監 事	石 川 しのぶ
助産師職能理事	細 川 喜美恵	監 事	藤 原 幸 子
看護師職能Ⅰ理事	河 野 恵		
看護師職能Ⅱ理事	山 崎 優美代		
准看護師理事	和 田 康 子		

職 能 委 員 会

保健師職能委員会

松 本 泉 美	大 西 美 幸	奥 田 暁 子	岡 本 奈 央
竹 内 めぐみ			

助産師職能委員会

石 田 淳 子	中 藺 瑞 枝	坂 本 信 子	酒 井 かおり
田 中 佐 世	宇 野 光 世	石 田 千 陽	

看護師職能Ⅰ委員会

森 川 さおり	泉 谷 かな子	野 澤 綾 乃	杉 本 美津子
松 山 正 江	吉 川 有 子	田 口 千 里	中 村 順 美

看護師職能Ⅱ委員会

長 嶋 正 枝	西 手 麻 貴	松 岡 美穂子	西 村 泰 恵
田 丸 勝 巳	平 慶 子		

推 薦 委 員 会

杉 下 薫	鼈甲屋 和 美	山 上 由美子	井 上 弘 子
中 村 理 枝			

選挙管理委員会

本多理恵 栗元絵理 一谷弥生 西井美緒
横山久美子

常任委員会

看護労働環境改善推進委員会

井上ゆかり 浅野千春 前川紋子 西村和子
的場美佳 小田由美子

広報出版委員会

古賀めぐみ 亀本望 山下奈津美 杉原薫
仲寫佳代 小坂明子

教育企画・運営委員会

寺田和代 志茂友紀子 田中奈都 田中洋子
宮寛明 杉山里佳子 橋詰佳純 宮原啓子
陳野優子 寶明日香

奈良県看護学会委員会

林田和美江 島勝紅 吉田明美 丸橋敦子
芝崎美保 奥田美幸 林田麗 堀口陽子

医療安全検討委員会

西浦聡子 飯田里枝 長澤忠子 谷田真美子
松本華代 中村光代

災害看護委員会

辻谷太 本村佳樹 米田和晃 米山博章
笹田泉樹 石本真治 藤原千明 浦西ゆかり
加藤計至

規約委員会

橋口智子 高橋久子 西岡令子 森田冴子
高島範子 丸谷昭典

特別委員会

認定看護管理者教育運営委員会

柏田真由 撫養真紀子 福山麻里 森田冴子
津森 栄

倫理審査委員会

橋口智子 高橋久子 西岡令子 森田冴子
高島範子 丸谷昭典

准看護師委員会

和田康子 宮崎未来 下川久仁子 高瀬好子
坂上由美

ハラスメント委員会

橋口智子 森田冴子 藤原幸子 中村静子

地区支部役員名簿

	奈良地区支部	東和地区支部	西和地区支部	中和地区支部	南和地区支部
支部長	新田伊津美	有川万里子	近藤貴代美	野村佳香	辻井里美
副支部長	鈴木陽子	覚野典子	田中礼子	仲久美	榊井真寿美
会計	中村明子	中西未保	榊井真佐美	稲田充代	水野美恵子
書記	福田裕美	藤原小百合	大谷須美子	坂本昭子	安立久美子
監事	森田純子	吉川圭	島田尚美	太田真代	田端鈴子

会 長	春木 邦恵	○本会の代表業務を執行
専務理事	西岡 令子	○会長及び副会長の補佐、業務の分担執行 ・組織・事業全体総括、表彰推薦、渉外、政策、事業計画・収支決算に関すること ・関係機関・団体との連携、災害対策、看護労働問題及び対策
常任理事	森田 冨子	・教育事業に関すること ・職能委員会、常任・特別委員会事業、看護学会、認定看護管理者教育事業に関すること ・医療・政策に関する研修 ・他部門との協働事業
常任理事	高島 範子	・地域看護事業に関すること ・地区支部活動、協会立訪問看護ステーション・訪問看護推進事業 ・災害支援および医療安全対策事業に関すること ・他部門との協働事業

部	所掌業務
事務部	① 総務業務全般に関すること
	② 財務及び会計に関すること
	③ 会員登録及び会員情報の管理に関すること
	④ 文書管理及びホームページの管理に関すること
	⑤ 図書室の管理に関すること
	⑥ 人事・労務管理に関すること
	⑦ 看護研修センターの管理に関すること
教育事業部	① 継続教育に関すること
	② 認定看護管理者教育に関すること
	③ 看護教員の質の向上に関すること
	④ 看護研究学会に関すること
地域看護事業部	① 地域看護の推進に関すること
	② 医療安全対策事業に関すること
	③ 災害支援に関すること
	④ 「看護の日」の事業に関すること
	⑤ 市町村等関連団体事業への協力に関すること
ホームナーシングセンター	① 訪問看護ステーション事業に関すること
	② 地域看護の推進に関すること
	③ ホームナーシングセンターの管理・運営に関すること
ナースセンター事業部	① 看護職無料職業紹介所に関すること
	② 看護職定着促進事業に関すること
	③ 復職支援事業に関すること
	④ メンタル相談事業に関すること
	⑤ 「看護の心」普及事業に関すること

看護職の倫理綱領

2021年3月 公益社団法人日本看護協会

前 文

人々は、人間としての尊厳を保持し、健康で幸福であることを願っている。看護は、このような人間の普遍的なニーズに応え、人々の生涯にわたり健康な生活の実現に貢献することを使命としている。

看護は、あらゆる年代の個人、家族、集団、地域社会を対象としている。さらに、健康の保持増進、疾病の予防、健康の回復、苦痛の緩和を行い、生涯を通して最期まで、その人らしく人生を全うできるようその人のもつ力に働きかけながら支援することを目的としている。

看護職は、免許によって看護を実践する権限を与えられた者である。看護の実践にあたっては、人々の生きる権利、尊厳を保持される権利、敬意のこもった看護を受ける権利、平等な看護を受ける権利などの人権を尊重することが求められる。同時に、専門職としての誇りと自覚をもって看護を実践する。

日本看護協会の『看護職の倫理綱領』は、あらゆる場で実践を行う看護職を対象とした行動指針であり、自己の実践を振り返る際の基盤を提供するものである。また、看護の実践について専門職として引き受ける責任の範囲を、社会に対して明示するものである。

本 文

1 看護職は、人間の生命、人間としての尊厳及び権利を尊重する。

すべての人々は、その国籍、人種、民族、宗教、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的地位、経済的状态、ライフスタイル、健康問題の性質によって制約を受けることなく、到達可能な最高水準の健康を享受するという権利¹を有している。看護職は、あらゆる場において、人々の健康と生活を支援する専門職であり、常に高い倫理観をもって、人間の生命と尊厳及び権利を尊重し行動する。

看護職は、いかなる場でも人間の生命、人間としての尊厳及び権利を尊重し、常に温かな人間的配慮をもってその人らしい健康な生活の実現に貢献するよう努める。

2 看護職は、対象となる人々に平等に看護を提供する。

看護における平等とは、単に等しく同じ看護を提供することではなく、その人の個別的特性やニーズに応じた看護を提供することである。社会の変化とともに健康や生き方への意識も変化し、人々の看護へのニーズは多様化・複雑化している。人々の多様で複雑なニーズに対応するため、看護職は豊かな感性をもって健康問題の性質や人々を取り巻く環境等に応じた看護を提供し、人々の健康と幸福に寄与するよう努める。

また、看護職は、個人の習慣、態度、文化的背景、思想についてもこれを尊重し、受けとめる姿勢をもって対応する。

3 看護職は、対象となる人々との間に信頼関係を築き、その信頼関係に基づいて看護を提供する。

看護は、高度な知識や技術のみならず、対象となる人々との間に築かれる信頼関係を基盤として成立する。

よりよい健康のために看護職が人々と協調すること、信頼に誠実に応えること、自らの実践について十分な説明を行い理解と同意を得ること、実施結果に責任をもつことを通して、信頼関係を築き発展させるよう努める。

また、看護職は自己の実施する看護が専門職としての支援であることを自覚し、支援上の関係を越えた個人的関係に発展するような行動はとらない。

さらに、看護職は対象となる人々に保健・医療・福祉が提供される過程においては、対象となる人々の考えや意向が反映されるように、積極的な参加を促す。また、人々の顕在的潜在的な能力に着目し、その能力を最大限生かすことができるよう支援する。

4 看護職は、人々の権利を尊重し、人々が自らの意向や価値観にそった選択ができるよう支援する。

人々は、知る権利及び自己決定の権利を有している。看護職は、これらの権利を尊重し、十分な情報を提供した上で、保健・医療・福祉、生き方などに対する一人ひとりの価値観や意向を尊重した意思決定を支援する。意思決定支援においては、情報を提供・共有し、その人にとって最善の選択について合意形成するまでのプロセスをともに歩む姿勢で臨む。

保健・医療・福祉においては、十分な情報に基づいて自分自身で選択する場合だけでなく、知らないでいるという選択をする場合や、決定を他者に委ねるといった選択をする場合もある。また、自らの意思を適切に表明することが難しい場合には、対象となる人々に合わせて情報提供を行い、理解を得たうえで、本人の意向を汲み取り、その人にとって最善な合意形成となるよう関係者皆で協働する。さらに、看護職は、人々が自身の価値観や意向に沿った保健・医療・福祉を受け、その人の望む生活が実現できるよう、必要に応じて代弁者として機能するなど、人々の権利の擁護者として行動する。そして、個人の判断や選択が、そのとき、その人にとって最良のものとなるよう

支援する。

5 看護職は、対象となる人々の秘密を保持し、取得した個人情報に適正に取り扱う。

看護職は、個別性のある適切な看護を実践するために、対象となる人々の秘密に触れる機会が多い。看護職は正当な理由なく、業務上知り得た秘密を口外してはならない。

また、対象となる人々の健康レベルの向上を図るためには個人情報が必要であり、さらに、多職種と緊密で正確な情報共有も必要である。個人情報には氏名や生年月日といった情報のみならず、画像や音声によるものや遺伝情報も含まれる。看護職は、個人情報の取得・共有の際には、対象となる人々にその必要性を説明し同意を得るよう努めるなど適正に取り扱う。家族等との情報共有に際しても、本人の承諾を得るよう最大限の努力を払う。

また、今日の ICT (Information and Communication Technology: 情報通信技術) の発展に伴い、さまざまなソーシャルメディアが普及している。これらを適切に利用することにより、看護職だけでなく、人々にとっても健康に関する有用な情報をもたらすなどの恩恵がある。看護職は、業務上の利用と私的な利用を区別し、その利用に伴う恩恵のみならず、リスクも認識する。また、情報の正確性の確認や対象となる人々と看護職自身のプライバシー権の保護など、細心の注意を払ったうえで情報を発信・共有する。

6 看護職は、対象となる人々に不利益や危害が生じているときは、人々を保護し安全を確保する。

看護職は、常に、人々の健康と幸福の実現のために行動する。看護職は、人々の生命や人権を脅かす行動や不適切な行為を発見する立場にある。看護職がこれらの行為に気づいたときは、その事実を目を背けることなく、人々を保護し安全を確保するよう行動する。その際には、多職種で情報を共有し熟慮したうえで対応する。

また、保健・医療・福祉の提供においては、関係者による不適切な判断や行為がなされる可能性や、看護職の行為が対象となる人々を傷つける可能性があることを含めて、いかなる害の可能性にも注意を払い、人々の生命と人権をまもるために働きかける。非倫理的な実践や状況に気づいた場合には疑義を唱え、適切な保健・医療・福祉が提供されるよう働きかける。

7 看護職は、自己の責任と能力を的確に把握し、実施した看護について個人としての責任をもつ。

看護職は、自己の責任と能力を常に的確に把握し、それらに応じた看護実践を行う。看護職は自己の実施する看護について、説明を行う責任と判断及び実施した行為とその結果についての責任を負う。

看護職の業務は保健師助産師看護師法に規定されている。看護職は関連する法令を遵守し、自己の責任と能力の範囲内で看護を実践する。また、自己の能力を超えた看護が求められる場合には、支援や指導を自ら得たり、業務の変更を求めたりして、安全で質の高い看護を提供するよう努める。さらに、他の看護職などに業務を委譲する場合は自己及び相手の能力を正しく判断し、対象となる人々の不利益とならないよう留意する。

8 看護職は、常に、個人の責任として継続学習による能力の開発・維持・向上に努める。

看護職には、科学や医療の進歩ならびに社会的価値の変化にともない多様化する人々の健康上のニーズに対応していくために、高い教養とともに高度な専門的能力が求められる。高度な専門的能力をもち、より質の高い看護を提供するために、免許を受けた後も自ら進んでさまざまな機会を活用し、能力の開発・維持・向上に努めることは、看護職自らの責任ならびに責務である。

継続学習には、雑誌や図書などの情報や自施設の現任教育のプログラムの他に、学会・研修への参加など施設外の学習、e ラーニング等さまざまな機会がある。看護職はあらゆる機会を積極的に活用し、専門職としての研鑽を重ねる。

また、自己の能力の開発・維持・向上のみならず、質の高い看護の提供を保障するために、後進の育成に努めることも看護職の責務である。

9 看護職は、多職種で協働し、よりよい保健・医療・福祉を実現する。

看護職は、多職種で協働し、看護及び医療の受け手である人々に対して最善を尽くすことを共通の価値として行動する。

多職種での協働においては、看護職同士や保健・医療・福祉の関係者が相互理解を深めることを基盤とし、各々が能力を最大限に発揮しながら、より質の高い保健・医療・福祉の提供を目指す。

また、よりよい医療・看護の実現と健康増進のためには、その過程への人々の参画が不可欠である。看護職は、対象となる人々とパートナーシップ²を結び、対象となる人々の医療・看護への参画のみならず、研究や医療安全などでも協力を得て、ともにより質の高い保健・医療・福祉をつくりあげることが促進する。

10 看護職は、より質の高い看護を行うために、自らの職務に関する行動基準を設定し、それに基づき行動する。

自らの職務に関する行動基準を設定し、それに基づき行動することを通して自主規制を行うことは、専門職としての必須の要件である。この行動基準は、各々の職務に求められる水準やその責務を規定したものであり、看護職の専門的価値を支持するものである。

このような基準の作成は組織的に行い、個人としてあるいは組織としてその基準を満たすよう努め、評価基準としても活用する。また、社会の変化や人々のニーズの変化に対応させて、適宜改訂する。

看護職は、看護職能団体が示す各種の基準や指針に則り活動する。また、各施設では、施設や看護の特徴に応じたより具体的・実践的な基準等を作成することにより、より質の高い看護を保障するように努める。

11 看護職は、研究や実践を通して、専門的知識・技術の創造と開発に努め、看護学の発展に寄与する。

看護職は、常に、科学的知見並びに指針などを用いて看護を実践するとともに、新たな専門的知識・技術の開発に最善を尽くす。開発された専門的知識・技術は蓄積され、将来のより質の高い看護の提供に貢献する。すなわち、看護職は、研究や実践に基づき、看護の中

核となる専門的知識・技術の創造と開発、看護政策の立案に努めることで看護学の発展及び人々の健康と福祉に寄与する責任を担っている。

また、看護職は、保健・医療・福祉のあらゆる研究参加に対する人々の意向を尊重し、いかなる場合でも人々の生命、健康、プライバシーをまもり、尊厳及び権利を尊重するとともに、適切な保健・医療・福祉の提供を保障する。

12 看護職は、より質の高い看護を行うため、看護職自身のウェルビーイング³の向上に努める。

看護職がより質の高い看護を提供するためには、自らのウェルビーイングをまもることが不可欠である。看護職が健康で幸福であることが、よりよい看護の提供へとつながり、対象となる人々の健康と幸福にも良好な結果をもたらす。

看護職は、自身のウェルビーイングの向上のために、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をとることやメンタルヘルスケアに努める。

さらに、看護職の実践の場には、被曝、感染、ハラスメント、暴力などの危険が伴う。そのため、すべての看護職が健全で安全な環境で働くことができるよう、個人と組織の両方の側面から取り組む。

13 看護職は、常に品位を保持し、看護職に対する社会の人々の信頼を高めるよう努める。

看護は、看護を必要とする人々からの信頼なくしては存在しない。常に、看護職は、この職業の社会的使命・社会的責任を自覚し、専門職としての誇りを持ち、品位を高く維持するように努める。

看護に対する信頼は、専門的な知識や技術のみならず、誠実さ、礼節、品性、清潔さ、謙虚さなどに支えられた行動によるところが大きい。また、社会からの信頼が不可欠であり、専門領域以外の教養を深めるにとどまらず、社会的常識などをも十分に培う必要がある。

さらに、看護職は、その立場を利用して看護職の信頼を損なうような行為及び不正行為はしない。

14 看護職は、人々の生命と健康をまもるため、さまざまな問題について、社会正義の考え方をもちて社会と責任を共有する。

看護職は、人々の生命、尊厳及び権利をまもり尊重する立場から、生命と健康に深く関わるあらゆる差別、貧困、さまざまな格差、気候変動、虐待、人身売買、紛争、暴力などについて、地球規模の観点から社会正義の考え方をもちて社会と責任を共有する。常に、わが国や世界で起きているこれらの問題についての知識を更新し、意識を高め、それらについて社会に発信するよう努める。また、これらの問題の潜在的な状況から予防的に関わり、多職種や関係機関で連携し看護職として適切な対応をとる。

さらに、看護職は保健・医療・福祉活動による環境破壊を防止する責務を果たすとともに、清浄な空気と水・安全な食物の確保、騒音対策など、人々の健康を保持増進するための環境保護に積極的に取り組む。そして、人々の生命の安全と健康がまもられ平和で包摂的な社会の実現を目指す。

15 看護職は、専門職組織に所属し、看護の質を高めるための活動に参画し、よりよい社会づくりに貢献する。

看護職は、いつの時代においても質の高い看護の提供を通して社会の福祉に貢献するために、専門職としての質の向上を図る使命を担っている。保健・医療・福祉及び看護にかかわる政策や制度が社会の変化と人々のニーズに沿ったものとなるよう、看護職は制度の改善や政策決定、新たな社会資源の創出に積極的に取り組む。

看護職は看護職能団体に所属し、これらの取り組みをはじめとする看護の質を高めるための活動に参加することを通してよりよい社会づくりに貢献する。

16 看護職は、様々な災害支援の担い手と協働し、災害によって影響を受けたすべての人々の生命、健康、生活をまもることに最善を尽くす。

災害は、人々の生命、健康、生活の損失につながり、個人や地域社会、国、さらには地球環境に深刻な影響を及ぼす。看護職は、人々の生命、健康、生活をまもる専門職として災害に対する意識を高め、専門的知識と技術に基づき保健・医療・福祉を提供する。

看護職は、災害から人々の生命、健康、生活をまもるため、平常時から政策策定に関与し災害リスクの低減に努め、災害時は、災害の種類や規模、被災状況、初動から復旧・復興までの局面等に応じた支援を行う。また、災害時は、資源が乏しく、平常時とは異なる環境下で活動する。看護職は、自身の安全を確保するとともに刻々と変化する状況とニーズに応じた保健・医療・福祉を提供する。

さらに、多種多様な災害支援の担い手とともに各々の機能と能力を最大限に発揮するよう努める。

1 WHO (World Health Organization: 世界保健機関) は「世界保健機関憲章」前文において、「人種、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、最高水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとっての基本的人権のひとつ」(公益社団法人日本 WHO 協会仮訳)としている。これを参考に、本倫理綱領は、到達可能な最高水準の健康を享受することは人々の権利であるという考え方を基盤にしている。

2 ここでいう、保健・医療・福祉におけるパートナーシップは、看護職と対象となる人々がよりよい健康や生活の実現に向かって対等な立場で協力しあう関係のことを示している。

3 1948年に出された「世界保健機関憲章」において“Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.”と述べられている。これを参考に、本倫理綱領においては、ウェルビーイングを身体的、精神的、社会的に良好な状態であることと意識し、使用している。ウェルビーイングを一語の日本語に翻訳することが難しいこと、また、意味するところが曖昧であることから日常的に使用される言葉ではない。そのため、本倫理綱領では看護職のウェルビーイングへの親和性を高めるためカタカナ表記とした。

光 求めて

作詩 山本敏子
補作詩・作曲 小椋 佳

大空のもと 光求めて
看護の心 胸深く
両手にかざす 愛のほむらは
静かに燃える 優しく燃える
今 この時 そして明日に

さざなみに揺れ 光求めて
看護の願い 胸熱く
つなぐその手に 通う血潮は
さやかにとける 優しくとける
ただ ひとすじ またひたむきに

そよ風に乗り 光求めて
看護の祈り 胸清く
枕べにたつ 花の香りは
ほのかに匂う 優しく匂う
今 この時 そして明日に
今 この時 そして明日に

1. おさ おさ ぞな らの も とれ ー ひ か
2. おさ おさ よ なか み に の ゆ の り ー ー ひ ひ か か
3. そよ 風 に 乗 り 光 求 め て

りり もとめ てて ー ー かか んん じじ のの
りり もとめ てて ー ー かか んん じじ のの

こねい かがの ろいり むむむ ねねね ふあき かつよ くく ー ー
りよ うなく てぐら にそへ かのた ぎてた すにつ ー ー あかは いよな
ま だ ま こ の と と す き じ き ー ー そ ま そ し た し て ひ て あ た し た た き た

にに ー ー に ー ー い ま こ の と
き ー ー そ し て あ し た に ー



公益社団法人 奈良県看護協会

〒634-0813 橿原市四条町 288-8 (奈良県看護研修センター)

TEL (0744) 25-4014 FAX (0744) 24-7703

■奈良県ナースセンター

〒634-0813 橿原市四条町 288-8 (奈良県看護研修センター内)

TEL (0744) 25-4031 FAX (0744) 24-7703

■訪問看護総合支援センター

〒634-0074 橿原市四分町 252-1 (ホームナーシングセンター内)

TEL (0744) 25-8441 FAX (0744) 25-8442

■橿原訪問看護ステーション (居宅介護支援事業所併設)

〒634-0074 橿原市四分町 252-1 (ホームナーシングセンター内)

TEL (0744) 29-0611・20-3303 FAX (0744) 29-7032

■橿原訪問看護ステーションやわらぎの郷 (居宅介護支援事業所併設)

〒634-0847 橿原市飯高町 103-1

TEL (0744) 25-0222 FAX (0744) 25-0066

■宇陀訪問看護ステーション (居宅介護支援事業所併設)

〒633-0253 宇陀市榛原萩原 155-4

TEL (0745) 82-6603 FAX (0745) 82-6604

(支所) ■東宇陀訪問看護ステーション

〒633-1211 宇陀郡曾爾村塩井 991-1 (曾爾村老人福祉センター内)

TEL (0745) 94-2828 FAX (0745) 94-2828

公益社団法人 奈良県看護協会

〒634-0813 奈良県橿原市四条町 288-8

奈良県看護研修センター

TEL 0744-25-4014

FAX 0744-24-7703

(労働大臣認可) 看護職無料職業紹介所

TEL 0744-25-4031